

令和4年 第1回定例会

# 青木村議会会議録

令和4年3月8日 開会

令和4年3月18日 閉会

青木村議会

## 令和4年第1回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月8日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	1 1
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2
○議案第2号の上程、説明	2 7
○議案第3号の上程、説明	3 0
○議案第4号の上程、説明	3 1
○議案第5号の上程、説明	3 2
○議案第6号の上程、説明	3 3
○議案第7号の上程、説明	3 4
○議案第8号の上程、説明	3 4
○議案第9号の上程、説明	3 5
○議案第10号の上程、説明	3 6
○議案第11号の上程、説明	4 5
○議案第12号の上程、説明	4 6
○議案第13号の上程、説明	4 7
○議案第14号の上程、説明	7 4
○議案第15号の上程、説明	7 7
○議案第16号の上程、説明	7 9
○議案第17号の上程、説明	8 1

○議案第18号の上程、説明	8 2
○議案第19号の上程、説明	8 6
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び令和4年度青木村社会福祉協議会会計予算の報告	9 3
○散会の宣告	9 6

## 第 2 号 (3月10日)

○議事日程	9 7
○出席議員	9 7
○欠席議員	9 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
○事務局職員出席者	9 8
○開議の宣告	9 9
○村長発言	9 9
○議事日程の報告	9 9
○一般質問	1 0 0
沓掛計三君	1 0 0
塩澤敏樹君	1 0 7
坂井弘君	1 1 6
宮下壽章君	1 4 1
平林幸一君	1 4 9
居鶴貞美君	1 5 8
松本淳英君	1 6 8
宮入隆通君	1 7 8
○総括質疑	1 8 8
○委員会付託	1 8 8
○散会の宣告	1 9 0

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	191
○出席議員	192
○欠席議員	192
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	192
○事務局職員出席者	193
○開議の宣告	194
○議事日程の報告	194
○委員長審査報告	194
○報告第1号の質疑、討論、採決	197
○議案第2号の質疑、討論、採決	197
○議案第3号の質疑、討論、採決	202
○議案第4号の質疑、討論、採決	205
○議案第5号の質疑、討論、採決	206
○議案第6号の質疑、討論、採決	208
○議案第7号の質疑、討論、採決	209
○議案第8号の質疑、討論、採決	210
○議案第9号の質疑、討論、採決	211
○議案第10号の質疑、討論、採決	211
○議案第11号の質疑、討論、採決	212
○議案第12号の質疑、討論、採決	213
○議案第13号の質疑、討論、採決	213
○議案第14号の質疑、討論、採決	215
○議案第15号の質疑、討論、採決	216
○議案第16号の質疑、討論、採決	216
○議案第17号の質疑、討論、採決	217
○議案第18号の質疑、討論、採決	218
○議案第19号の質疑、討論、採決	218
○閉会の宣告	219

○署名議員..... 2 2 1

令和 4 年 3 月 8 日（火曜日）

（第 1 号）

## 令和4年第1回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年3月8日(火曜日) 午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 第6次青木村長期振興計画基本構想及び前期基本計画について
- 日程第 5 議案第 2号 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 村道路線の認定について
- 日程第12 議案第 9号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 日程第13 議案第10号 令和3年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第11号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第12号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第16 議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算について
- 日程第17 議案第14号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第15号 令和4年度青木村別荘事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 令和4年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第17号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第18号 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算について

日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 4 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について

日程第 2 3 発議第 1 号 燃油価格の抑制を求める意見書について

日程第 2 4 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について

日程第 2 5 一般質問

---

### 出席議員（10名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	8 番	宮 下 壽 章 君
9 番	沓 掛 計 三 君	10 番	居 鶴 貞 美 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
総務企画課長	片 田 幸 男 君	参 事 兼 商工観光移住 課 長	花 見 陽 一 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長 兼 防 災 危 機 監 管 理	多 田 治 由 君
建設農林課長	稲 垣 和 美 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小 林 宏 記 君
代表監査委員	内 藤 賢 二 君		

---

### 事務局職員出席者

事 務 局 長	片 田 幸 男	事 務 局 員	小 林 宏 記
---------	---------	---------	---------



開会 午前 9時00分

### ◎開会の宣告

○議長（金井とも子君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第1回青木村議会定例会を開催します。

今定例会開催に当たり、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、12月定例議会同様に、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最少人数の出席として行います。

10日の一般質問につきまして、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。感染防止に当たり、質疑・答弁共に要点を得た明瞭簡潔な内容となるよう御協力をお願いします。

---

### ◎議事録署名議員の指名

○議長（金井とも子君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、5番、坂井弘議員、10番、居鶴貞美議員を指名します。

---

### ◎会期決定

○議長（金井とも子君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る3月2日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日8日から22日までの15日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月22日までの15日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙、日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日8日開会、議案説明と、議案第1号と発議第1号から第2号の審議・採決を行い、散

会といたします。9日は議案審査のため休会、10日木曜日は一般質問と令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑と委員会付託、11日は議案審査のため休会、12日と13日は休日のため休会、14日月曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、15日火曜日は社会文教委員会の委員会審議、16日、17日は議案審査のため休会、18日金曜日は委員長報告・審議・採決、19、20、21日は休日のため休会、22日火曜日は審議・採決といたします。

---

### ◎村長挨拶

○議長（金井とも子君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さんおはようございます。

本日、令和4年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

日頃、議員の皆さんには村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

西暦2022年のこの時代にありまして、戦争を始めた国がございます。ロシアは主権国家であるウクライナに侵攻し、全面戦争を仕掛けました。現代においてまれに見る大国の暴挙であり、国際社会は第二次世界大戦後、最も深刻な危機に直面しております。今でもウクライナ侵攻は激化し、罪のない市民の命を奪っております。

我が国にとりましても、遠い国の出来事では決してございません。石油、天然ガス等のエネルギー資源、そして半導体、レアメタルなどの輸出制限による経済への影響、もう一つ大きなことといたしまして、東南アジア地域の安全保障問題への波及も心配でございます。一日も早い終戦と平和を祈りたいと思います。

さて、国内の新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから約2年、感染力の強い変異株が次々と出現いたしまして、デルタ株に続き第6波であるオミクロン株へのパンデミックが日本列島を襲いました。

長野県でも、オミクロン株によります新規陽性者が過去に経験のない規模で増加しました。入院患者の増加による医療の逼迫を避け、療養者、濃厚接触者の増加による社会機能の停滞

を防ぐため、1月27日から3月6日までの間、全ての圏域におきまして感染警戒レベルを6といたし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を講じました。その後、新規陽性者が減少したことや病床使用率も低下しましたことから、まん延防止等重点措置は3月6日で解除といたしましたが、引き続き感染予防対策は徹底して行っていかなければなりません。

青木村のワクチン集団接種3回目につきましては、まず、村内に住所のある65歳以上の方が1月26日から29日、64歳以下の方は2月20日から21日、2月28日から3月1日と順次実施されました。村では引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止と地域経済活動の活性化の両立を図るため、皆さんの御協力をお願いしてまいります。

次に、青木村が策定する全ての計画の基本となります第6次青木村長期振興計画は、2月22日の策定審議会において最終案が決定され、村に答申されました。

本議会で議決をお願いするわけですが、策定に当たっての基本的な姿勢といたしましては、なるべく多くの方から御意見をいただき、計画に反映していくという考えの下、進めてまいりました。村民2,000名に実施した村づくりアンケート、全12区で開催いたしました村づくり懇談会、中学生によるキャッチコピーコンテスト、パブリックコメント、各種団体からの御意見、御助言や御提案を反映した内容となっております。

今回の計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化したこと、なるべく分かりやすい表現としたこと、六つの重点プロジェクトなどによりめり張りをつけたことが特徴となっております。

今後10年間の村づくりの基本的な方向性を示すものでございます。御審議をどうかよろしくお願いいたします。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用して実施しておりますコロナ対策事業についてでございますが、令和3年度につきましては事業費約1億800万円で、19の事業に取組を行ってまいりました。主なものといたしましては、保・小・中学校の給食費の無料化で約3,400万円、プレミアム消費券発行事業で約1,650万円、公共的空間安全・安心確保事業で約1,000万円、コロナワクチン円滑実施事業で約1,000万円などがございます。事業はほぼ完了しておりまして、給食費の無料化に対しましては、7月に実施いたしました村民アンケートにおいて多くの保護者の皆さんから感謝の言葉をいただきました。

次に、令和4年度の事業についてでございますが、事業費約1億円で7事業に取組を行う予定で、令和4年度当初予算に計上してございます。

主なものとしたしましては、令和4年度も継続する保・小・中学校の給食費無料化で約3,400万円、地域消費券発行事業で約550万円、公共的空間安全・安心確保事業で約600万円、行政事務デジタル化推進事業で約1,650万円、保育園の環境整備事業に約2,500万円を計上してございます。

コロナ対策につきましては、引き続き必要な方へ、迅速かつ公平で平等を基本に実施してまいります。

このたび、議案として青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例を提案してございます。これは、今まで要綱で適正な実施をお願いしてまいりましたものを今回、内容を見直し、条例化をお願いするものでございます。自然や生活環境を守ろうと、県内でも幾つかの自治体で、事業者へ近接住民や関係区の同意取付けを求めるなど、地域での理解が得られず望まれない太陽光発電設備の設置に歯止めをかけるための規制強化を行っております。

村では以前より、野立ての太陽光発電設備の設置につきまして、周辺土地利用との調和や雨水の流出増、あるいは景観阻害への懸念などからトラブルが発生するなど、行政といたしましても苦慮してきた経緯がございます。国・県及び村の現行法等の中で対応できないか検討も重ねてまいりましたが、このたび、多くの村民の皆さんの要望に沿うべく将来を見据えた条例の制定を、私は、覚悟を持って提案させていただきました。

多くの課題を解決するためのこの条例の制定は、青木村の精神的な柱となっております江戸時代の農民一揆、昭和の農民運動、満州移民の拒否や平成の合併への不参加などと同様に、後々村民の皆さんに大きく評価いただけるものと私は確信をしております。

しかし、一方、東日本大震災の際の原子力発電所の事故を契機といたしまして、再生可能エネルギーへの転換が大きな課題となっております。また、最近の時代の潮流でございますSDGsの達成、ゼロカーボン社会の実現、中でも地球温暖化対策は重要な課題と捉えております。この動きにつきましては、今議会での議決をお願いしております長期振興計画の各施策の中で、村の責務としてしっかり取り組むこととしております。

次に、上田地域広域連合の重要課題や事業についてでございますが、資源循環型施設建設につきましては、環境影響評価につきまして、長野県環境評価条例に基づき手続を進めており、現在は調査、予測、手法等を記載した方法書を作成しているところでございます。今後は地域住民の皆さんへ方法書の内容についての説明会を予定し、また、環境対策や防災対策、余熱利用計画などを整理する基本計画策定業務に着手しており、おおむね予定どおり進捗し

ている状況でございます。

地域医療対策についてでございますが、ふるさと基金を活用し、信州上田医療センター医療従事者確保や、病院群輪番制病院に対する補助事業等を実施しております。その成果の一つといたしまして、2月1日現在、信州上田医療センターの医師数は初期研修医を含め79人で、昨年同期より5人増となり、一層の充実が図られたものと捉えております。

補助事業につきましては、昨年1月から12月までの上小医療圏の救急搬送収容件数は8,859件で、病院群輪番制病院と信州上田医療センターで全体のおよそ84%を受け入れていただいております。今後も支援の充実を図りまして、地域の安全・安心な救急医療体制の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、救急出動についてでございますが、令和3年中の救急出動件数は9,481件で、令和2年より605件増加いたしました。今後、人流の増加に伴いまして増加傾向になるものと推察されます。

次に、火災予防についてでございますが、令和3年中の火災件数は62件で、前年と比較いたしまして8件の減少となりました。住宅火災により亡くなるのは65歳以上の高齢者が多く、高齢者の住宅防火対策がさらに効果的になるよう予防・広報活動を展開してまいります。

次に、政府は先頃、人口の著しい減少に伴いまして地域社会の活力が低下している地域など、全国の市町村数の51.5%に当たる885の自治体を過疎地域に指定いたしました。前回より65の市町村が新たに増えたとのことでございます。青木村は幸いにいたしましてこの中に入っておりませんが、これは議会や村民の皆さんの村の活性化に向けた努力のたまものでございます。

次に、昨年11月に現地確認をしながら各地区からいただいた道路や水路等の271か所の要望につきましては、既に今年度予算で実施した箇所もございりますが、緊急性の高いものから来年度予算の中で対応してまいります。

さて、2月17日に公表されました内閣府月例経済白書によりますと、2月は景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるとのことでございます。

続きまして、さきの12月定例議会から本日までの主な行政報告をさせていただきます。

1月2日、青木村成人式が男性17名、女性18名の計35名が出席して行われました。新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底いたしまして、式典では恩師などからのお祝いの言葉、

新成人の挨拶が述べられました。式典終了後は関係者のみの交流会が開催され、落ち着いた和やかな雰囲気の中で、恩師やクラスメートとの久しぶりの再会を喜びました。新成人の代表からは、家族やふるさとへの感謝や新たな決意が述べられました。

1月12日、上田市丸子地域自治センターにおいて、上田地域定住自立圏形成に関する変更協定締結合同調印式が行われました。平成23年7月の協定締結以来、5年ごとに内容の見直しを行い、令和4年度からの第3次共生ビジョンが策定されたことから今回の運びとなりました。新たな課題であります脱炭素社会、周期医療、DX、防災など時代の要請に合わせ、その解決に向けた協定の内容となりました。

1月20日、株式会社竹内製作所青木工場新築工事起工式が挙行されました。昨年12月、村の土地開発公社が施工した用地に、来年5月の操業開始を目指しまして竹内製作所による青木工場新築工事が始まりました。

この青木工場建設は、村の産業の拡大、地域経済の底上げ、雇用や税収の増を図りまして、ひいては移住・関係人口の増による村の活性化につながる世紀のプロジェクトでございます。青木工場の開業に伴いまして周辺道路の交通量の増加が見込まれることから、上田建設事務所と村では新工場の完成、開業に間に合うよう、国道143号及び周辺村道の改修工事を実施しています。

次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

総務企画課関係でございます。

雨量等監視システム定期点検委託は、3月達成の見込みでございます。役場庁舎受変電設備更新工事は、達成いたしました。長期振興計画策定業務補助業務等委託は、3月達成の見込みでございます。村長・村議選挙、参議院議員・衆議院議員選挙、達成でございます。

固定資産台帳等基礎資料整備業務につきましては、達成いたしました。

次に、住民福祉課関係でございますが、くつろぎの湯高圧受変電設備更新工事は、達成いたしました。青木村診療所整備事業補助金、これも達成いたしました。保健事業・介護予防の一体的実施事業でございますが、これも達成いたしました。佐久医療センター救命救急センター運営事業補助金、これも達成いたしました。塵芥処理費、ゴミの分別ポスター等作製費、これも達成いたしました。経済的困窮者生理用品無償配布事業、達成。検診情報連携システム整備事業、達成。

次に、建設農林課関係。

森林づくり推進支援金事業、達成。中之組沢砂防事業村道拡幅、当郷国道北3号・6号線

の用地測量設計、3月達成見込みでございます。当郷地区のため池同時決壊ハザードマップ作成、これは3月達成見込みでございます。サル捕獲用おりの購入、達成。当郷地区用排水路の測量・設計、3月の達成見込みでございます。青木の森琴山川河川整備事業の工事、達成。

商工観光移住課関係でございますが、夫神登山ステーション貯水タンク設置工事、達成。第6波対応事業者支援給付金事業、3月達成の見込み。若者定住促進住宅きだち団地屋根塗装工事、達成。

教育委員会関係。

夫神区公民館改修補助金、達成。中学校電話交換機更新工事、達成。保育園リズム室空調設備設置工事、達成。

簡易水道関係でございますが、当郷第1ポンプ・村松西洞ポンプ更新工事、達成。

次に、特定環境保全公共下水道事業関係でございますが、浄化センター薬品供給ポンプ更新工事、達成。浄化センター汚泥供給ポンプ更新工事、達成。浄化センター自動除塵機更新工事、達成。

次に、令和3年12月21日専決の一般会計補正予算について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた村民の皆さんに速やかに支援することが必要でありますことから、専決をし、対応させていただきました。

歳入歳出それぞれ8,489万2,000円を追加いたしまして、総額を31億1,752万9,000円といたしました。新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、子育て世帯及び非課税世帯への支援をしたものでございます。

事業名、予算についてでございますが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、3,471万6,000円でございます。事業の内容につきましては参考に添付してございますので、御覧ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、5,017万6,000円でございます。

次に、令和3年度一般会計補正予算（第6号）の補正について申し上げます。

歳入歳出それぞれに3,833万3,000円を追加いたしまして、総額を31億5,586万2,000円といたします。事業の確定等に伴う予算の増減、コロナ感染症対策、まん延防止等重点措置の適用の延長に伴う営業時間の短縮要請に応じた事業者への協力金の支給や、支援金の交付等について計上いたしました。

主な事業といたしまして、減債基金積立金2,170万円、社会保障・税番号制度住基システ

ム改修委託料に272万2,000円、マイナンバーカード交付事務費50万1,000円、扶助費626万5,000円、新型コロナウイルス予防接種事業502万7,000円、第6波対応事業者支援補助金として625万円、以上でございます。

さて、今議会では令和4年度予算を御審議いただくことになっております。

一般会計は30億8,300万円で、前年度比3億5,100万円の増となりました。第6次青木村長期振興計画「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村～人と自然と産業が調和した豊かな郷～」のスタート年度となります。6分野並びに六つの重点プロジェクトの実現に向けて取り組みます。

令和4年度当初予算案の概要について申し上げます。

一般会計30億8,300万円、特別会計12億1,452万7,000円、公営企業会計7億4,748万7,000円でございます。

主な事業の事業名、予算額について御説明いたします。

企業人材派遣制度派遣事業560万円、地方創生臨時交付金事業1億39万円、村営バス当郷押出口バス停改修工事155万5,000円、参議院議員選挙費748万1,000円、県知事選挙費731万7,000円、災害対策事業51万円。

評価替に伴います標準宅地鑑定評価委託料185万1,000円、航空写真共同撮影市町村負担金491万2,000円。

建設農林課関係でございますが、村農業支援センター事業221万2,000円、現地確認用タブレット購入事業10万4,000円、生産調整推進協力タチアカネ補助事業600万円、園芸産地育成事業補償事業14万9,000円、遊休荒廃農地対策事業補助事業20万円、認定農業者等収入保険加入補助事業8万3,000円、国庫補助当郷地区柿ノ木水路改良工事7,000万円、地籍調査事業586万円、ライフライン等保全対策事業250万、薪・ペレットストーブ購入時の補助30万円、住宅用雨水貯留施設設置補助12万5,000円、村道当郷国道北3号線・6号線道路改良工事1億1,450万円、村営住宅等長寿命化計画作成事業133万1,000円。

次に、住民福祉課関係でございますが、マイナンバーカード交付事務80万2,000円、証明書コンビニ交付事業167万円、日常生活圏域高齢者ニーズ調査148万5,000円、地球温暖化対策実行計画策定事業302万5,000円、新型コロナウイルス予防接種事業1,080万4,000円、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業195万1,000円でございます。

次に、教育委員会関係でございますが、特別支援学校通学費補助105万6,000円、文化会館空調設備設置事業5,310万1,000円、野生里芋群生地環境整備測量費150万円、大法寺三重



塔防災施設整備事業273万8,000円、総合体育館アリーナLED照明化事業440万円でございます。

次に、公営企業会計関係でございますが、当郷岡石地区の配水管布設替え工事費2,640万円、五反田配水池減圧弁の交換工事2,200万円、浄水場の攪拌機交換工事385万円、当郷第2マンホールポンプ更新工事88万円、浄化センターばっ気装置更新工事264万円でございます。

以上、提案をさせていただきました議案のうち主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては教育長並びに担当課長から御説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 村長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認をもとめる。

1、令和3年度青木村一般会計補正予算（第5号）

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

続きまして、令和3年度青木村一般会計補正予算（第5号）をお願いいたします。

令和3年度青木村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,489万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,752万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月21日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

それでは、7ページをお願いいたします。

## 2 歳入

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税を211万3,000円追加し、12億8,969万9,000円とするもので、節1地方交付税の増によるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金を8,277万9,000円追加し、1億2,327万9,000円とするもので、節2児童福祉費補助金を8,277万9,000円の増は、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金8,080万円と、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金197万9,000円でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

## 3 歳出

款3民生費、項2児童福祉費、目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費を3,471万6,000円追加し、6,878万8,000円とするものです。

節11役務費の11万6,000の増は、給付金の支給に係る郵送料口座振込手数料でございます。節18負担金補助及び交付金3,460万円の増は、1人当たり5万円の追加の給付金分と、村独自の10万円の給付金でございます。

目9住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を5,017万6,000円追加し、5,017万6,000円にするもので、節3職員手当等10万円の増は、給付金交付に係る職員の超過勤務手当分、節10需用費10万円の増は給付金に係る消耗品の購入、節11役務費23万3,000円の増は給付金の支給に係る郵送料口座振込手数料、節12委託料144万3,000円の増は給付金に係る電算システムの改修委託料、節18負担金補助及び交付金4,830万円の増は、1人当たり10万円の給付金分でございます。

以上、一般会計補正予算専決処分について御説明いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 日程第4、議案第1号 第6次青木村長期振興計画基本構想及び前期基本計画についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号 第6次青木村長期振興計画（基本構想及び前期基本計画）について

令和4年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

長期振興計画は青木村が策定する全ての基本となる計画でございます。行財政運営の総合的な指針となるものでございます。

令和3年度末で第5次青木村長期振興計画基本構想、後期基本計画の計画期間が満了しますことから、令和4年度から10年間の基本構想と、令和4年度から5年間の前期基本計画を策定いたしました。また、新たに、長期振興計画と同時に村全体の包括的かつ総合的な内容の地方創生に資する取組を戦略的にまとめた総合戦略も併せて策定し、長期振興計画に組み込み、統合化を図りました。この総合戦略も計画期間が5か年となっております。

令和3年8月3日に、沓掛英明教育長を委員長とし、公募の委員4名を含む条例で定める17名により長期振興計画策定審議会を立ち上げ、第6次青木村長期振興計画の内容について、コロナの状況を踏まえながら全3回、検討を進めてまいりました。

また、審議会の審議と並行しまして村民2,000名に対してのインターネット等も活用した村づくりアンケート、それから全12地区での村づくり懇談会、中学生によるキャッチコピーコンクール、村づくりに関係します団体等から助言・意見聴取、パブリックコメント等、できるだけ多くの皆さんからの意見を反映する形で策定作業を進めてまいりました。

今回策定する計画ですが、資料編合わせて110ページを超えますことから、お手元にお配りしてございます概要版に沿って構成と内容について御説明をさせていただきます。

まず、おめくりいただいた2ページをお願いいたします。

ここでは今回、策定をします基本構想、総合戦略・前期基本計画の位置づけ、それから計画期間の関係について冒頭で説明しております。基本構想につきましては令和4年度からの10年間、第2期総合戦略と前期基本計画は令和4年度からの5年間となっております。

次に、総合戦略の統合化についての説明と、策定に当たり時代潮流や社会要請を以下の六つの項目、一つとして新型コロナに起因する新しい生活様式、二つ目としてSDGs、3番目、DXやデジタル社会、4番目として災害リスク、5番目として少子高齢化・人口減少社会、六つ目として脱炭素社会、これらにまとめて方向性を検討した内容について説明をして

おります。

3 ページ目ですが、ここでは7月に2,000名を対象に実施しました村づくりアンケートについて、前回、5年前のアンケート時との住みやすさの変化、第5次青木村長期振興計画、後期基本計画の各施策分野についての満足度と重要度について説明をしております。

次に、4 ページと5 ページをお願いいたします。

ここでは、前回策定しました第6次青木村長期基本計画の体系図で前提、構成を説明しております。

村の概要、時代の潮流、社会の要請、村のトピックス、村づくりアンケートなどの意見を取り入れ、10年間の基本構想を策定してございます。その基本構想を受けて、分野を超えて重点的かつ早期に取り組むべき六つの重点プロジェクト、将来像の達成に向けて行う分野別の計画である前期基本計画で全体が構成されているということを表しています。

続いて6 ページ、7 ページでございますが、ここでは、基本構想と第2期総合戦略の概要について説明をしております。

基本構想の要素は、計画のコンセプトでありますキャッチフレーズ、将来人口、村づくりの将来像として重点プロジェクトの目標、六つの分野の目指す将来像で構成されております。青木村に住んでいる人たちの豊かさと、これから青木村とつながる、関わる人も幸せになれる村であること、また、未来に向けて村の豊かな自然と村が育む産業とが融和して調和した村づくりを進める意味合いから、キャッチフレーズを「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村～人と自然と産業が融和した豊かな郷～」としました。

その概念図が6 ページ下段になっております。本改革では、人を中心とした、自然と産業が融和した誰もが住みたくなる、訪れたくなる豊かな村づくりを目指すとしております。

7 ページでは、早期にかつ重点的に取り組む六つのプロジェクトについて概念を掲載してございます。

一つ目は、コロナの克服と災害等に強い村づくり、プロジェクト2として国道143号整備促進・活用した村づくり、3番目に産業を育む村づくり、四つ目として健康で元気な村づくり、五つ目として小・中2クラス化・次世代を育てる村づくり、六つ目として関係・交流人口拡大・創出による村づくりとしております。

この六つの重点プロジェクトの中身につきましては、10月から11月にかけて各地区で実施しました村づくり懇談会で様々な御意見をいただき、その御意見も取り入れて、第2期の総合戦略として策定をいたしました。

次に、8ページから13ページにわたりまして、前期基本計画の主な施策と強化のポイントについて掲載しております。

各分野の冒頭には、全世界の共通目標であります持続可能な開発目標、SDGsについて、その分野で取り組むロゴマークを掲載してございます。本計画の終了期間が令和13年度、2031年度であることから、2030年までに達成すべき持続可能な開発目標とほぼ同期間での取組となりますので、しっかりと取り組んでいくという意味で掲載をしてございます。

前期基本計画の分野、また分野内の施策項目は、村づくりアンケートの回答結果から、重要度が高い順序で配列をしてございます。

8ページでは、分野1として子育て・健康・福祉。こちらでは、目指す将来像として「みんなが生き生きと輝ける村」。

9ページの分野2、安全・安心・快適、こちらの目指す将来像は「生活の安全・安心を確保し、心地よく暮らせる村」。

次のページ、10ページ、分野3では、農業・林業・工業・商業・観光・雇用として、目指す将来像は「農・林・工・商業の共存を実現し、雇用と賑わいを創出する村」としております。

11ページの分野4では、教育・文化・スポーツとして、目指す将来像は「義民の精神から学び、主体性を持った次世代を育てる村」。

12ページ、分野5として、生活基盤・環境保全、目指す将来像は「豊かな自然と共生し、地域にも人にも優しい村」。

13ページになりますが、分野6、自治・協働・交流では、目指す将来像として「多様な人たちと融合して創る持続可能な村」となっております。

最後になりますが、14ページには、計画の進め方と運用の方法について説明をしております。計画、実施、評価、見直しのPDCAサイクルの下、評価と課題、環境変化などを踏まえて見直しを行い、より実効性のある計画として進めていくという説明をしてございます。

今回の第6次長期振興計画につきまして、できるだけ計画の全体の体系が分かりやすく、内容もできるだけ理解しやすい表記方法になっております。行政がつくる計画はどうしても文字が多く、取っつきにくいということがございますけれども、できるだけ村民の皆さんに親しみを持っていただくような形態を目指して策定をしてございます。

また、村が早期に重点的に行うプロジェクトを総合戦略として抜き出して、分野を横断して全庁挙げて取り組むことを強調している計画となっております。めり張りをつけ、できる

だけ分かりやすく策定した内容となっておりますので、御理解いただければと存じます。

以上、議案第1号について御説明いたしました。第6次振興計画につきましては本年4月からのスタートに備え一定の周知期間が必要となりますことから、本日、開会日の審議、採決をお願いしてございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 提案者からの説明が終わりました。

本案件については本日審議、採決を行いますので、引き続き質疑に入ります。

質疑のある方いらっしゃいますか。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） それでは、私のほうから質疑させていただきます。

今回の計画、最初から細かい資料を私どものほうへ出してもらったこと、感謝申し上げます。

今回、私が御質問するのは村長さんかと思えますけれども、内容的には、計画的にはすばらしい内容だなと、分かりやすく、計画ですから実施計画のほうが主体になっておりますけれども、青木村については市町村合併のとき、合併するかしないかの話の中で、今後10年間財政をどうやって持ちこたえていくか、合併しなくてもやっていかれるかどうかというのが議論になりました。その中で、その当時ですけれども、10年から15年は今の財政状況でもつだろう、交付税等を含めた中でやっていかれるのではないかという考え方をもって合併しないでやってきました。

それぞれの歴代の村長さんですか、頑張りいただいて、財政的には安定した財政が組まれてきたかと思っております。

その中で、今回これだけの基本計画、10年間の基本計画を作成されているわけですけれども、この中で、財政的にこれだけのものをやっていくのに、今の状況の中で、国、今、コロナ、また今回の戦争等を含めた中で大変な財政状況になるかと思えますけれども、今後この計画に沿ってある程度やっていかれるだけの財政というもの、今後の見通しについて、どんな考え方を持って審議会の中でお話になられたのか、また、審議会の中ではどんな御意見が、もしあったとしたら出たのか、そこら辺のところをお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 長期振興計画であります。冒頭杓掛議員からお話ありましたように、昭和32年でございます。65年前の当時の村民の皆さん、大変な、いろいろな苦勞の中で浦里村当郷区との合併のみになった、そしてその後、大変自主自立の村を貫いて

きた、そういった方々に敬意を表したいと思っております。

今回の長期10か年計画の中で、大変たくさんの事業を計上したこと、それから世の中の動き、世界的な動きも新たに加味されますし、それからコロナがありますよね。そういう中でやっていけるかということは大変、一番は、いつも申し上げますように財政的な支援が、基盤がしっかりしていなければできないわけでございます。国の今の制度が、あるいは県の制度がおおむね今のまま行くという前提でこの計画は立てておりますので、そして明るい話題といたしましては、何回目かの答弁になるかと思えますけれども、松本へのトンネルがこの10年間には開くだろう、それから竹内製作所の操業開始も来年度にはできる、そういうような幾つかの明るい見通しの中でこれを立てているところでございます。

数的にそれぞれ検証しているわけではございませんけれども、今まで私が9年近く村長をさせていただきまして、幾つかの大きな事業をしながら基金も減らず、そして借金も、村債もそう増減せずという状況でやってこられたのを一つの参考にして、この計画は立てているところでございます。

審議会の中で、それほど多くの委員さんから今、沓掛議員から御質問いただいたようなことが質問としてはございませんでしたが、要望としては、医療を含めてたくさんの御要望をいただいております。出たのは、うまく国・県の情報あるいは補助、交付等を受けて実施していくようにというような御質問や要請をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 国のほうも現在の、一番交付税になろうかと思えますけれども、続けてもらえれば計画が行くのではないかと。それとともに、先ほどこの中にもありましたけれども、雇用創出による財政の安定化というのが第3項目の中にありますからいいですけども、それとともに今後やってく上で、今、言った工場誘致、また143号線の開通等、そこら辺のところを、これからもこの計画を進めるに当たっての一番の財源、自主財源の確保というものは一番大切かと思えますので、この点については今後とも、この計画を進めて5年ごと、また3年ごとに見直しということですので、そのときに見直さなくてはいけないかもしれないですけども、この計画を確実に実行できるような方向で進めてもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今まで青木村は自主自立の基本路線の中で、自主財源の確保にも十分、先輩たちも含めてやってまいりました。今後も国・県の動向、財政的な動向もしっかり把握しながら、この10か年計画の実現に向けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） 今、お聞きしたり、また、事前に配られた基本計画等も拝見させていただいた中で、本当に、短期間でありながらすごく立派な計画ができたな、こんなふうに感動しているところです。

ただ、私ちょっと見させていただいた中で、こんなことも付け加えてもらえればなということがありますが、一つは、村民憲章というのがずっと、前回は載りました。今、私を感じることは、人によっては反対の方もいらっしゃるわけですが、村歌を載せたらどうか、村歌を差し込んでもらったらどうか、こんなふうにちょっと……。今、この概要版には載っておりません。本番のほうでございますけれども、そんなふうに感じている1人でございます。

それからもう一つは、地図が載っておりますけれども、その地図に青木の新トンネルの計画が載っておりません。地図に新トンネルの計画の路線を入れてもらってもいいのではないかな、こんなふうに拝見をさせていただきました。

そんなことを要望いたしまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（金井とも子君） 塩澤課長補佐。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） いただいた御意見につきまして、新しいトンネルのルートについてはこれから印刷段階で間に合いますので、担当と協議して、どういった形で載せればいいのかということは検討させていただきます。

また、村歌につきましても、審議会ではその辺を審議はできていませんでしたので、計画の中ではなくて、どんな形で取り扱うかを含めて、今までの制定の成り立ちを私、詳しく承知していませんので、今後の検討課題ということでお願ひできればと思ひます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） そうということで、ひとつ御検討よろしくお願ひいたします。

○議長（金井とも子君） ほかに質問ありますか。



居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） まずは大変御苦労さまでした。

内容的には私もよくできているかなというふうに、よくできているというか、村民の方の御意見等を取り入れてできているかなというふうに感じております。

先ほど杢掛議員からも話があったんですが、やはり私も財政について、常日頃質問をさせていただいております。この関係も一般質問でも行う予定になっているんですが、それで、これ10年ということは、今までと違って大きく世の中、動いていくはずですが、これはただいまのウクライナの問題とか新型コロナ、そのほか自然災害ですね、こういうものによって大きく日本、あるいは世界が変わってくるかなというふうにも思っております。

それで私が今、こだわっているのは、先ほどの杢掛議員と同じ財政の関係なんです。財政力指数が0.23、これについては、先ほど申し上げましたとおり一般質問でもさせていただきまます。それで、以前に、前の村長のときに、10年間のシミュレーションがありました。それについての質問も前に御回答はいただいているんですが、ただいまの10年のシミュレーションとかこういう話があったかどうか、その点だけちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 先ほど村長の御答弁にもございましたけれども、今回の計画の中では、10年のシミュレーションを出してというふうな議論はしておりません。

ただ、目標として定めているのが、今の自主財源の確保だとかそういうことをしっかりやっていこうという計画ですね、それに基づいて今も進行している部分もありますし、そういうところで財政の基盤を豊かにしながら、村のやるべきことをやっていこうというような計画になっているというふうに御理解をいただければというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） こちらは計画ですので、また、先ほどのPDC A等もありますので、またそういうところで今の財政的なことも加味していただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかにありますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 具体的なことで幾つかお聞きしたい点があるんですが、この席で聞くのはいささか場にそぐわないかなという部分もありますので差し控え、1点、ここは聞いておきたいということに絞らせていただき、お聞きをいたしますが、分野5の生活基盤・環境

保全の⑥、地球環境保全の部分でございます。

その中に、再生可能エネルギーの利用を図りということで、具体的に再生可能エネルギーの適切な利用、また新たなクリーンエネルギーの導入の検討といった項目がございます。こうした点について、具体的にどのような形での利用、導入ということを考えられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 塩澤課長補佐。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） すみません、私のほうからは一般的な御回答をさせていただければと思います。

前期基本計画では、主に取り組む項目と一生懸命やっていく項目について掲載をしております。それで、できるだけ村民の皆さんに分かりやすい内容ということで項目上げを中心に行っております。その理由としましては、各個別計画、現在、策定に当たり審議会を開いたりパブリックコメントを実施したりということで、かなりしっかりとした計画になっております。実際の内容につきましては予算であったり、そちらの計画の中でしっかりと掲載をする予定でありますので、そちらのほうで御意見をいただければと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） もう一点お聞きをいたします。

本日配られたものではなく、以前にある大部なものの中での分野6、自治・協働・交流の⑤移住・定住、その64ページに「目標人口の達成につなげます」という記述がございます。目標人口の数値目標はどれくらいなのかということを探したのですが、私の目に触れませんでした。この点についてお聞きをします。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、お答えします。

人口目標につきましては、基本構想の中でできるだけ減少を抑えますということが、こちらが目標になっております。

その理由としましては、もう二、三年のうちに人口が4,000人を割り込むということで、できるだけ人口は減らさないように施策を行っているところですが、数字を掲げてしまうとどうしても、何でしょう、前向きな形にできないので、できるだけ減少幅を低くしようということを審議会の中で御理解いただいて、目標と設定しております。

ただ、直近の国調人口を見ますと、2010から15年につきましては高齢者を中心に自然減少が大きくて、推計より落ち込みが大きかったんですが、2015から2020年の国調では、実際お子さんと30代の子育て世代の方が推計よりも増加している。2019年の社人研人口より71人多かったという、これまで取り組んできた施策が徐々に結果が出ておるといことも含めて報告させていただいて、決定をした目標でありますので、御理解いただくようお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 理解はしたいと思いますが、目標人口と掲げていて、その達成を目指すというふうに掲げていて、目標人口が、できるだけ人口減を食い止めるんだという目標の書き方が果たしてどうなのだろうなというふうに私は疑問に思うところなんです。今の御説明で理解はしたいと思っておりますけれども、そんなふうに感じるところです。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） 追加で説明させていただきますが、こちらの長期振興計画の人口目標ではそういった目標になっているんですが、併せて人口ビジョンも作成しております。人口ビジョンの中では具体的な数字が出ておりますので、3月にまとめて4月頭には公表したいと思っておりますので、あくまで長期振興計画上の人口目標という形で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに。

平林議員。

○3番（平林幸一君） それでは、質問をさせていただきます。

今回の青木村第6次長期振興計画、この作成に当たりまして、作成の事務局、それから審議会委員の皆さん、それから関係する皆様に敬意と感謝を申し上げます。

この長期振興計画案の究極の目標を「青木村に住む人、それから関わる人、全ての人が幸せになる」を挙げ、それから人口目標を、人口減の緩和を目指すとしております。6分野の基本計画、それとこれを分野横断的に渡る六つのプロジェクトで網羅的、かつ包括的に計画されています。それからまた、時代の潮流、それから社会の要請を六つの項目、具体的には新型コロナの感染、それからSDGs、デジタルトランスフォーメーション、ゼロカーボンなど、これらを織り込んできめ細かく取組が策定、立案されております。この長期振興計画は、私を含め青木村の現在、それから10年後の将来の人たちに希望を持ってもらえる、そう

いうふうに思います。

そこで、今後のこの長期計画に基づく各個別の具体政策の、この政策づくりが非常に重要だというふうに考えております。そこで、この政策目標の設定では何を、いつまで、どの程度に、幾つまで、これを決める。基本的には定量的、数量的に指標値、これを決め、目標設定をしてタイミングよく進捗を評価する。この指標値によって評価することが非常に大事だというふうに思います。

政策づくりから政策実施、それから各ポイントでの進捗評価、遅れた場合はもう一度政策づくりに戻るといふ、先ほど片田課長のほうからもお話がありましたけれども、P D C A、計画、実施、評価、それからもう一度Pに戻るといふ、P D C Aを回すといふのは民間の企業である目標、目的、そういうもの、プロジェクトをするときの進め方のもう基本ですけれども、これを回しながら達成したいというふうに思います。

ちょっと今、先ほど前段で坂井議員のほうからありましたけれども、ここにある人口目標の、「人口減の緩和」といふような言い方をしておりますが、これも明確に指標値を決め、何年に何人までを明確にするなど、それからゼロカーボンで言いますとCO<sub>2</sub>を、青木村の現状、これを幾つ削減するんだといふ、そういう具体的な数値、これはまさにこれからの詳細政策策定の中で発生する内容ですけれども、ここの指標値を決め、目標をしっかりと設定するといふところをしっかりとやって、この目標達成をぜひしていただきたい……、していくといふ私たちの覚悟でもありますけれども、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、お答えします。

重点プロジェクトにつきましては、各項目ごとK P Iを設定します。実施に当たりまして、今の計画では成果指標という形で後半に載っておったんですけれども、K P Iについては何を設定するかというのが、やはり時間の流れでしたり世の中の状況で変わってきますので、こちらでは代表的なK P I、例えばプロジェクト1であれば地区防災マップの作成済み地区数という形で掲げてあります。

実施に当たりまして、3年の1年目にK P Iを設定をして年度ごとの成果を見る中で、そもそもK P Iの内容を変えるのか、数値を変更するのかといふのを庁内で検討しながら進めていければと思っておりますので、またK P Iの達成につきましては、議会のほうへは全協等で報告できればなと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

まさにK P I、指標値だと思います。非常にここにうたわれている内容の表現の仕方が「ほにゃららを充実する」だとか「支援を充実する」とありますけれども、こういったものへのK P Iといいますか指標値を、いろいろな手法があると思いますけれども、それをぜひ的確な指標を選んで、それを目標値としてつくるということをぜひお願いします。よろしく。

○議長（金井とも子君） ほかに質問ありますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 今回の計画ですが、前回の第5次振興計画後期計画と比べますと重点プロジェクトが四つから六つに増え、また、内容的にも青木村らしさが加わっておりまして、大変充実した計画になっているかと思います。

2ページ一番下の、時代の潮流・社会の要請への対応について質問いたします。

前回の第5次振興計画後期計画においては、九つの項目がこちらのほうに載っておりました。今回と重複するものもあるのですが、前回あって今回消えたものの中で、まず、国、地方の厳しい財政状況、二つ目として地方創生、広域連携、三つ目として価値観や行動様式の多様化、この三つが消えているわけですが、これら今回は時代の潮流・社会の要請に入っておりませんが、今後、村づくりにどのように反映していくのか御説明いただけたらと思います。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今回の計画の中で、時代の潮流・社会の要請への対応ということで掲載させていただいたのは、新たに生じた事項を中心に掲載をさせていただきました。御指摘のとおり、前回ならばこの後に7番、8番、9番ということで載せさせていただいたものについては今回掲載はないんですけれども、これはやらないということではなくて、当然引き続き重要な課題であるというふうに考えております。

それは実施計画ですとか個別計画それぞれの中で、しっかりそこは引き続き対応していきたいというふうに考えております。

人口減少ですとか災害への対応について、こちら最も大きな課題ではございます。その辺についても引き続き掲載をしているところでございます。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 既に他の議員の方々からも御指摘がありますとおり、国、地方の厳し

い財政状況、また、価値観や行動様式の多様化というのは前回以上に重要な問題になっているかと思えます。今後も動向変化を注視いただきまして、村づくりに生かしていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかにありますか。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 今後、村の10か年の方針、大変重要な、全ての基本になる計画でございます。何人かの議員の皆さんから御質問いただきましたけれども、先ほど冒頭の挨拶の中で、過疎地域に青木村がならなかったということをあえて言わせていただきましたのは、この過去の10か年、そして至近の後期5か年計画の中で、本当に青木村もぎりぎりなんだろうと思うんですけれども、人口減少の中でありましてけれども、その数値が入らなかったというのは本当に関係する皆さんの御努力の結果ということを、あえてこの計画をつくるに当たりまして御礼を申し上げたかったということでございます。

今の、現行法の現計画の中で、新型コロナウイルスだとか令和元年の東日本19号台風ですね、こういうものはまだ想定していなかったわけでございますけれども、新しいことが起こってきております。それから、これから皆さんに御議決いただきます計画の中にウクライナとロシアの関係は当然入っていないわけですがけれども、こういった新たな世界の、何というか、流れ、経済含めて、平和を含めて、非常に大きな事柄になるのではないかというふうに今現在、心配しておりますので、そういうこともしっかり見ていかなければならないというふうに思っております。

財政の御心配の御意見いただきましたけれども、財政力指数は御案内のとおりでありますけれども、決算時に、毎年9月の議会で議決をいただきます決算の中で、法定で定められた3つの財政指数は、決して青木村は悪いことではございません。指数それぞれ切り口が違うんですけれども、統計の仕方あるいは評価の仕方が違いますけれども、ほかのところは健全財政であるというふうに認識をしておりますし、今後もそうしていきたいというふうに思っております。

最後に、あえてその運用の方法、これはどういうふうに進めるかというP D C Aの、この計画、実施、評価、見直しをあえてここに、末尾に入れさせていただいたのは、こういうことで実施をしながら、あるいは反省しながらもう一度練り直していくということでございます。今後3か年計画、特に毎年の予算の中でまたこれもしっかり私ども組み立てていきたい

と思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） まずもって本長期計画の作成に携わられた関係機関の皆さん、行政の皆さんはじめ審議会委員、地区懇談会参加者、パブリックコメントを寄せられた方々、タッチコピーを寄せられた中学生、また村民各位に敬意を表します。

その上で、私は、大変心苦しくはありますが、あえて本長期計画に反対する立場で発言をいたします。

本長期計画に示された六つの重点プロジェクト並びに六つの分野、どれもが大変重要な課題であり、施策であると理解をしております。そうした中で、今後の青木村を左右する肝となるのは重点プロジェクト3、産業を育む村づくり、また分野3、農業・林業・工業・商業・観光・雇用であると思います。これらの中では各産業のバランスよい発展が記されています。しかしながら、現在の青木村を見るとき、このバランスのよさは果たして可能なのかと疑念が湧いてまいります。

重点プロジェクト3、産業を育む村づくりでは、魅力ある稼げる農業の実現・新たな農村価値の創造の中で農村、農地の多面的機能の継承を図るとされる一方、企業誘致等による安定した税収・雇用の場の確保では、企業の積極的な誘致を図るため、ニーズに応じて事業用地の迅速な確保や必要な周辺整備に努めるとされています。また、分野3、農業・林業・工業・商業・観光・雇用でも、②農業振興について「優良な農地の保全や有効活用に努め」としながら、⑥工業では「企業ニーズに見合った事業所用地を確保する」とし、新たな企業誘致を掲げています。この両者は相矛盾する内容ではないでしょうか。

現に、現在進められている当郷岡石地区工業地化では5ヘクタールが工業地化され、さらに駐車場用地として1ヘクタール近い農地が失われようとしています。事業用地の確保は優良農地の削減そのものです。農村、農地の多面的機能の継承を断念せざるを得ません。

もう農業では食べていけない、後継者もない、農地を買って工業地にしてもらえるなら

喜んで提供するとおっしゃる方もいらっしゃいます。一方で、本当にそれでいいのだろうか、自給率を高めるには何としても農業を守るべきだという声も聞かれます。地区懇談会の発言の中にも、岡石工業地をこれ以上拡大することに異議を唱える発言もありました。青木村の未来をどう描くのか、将来にわたって自然豊かな農業を主幹産業とする青木村なのか、工業用地を拡大し国道143号沿線に工場が建ち並ぶ青木村なのか、選択が迫られています。

同様のことは、この後、審議される第2号議案、太陽光発電設備の設置についても問われるところです。

私は、本長期計画のほとんどの部分について賛意を示すとともに、ただいま申し上げたこの1点で反対せざるを得ません。10年間の歴史を展望する第6次長期計画作成に当たり、私はあえて一石を投じたいと思います。

以上申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（金井とも子君） ほかに反対討論ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 私のほうからは、第6次青木村長期振興計画策定に当たりまして賛成の立場で申し上げます。

第5次は平成24年に策定されまして、前期が平成24年から28年でした。後期が平成29年から令和3年度末というふうになっております。第5次の場合のメインテーマは「好きだよ！青木村 いで湯と歴史・文化がかおる心の郷～次代に残そう自然豊かな住みよい村を～」ということでしたが、第6次は令和4年から令和13年となっておりますが、「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村～人と自然と産業が融和した豊かな郷」ということになっております。ここに「産業」という言葉が入ってきておりますので、これも一つの前向きな方向づけかなというふうになっております。この長期振興計画というのはあくまで目標ということですので、これに沿って進んでいただければありがたいなと思っております。

このキャッチフレーズも、中学生や策定審議会の皆さん等の提案からつくられたということでございますが、基本構想6分野では、SDGsの目標もそれぞれ取り入れられております。また、各地区での懇談会で出されました意見や策定審議会、各種団体へのヒアリングやパブリックコメントなど、多くの皆さんからのたくさんの意見を基に作成されております。



望むことといたしまして、この村民アンケートの結果のところにありますように、満足度と重要度で低いところの商業、林業、観光、男女共同参画、土地利用等ということが低いポイントになりますが、アイデアと企画を持っていただきまして底上げを図っていただければありがたいなと思っております。

これからの青木村の進む方向づけといたしまして適正であると評価いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論の方、いらっしゃいますか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（金井とも子君） 賛成多数。

議案第1号 第6次青木村長期振興計画基本構想及び前期基本計画については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時35分から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第5、議案第2号 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例（案）

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただいた条例本文の冒頭に、この条例の基本的な考え方を前文として記載してございます。

第1条では目的、第2条では用語の定義をしております。

以下につきましては最終ページに概要をおつけしてございますので、概要に沿って、手続等の流れを含めて説明をしたいと思っております。本文と共に御覧いただければと存じます。

本村におきましては、これまで、土地に自立して設置する太陽光発電設備につきましては要綱でルール等を定めて手続をお願いしてきたところでございます。このたび、災害防止や良好な自然環境等の保全の観点から、規制の強度を高めるとともに住民の意向をより反映できる手続とするため、現行の要綱をベースにしつつ、要綱を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

要綱からの変更点は、この概要の赤字で記載されている部分でございます。黒字の部分はこれまでも要綱の中でお願いしてきた部分でございます。

まず、左側の「事業者」という部分でございますが、対象はこれまでと同様に、土地に自立して設置する全ての太陽光発電設備となります。面積や発電規模を問いません。ただし、屋根に設置するものについては規制対象外となっており、今回の条例で抑制する意図はございません。

今回、特に災害の抑制や良好な自然環境保全の観点から、第5条として禁止区域を定めました。いずれも法律等で明確に区域が定められている部分であります。①として保安林等、②として砂防指定地、③地すべり防止地域、④急傾斜地崩壊危険区域、⑤土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと言われる所でございます。それから⑥として郷土環境保全地域。こちらは県の指定になりますけれども、国宝大法寺の周辺は県の条例で区域が明確に示されております。こういった箇所は禁止区域ということで、そもそも太陽光発電設備を設置できない区域といたしました。

第6条に事前協議をうたっておりますが、事前協議につきましては申し上げた禁止区域以外で計画されるもので、なるべく早い段階でということで、電気事業者との契約前に協議をするよう定めております。

第7条では、周辺住民への周知の観点から、事業区域の見えやすい場所に説明会の30日前から標識の設置を義務づけております。

第8条では周辺住民等への説明会を義務づけておりますが、今回、新たに「周辺住民等」の定義を定めました。右側の四角にあるとおり、事業区域の境界から200メートル以内の距離にある土地、建築物及び工作物の所有者、占有者、管理者、借主または居住者並びに自治会の代表者を周辺住民として位置づけ、これらの皆さんに対して説明を義務づけております。また、周辺住民以外であっても、説明を求められた際には説明会を行うこととしております。

第9条では、今回、新たに近隣住民等の同意を得なければならないとしました。「近隣住民等」の定義は、やはり右側の枠にございますが、事業区域の境界から50メートル以内の距離にある土地、建物及び工作物の所有者、占有者、管理者、借主または居住者として、これらの皆さんの3分の2以上の同意を求めることとしております。

周辺住民の同意が得られた上で、第10条に定めます事業計画案の提出となります。

提出された事業計画案が適正であると判断される場合は、第11条で村との協定の締結となります。この協定の締結をもって工事に着手できることとなります。

第12条では工事着手の届出、第13条では工事完了の届出、第14条では運用開始等の届出、第15条では管理情報の掲示と適正な維持管理を義務づけております。

また、万が一、事業者が必要な手続を怠ったり適正なプロセスを踏まずに工事が進められるですとか、技術的に問題があるというようなケースに備えて、右下に「村」という四角枠がございますけれども、「村は、必要に応じて、事業者に対し、以下の措置を行うことができます」として、第19条では報告の聴取、第20条では立入調査等ができる規定、第21条では村から助言、指導及び勧告ができる規定となっております。

また、今回新たに助言、指導、及び勧告に従わなかった場合、村から命令ができる規定を第22条に設けました。

事業者が勧告に従わず村が命令を行った場合ですが、今回、罰則規定は設けておりませんが、命令等を受けた者の氏名等を公表する旨を第23条に規定してございます。

このほか第16条、第17条では事業の管理者を継承したとき、事業を廃止、中断または再開しようとするとき、事業の廃止等の必要な措置が完了したときにも届出を義務づけておりますし、第4条の事業者の責務の中では、事業廃止後の措置に充てる費用について計画的に積み立てを行わなければならない旨も規定してございます。

なお、本条例案は太陽光発電設備の設置を禁止するものではなく、適正な設置及び維持管理を求めるもので、防災や自然環境等の保全の観点から、その設置がもたらす負の側面が軽んじられたり無配慮な設置を防止するための必要なプロセスを定めたものとなっております。

以上、議案第2号について御説明いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第6、議案第3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、議案第3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例について御説明を申し上げます。

議案第3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例（案）

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

説明に当たりましては条文の朗読は省略いたしまして、議案の最終ページにおつけしてございます「避難行動要支援者名簿について」という資料に基づきまして御説明をさせていただきますので、御了承ください。

資料の冒頭に記載がございますが、避難行動要支援者名簿については、平成25年の災害基本法の改正に基づきまして整備しているところでございます。現在の災害基本法に規定される利用につきましては、災害等が実際に発生した状態での利用はできますが、通常時に実施される防災訓練等では利用することができません。本条例は、その取扱いについて具体的に示すことにより、個人情報を保護しつつ、通常の地域での防災活動等関係する作業において名簿が活用できるようにし、地域での日頃の見守りや災害時の避難支援等をより実効性のあるものとすることを目的としております。

1としまして、対象者と名簿掲載の方法でございますが、「避難行動要支援者」というのは、そこにありますとおり、御高齢の方や障害をお持ちの方等で在宅の方のうち、下記のいずれかに該当する方ということでございまして、対象者の表にあるとおりとなりますけれども、上段の部分につきましては、村が保有する資料等により自動的に掲載される部分になります。下の段につきましては、本人の申出により掲載となる方となります。

また、名簿に掲載されていまして平常時の提供を望まない場合には、届出は必要となりますが、拒否することができることになっています。

二つ目の名簿の内容ですが、氏名、生年月日、性別、電話番号その他連絡先、それから、

避難支援等を必要とする理由。こちらについては、障害の具体的な種類ですとか病名等は掲載いたしません。

3としまして、名簿の提出先。避難支援等関係者、それから名簿の被提供者となる方になりますけれども、各自治会、区ですね、それから民生委員・児童委員、消防団、青木村社会福祉協議会、上田地域広域連合消防本部、地域支え合いの会、青木村の駐在所を予定しています。

4として、個人情報の取り扱いについてでございますが、個人情報については、青木村個人情報保護条例に基づき適切な管理を行います。名簿を提供する際には本来の目的外での使用を禁止するとともに、管理の方法や運営の適正化について十分な説明を行ってまいります。

最後、5としましてその他になりますが、PRについて配慮することとなります。この名簿への掲載は災害時の避難支援を保障するものではなく、災害時には避難支援者や関係者も被災者となることもあり得るため、必ず支援してもらえないものではないことを御理解いただいた上で、まずは自分自身の身を自分で守るという自助の意識を持っていただくよう啓発をしてまいりたいと思います。

以上、議案第3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第7、議案第4号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。

青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

下段に概要説明をお示ししてございますので、御覧いただければと存じます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらに基づきまして個

個人情報保護制度が見直され、これまで機関ごとに設けられていました行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人個人情報保護法が、個人情報保護法に一元化されることとなりました。このため、村の条例において、廃止される両法律を引用する条項について見直しを行うというものになっております。

以上、議案第4号について御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第8、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最後のページに概要説明をおつけいたしましたので、御覧いただければと存じます。

令和3年8月に人事院が行った申出を受け、国家公務員においては令和4年4月から、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和され、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が設けられるようになります。

地方公共団体の職員にあっては、国家公務員との権衡を踏まえることが求められており、総務省より条例案が示されましたことから、本村においても非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和を図る等の条例改正を行うものでございます。

具体的には、非常勤職員が育児休業等を取得するには、これまで「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件がございましたが、これを廃止するほか、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措置について条項を追加するものでございます。

以上、議案第5号について御説明いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第9、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

こちらについても最後のページに経緯と概要をおつけしてございますので、御覧いただければと存じます。

令和元年12月13日付け消防地第228号、消防庁長官通知において、消防団員の処遇改善について、地方交付税単価を踏まえて引上げに取り組むよう依頼がございました。その後、度々「技術的助言」として、報酬額の改定を令和4年4月1日までに実現させるよう通知が発出されております。

当村におきましては、これまでも近隣市町村と同水準の報酬額としてきた経過がございまして、今回、上田市、長和町が国の示す標準報酬額に合わせた改定を行うと決定したことを受けまして、当村におきましても同水準への引上げを行うことを消防委員会にお諮りしたところでございます。

これを踏まえて、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

2として条例改正の概要がございしますが、こちら国の示す標準報酬月額に満たない部長級以下、こちらの報酬額について、近隣市町村の報酬額と同水準まで引上げを行うとしたものでございます。

まず、部長につきましてはこれまで3万3,600円でしたが、こちらを4万5,000円に改める。以下、副本部長、副水利救護長、副ラッパ長、副警備長、副機関長につきましては、これまで2万5,000円の報酬を4万2,000円に引き上げるものとしております。班長につきましては2万3,100円を4万円に、団員につきましては1万2,000円を3万6,500円に、消防団員協力員につきましては6,000円を1万8,200円とするものでございます。

以上、議案第6号について御説明いたしました。

---

◎議案第7号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第10、議案第7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 議案第7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

こちら裏面をおめくりいただきまして、改正の内容については、第3条第2項のただし書を削るということになっております。こちら最終ページに改正の概要をおつけしておりますので、御覧いただければと存じます。

令和4年4月1日をもって年金担保貸付事業が廃止となります。

年金担保貸付事業とは、年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の資金貸付けを行う事業でございますが、生活費に充てられるべき年金が借入金の返済に充てられて利用者の困窮化を招くこと等の指摘を踏まえ、老後の生活を支える年金の受給確保の観点から、平成22年12月7日の閣議決定により事業の廃止が決まり、令和3年度末に新規貸付けの申込受付を終了することとなっております。

このことを受けまして、平成23年12月及び平成26年12月の2度にわたり貸付条件の変更などを行って、段階的に事業規模を縮小してきたところでございます。

このたびのこの事業廃止に合わせ、消防団員の公務災害等責任共済についても他の年金制度同様に、該当する条文の改正を行うものでございます。

以上、議案第7号について御説明いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第11、議案第8号 村道路線の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。



稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第8号について御説明申し上げます。

村道路線の認定について

道路法第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり村道路線を認定するものとする。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

認定路線、番号5143、路線名、湯の向線、起点、大字田沢字大門2871-1、終点、大字田沢字湯ノ向2802-5。

次のページを御覧ください。

路線の詳細図、それから図面が記載となっております。

これは地元要望を受けまして平成30年度から令和3年度にかけて村道を新設したもので、場所は、県道田沢・中挟線を田沢温泉に向かって消防庫手前を左折し、山沿いに整備したもので、総延長は404.5メートル、道路幅員は4.5メートルから3メートルでございます。

以上、議案第8号について御説明を申し上げます。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第12、議案第9号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

記としまして、放棄する権利の内容、上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額3,735万3,000円のうち、291万6,000円。

2、権利放棄に係る相手方、上田市上丸子1612番地、上田地域広域連合広域連合長、土屋陽一。

3、権利放棄の理由。

上田地域広域連合ふるさと基金の一部を令和4年度に実施する地域医療対策事業（信州上田医療センター医療従事者確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、医師長期勤務報奨金事業、看護師修学資金支援事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）の財源に充てるもの。

次のページをお願いいたします。

概要について申し上げます。

広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、理由にも記載されておりますが、平成26年度から30年度まで上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として実施をしておりますが、継続事業終了後の令和元年度から5年度までを期間とした地域医療対策事業に充当するために、一部を放棄するものでございます。

今回、権利放棄の総額は9,554万4,000円で、そのうち青木村の放棄予定額は291万6,000円となります。

なお、事業別の青木村の財政支援額は次のページ以降に記載されておりますので、御覧いただければと存じます。

3の、令和4年度地域医療対策事業による財政支援についてということで、（1）信州上田医療センター医療従事者確保事業につきましては、本村については134万7,000円、（2）医師研究資金貸与事業に青木村は57万4,000円、次のページへ参りまして（3）の医師就労支援給付金事業に青木村は2万6,000円、（4）の医師長期勤務報奨金事業につきましては本村は4万4,000円、（5）看護師修学資金支援事業につきましては、次のページに記載のとおり15万9,000円が本村の負担額となっております。それから（6）病院群輪番制病院等救急搬送収容事業に青木村は49万円、（7）病院群輪番制病院後方支援事業には73万4,000円となっております。

以上、議案第9号について御説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第13、議案第10号 令和3年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課所長

及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

令和3年度青木村一般会計補正予算（第6号）

令和3年度青木村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,833万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ31億5,586万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越し明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務で、金額が203万5,000円でございます。

条例改正等、業者に委託して実施するものでございますが、国の規則が先日ようやく示されたところでございまして、これからそれに従って内容を精査して村の条例等に反映させていくことになりましたので、翌年度に繰越しして実施するものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、（村単）琴山川河川整備工事、1,138万5,000円でございます。

こちらについては台風19号災害以来、資材不足が続いておりまして、資材の確保に不測の日数を要したため、翌年に繰り越して実施するものでございます。

次のページ、4ページ、第3表、地方債補正でございます。

起債の目的、緊急防災・減災事業債。限度額、補正後2,840万円とするもの。それから、その下の防災対策事業債が補正後1,100万円でございます。こちらは防災対策事業債を借り

て実施しておりました田沢温泉バイパス工事と道の駅東側の村松国道北2号線の改良工事が、より有利な緊急防災・減災事業債の対象となりましたので、防災対策事業債を減額として、緊急防災・減災事業債を増とするものでございます。

その下、臨時財政対策債、補正後7,900万円は、交付税額の増額決定によりまして借入可能額が減となったため、補正をお願いするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続いて9ページ、10ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、一括して御説明を申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税は、3,524万4,000円を追加し13億2,494万3,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生費負担金は、15万円を追加し744万6,000円とするもので、節2上水道費負担金は、職員の人件費に係る負担金が見込みより増となりました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、300万円を追加し1億845万6,000円とするもので、介護給付・訓練等給付費負担金が見込みより増となりました。

目2衛生費国庫負担金は、408万8,000円を追加し3,106万5,000円とするもので、コロナワクチン接種の64歳以下、基礎疾患等の追加接種分に係る負担金が増となりました。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、322万9,000円を追加し1億884万8,000円とするもので、節1、節6、いずれもマイナンバーに係るシステム改修や事務費の補助金が増額となっております。

目2民生費国庫補助金は、54万6,000円を追加し1億2,382万5,000円とするもので、節1社会福祉費補助金13万2,000円は、訪問入浴の利用増による国の補助金の増でございます。

節2児童福祉費補助金41万4,000円は、2月より実施しました保育士等の処遇改善に要した費用に対する補助金でございます。

目3衛生費国庫補助金は、93万9,000円を追加し3,158万1,000円とするもので、節1保健衛生費補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、追加接種分に係る事務経費に係る補助金が増となったものでございます。

目5教育費国庫補助金は、259万9,000円を追加し438万8,000円とするもので、節1教育費補助金の001、016は見込みより増、018の102万6,000円はG I G Aスクールサポーター配置促進事業で、1名分が補助対象となりました。020の90万円は、学校における感染対策事

業に対して、小・中学校にそれぞれ45万円ずつ補助がされるものでございます。

続きまして款15県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金は、150万円を追加し6,759万7,000円とするもので、節1社会福祉費負担金、介護給付・訓練等給付費負担金が見込みより増となったものでございます。

項2県補助金、目1民生費県補助金は、6万6,000円を追加し1,271万1,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は、訪問入浴サービスに関わる補助金が利用増により増額となりました。

目5教育費県補助金は、72万4,000円を減額し326万円とするもので、節1社会教育費補助金86万6,000円の減は、元気づくり支援金事業の実績によりまして減額となりました。

節3教育総務費補助金14万2,000円は、私立幼稚園施設利用給付金が見込みより増となりました。

次のページをお願いいたします。

目6商工費県補助金は、590万円を追加し985万円とするもので、こちらは第6波対応事業者支援交付金でございます。

続きまして款20諸収入、項4目1雑入は、99万6,000円を追加し2,699万6,000円とするもので、節3雑入は、乳用育成牛導入事業貸付金2頭分の返還金で、こちらはまた乳用育成牛導入事業基金のほうに積み立てるものでございます。

款21項1村債につきましては、先ほど地方債補正の中で御説明させていただいたとおりでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

3、歳出につきましては、各担当課より御説明を申し上げます。

初めに総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、201万4,000円を減額し1億9,140万7,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等の減は、社協への派遣職員の人件費の一部が県社協からのコロナ関係の助成金の対象となりましたので、社協会計へ移行させたことによる減でございます。

目5財産管理費ですが、2,357万円を追加し9,578万7,000円とするもので、節14工事請負費は雨量計の更新に係る費用で、気象庁より、より高い精度の機器の設置を求められたことにより、予定していた定期点検に合わせて更新を行うものでございます。

節24積立金は、普通交付税の算定により令和3年度の臨時財政対策債の償還のために基金の積立てに要する経費が交付税で措置されましたので、減債基金への積立てを行うものでご

ざいます。

目6企画費は、30万3,000円を追加し2,787万8,000円とするもので、節1報酬は地域おこし協力隊の報酬の増でございませぬ。

目7諸費は、16万1,000円を追加し1,106万7,000円とするもので、節1報酬は、太陽光発電設備に係る審議委員の報酬を計上させていただきました。

続きまして目9地方創生プロジェクト事業費は、補正の増減はございませぬけれども、節10需用費、印刷製本費はタッチアカネビールのラベルなどの印刷費について、当初は商品醸造に含めて委託をする予定でしたが、ラベルは自前で印刷をして貼り付ける作業を行うこととしたため、印刷費の増となり、また、委託料はその分減額となっているものでございませぬ。

同様に節15原材料費も、パンケーキミックス、ソバディの製造時に玄そばを委託業者に買取っていただいて製造を委託する予定でございませぬでしたが、村が買い上げて製造をお願いする形を取ったことから、委託料の減と原材料費の増となったものでございませぬ。

続いて目10地方創生臨時交付金事業費ですが、こちらも補正額の増減はございませぬけれども、節7報償費100万円の減は、実績に合わせて地域消費券、道の駅の共通券の使用に係る経費を減額といたしました。

節10需用費300万円の減は、当初消耗品で予定していたものを、感染状況や対策の必要性から備品の購入に変更したため、減額となりました。

節11役務費は、道の駅の共通消費券のPR経費の増によるものでございませぬ。

節13材料及び賃借料は、Zoomのライセンス使用料に関わるもの、節14工事請負費は情報化センターの空調工事、保育園のWi-Fi工事を追加実施することとなり、増額となりました。

節17備品購入費は、流行しております第6波の状況から、役場関係業務をできるだけ分散して行える体制を整備するための経費として増額をお願いするものでございませぬ。

節18負担金補助及び交付金の負担金は、保・小・中の給食費について実績に応じて減額するもの、補助金は、公共的空間安全対策としてラポートあおきでの緊急的な対策が必要となったため、増額をお願いするものでございませぬ。

続いて、ちょっと飛びますが、21、22ページをお願いいたします。

一番上の款8項1消防費、目1常備消防費は、286万3,000円を減額して8,780万3,000円とするもので、広域連合への負担金が見込みより減となりました。

目3消防施設費ですが、191万7,000円を減額し1,173万6,000円とするもので、節10需用

費の修繕料66万円は青木の森別荘地の消火栓 1 基の修繕に係るもの、節12委託料、節14工事請負費の減は、保育園のリズム室の空調工事が見込みより減となったものでございます。

最後の25ページ以降につきましては、特別職と一般職の給与費明細書となります。今回の補正を反映させたものとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第10号について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げました。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 4 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費を272万8,000円追加し、2,918万6,000円とするものでございます。

節12委託料272万8,000円の増は、社会保障税番号制度住基システムの改修費の増によるもので、マイナンバーカードの所有者の転出転入手続をワンストップ化するものでございます。

目 2 マイナンバーカード交付事務費を50万1,000円追加し、50万1,000円とするものでございます。

節 3 職員手当等 7 万4,000円の増は、マイナンバーカード交付に係る職員の超過勤務手当でございます。

節10需用費38万1,000円の増は、出張申請用のU S Bメモリー、申請促進用のグッズ等でございます。

節17備品購入費の 4 万6,000円の増は、申請サポート用のモバイルパソコンの購入費でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費を85万円追加して、7,419万円とするものでございます。

節 7 報償費85万円の増は、出産祝金の見込みよりの増によるものでございます。

目 2 障害者福祉費を626万5,000円追加し、1億4,434万9,000円とするものでございます。

節19扶助費の626万5,000円の増は、障害者補装具交付等給付事業の100万円の増、介護給付・訓練等給付費の500万円の増、訪問入浴サービス事業の26万5,000円の増で、それぞれ見込みより増によるものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4新型コロナウイルス予防接種事業費を502万7,000円追加し、5,380万2,000円とするものがございます。

節10需用費の71万円の増は、集団接種会場で使用する消耗品の購入費の増、節12委託料408万8,000円の増は、3回目の接種の前倒し実施のための増、節13使用料及び賃借料14万8,000円の増は、集団接種会場におきます暖房器具等の賃借料の増、節14工事請負費8万1,000円の増は、モデルナワクチン用の冷凍庫電源工事の増によるものでございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費を74万5,000円追加し、4,276万7,000円とするものでございます。

節17備品購入費74万5,000円の増は、ゴミステーションの購入による増でございます。

以上、住民福祉課関係の一般会計補正予算の説明をいたしました。

○議長（金井とも子君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

一番下の欄になりますけれども、款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費、23万1,000円を減額し3,827万9,000円とするもので、節1報酬、こちらはパートタイムの任用職員の報酬について、実績に基づき減額するものでございます。

15、16ページへ参りまして、節22償還金利子及び割引料につきましては、修正申告等に基づきお返しします住民税等の還付金でございまして、見込みより増となったものでございます。

目2賦課徴収費、320万3,000円を減額し2,635万6,000円とするもので、節12委託料は軽自動車税に係りますワンストップサービスの一環であります自動車税納税確認システムの導入について、令和3年度で実施する予定でございましたが、運営します機構全体のスケジュールの遅れによりまして作業が令和4年度に繰り越されたため、その事業費177万3,000円を減額いたします。また、固定資産台帳等基礎資料整備業務の委託料につきましては、契約する際の見積りによる差金143万円を減額するものでございます。

以上、税務会計課関係の御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。



19ページをお願いします。

款4衛生費、項3目1上水道費、15万円を追加し7,095万3,000円とするものでございます。

節3職員手当等について、見込みより増でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目4畜産業費、99万7,000円を追加し244万7,000円とするものです。

節24積立金、乳用育成牛導入事業基金積立金は、農家からの育成牛2頭分の貸付返納金を基金として積み立てるものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、100万円を追加し7,414万3,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、県が実施する事業費の5%相当額を地元負担金として納入するもので、場所は、沓掛湯原地区の小倉乃湯裏手の斜面一帯になります。令和3年度は繰り越して、地形測量、地質調査、詳細設計を見込んでおります。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、625万円を追加し3,555万8,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、第6波対応事業者支援補助金625万円となります。新型コロナウイルスの拡大による第6波の到来により、飲食業、宿泊業等の経済活動に大きな影響が出ていることを踏まえ、経済活動等支援のため給付金を交付するものでございます。時短営業等の協力によりコロナ拡大防止協力金を申請した方を除いた、飲食・宿泊業等を中心とした対象事業者に給付するものでございます。申請見込みは54件と見込んでおります。

目3観光費、120万円を減額し1,303万1,000円とするものです。

節10需用費、修繕料30万円では、田沢温泉駐車場の公衆トイレ電気設備の修繕が主なものです。節18負担金補助及び交付金、イベント補助金150万円の減額につきましては、新型コロナウイルス拡大防止措置による産業祭の中止に伴うものです。

目6道の駅関連施設運営費、48万円を追加し1,746万3,000円とするものです。

節10需用費、修繕料では、直売所の壁面の補修、道の駅24時間トイレ北側の休憩室の畳修繕となっております。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費、165万円を減額し1,195万9,000円とするものです。

節12委託料、住宅維持管理委託料165万円につきまして、公営住宅等長寿命化計画を当初予算に盛り込み、検討しておりましたが、国の助成2分の1を有効活用するために今回、令和4年度に実施する計画として、今年度は減額とさせていただきました。

以上、商工観光移住課関係の補正予算を御説明いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

15ページから18ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費、90万1,000円を追加して1億3,568万円とするものです。

節1報酬から節4共済費までの合計では30万1,000円ほどの増となっておりますが、この部分は保育士等処遇改善臨時交付金事業によるものでございます。

併せて各節の過不足調整も行わせていただきました。

なお、財源内訳の保育士等処遇改善臨時交付金は、民生費、児童福祉費補助金の歳入で計上しております。

節10需用費の60万円は、灯油価格の高騰によるものでございます。

以上、保育園関係について御説明いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係について申し上げます。

17ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費ですが、7万5,000円を増額して1,550万3,000円といたしました。これは処遇改善による給与の増額でございます。

次に、21ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、支出は変更ありませんが、ICT支援員について国から50%の補助が決まったため、120万6,000円を歳入として計上してございます。

続いて目3教育指導費でございますが、70万2,000円を増額いたしました。

内訳ですが、節18負担金補助及び交付金の増は003、子育てのための施設等利用給付金の増で、これは幼児教育無料化に伴う給付金が見込みより増になったものであります。

また、節19扶助費の増は、小・中学校の準要保護児童・生徒の就学援助費と特別支援学級入級の児童・生徒の就学奨励費の増減によるものでございます。

続きまして項2小学校費、目1学校管理費ですが、24万2,000円の増になっております。

これは節17備品購入費の増で、保健室のパーティション4枚と洗濯機1台を購入するものです。

目3中学校費ですが、101万5,000円を増額いたしました。

節14工事請負費の増は、普通教室3室と音楽室の照明をLEDに変える工事を行う予定であります。

節17備品購入費の増は、授業で使うヘッドフォン120個の購入費と、体温計カメラ1台、洗濯機1台の購入費用です。

23ページをお願いします。

項4社会教育費、目7図書館費ですが、18万5,000円を増額いたしました。

節10需用費の増で、燃料費が見込みより増になったものであります。

続いて目10五島慶太未来創造館費ですが、73万6,000円の減でございます。

節7報償費、節8旅費、節11役務費、節12委託料の減は、コロナ禍で企画展を変更したり中止したりしたための減額でございます。

節10需用費の増は、ポスター印刷による増と燃料費の増に伴うものでございます。

教育費は以上でございます。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第14、議案第11号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

議案第11号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算（第1号）

令和3年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,734万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、7ページをお願いいたします。

2 歳入

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金を71万7,000円追加し、4億1,190万7,000円とするもので、節2 保険給付費交付金（特別交付金）の71万7,000円の増は、保険者努力支援分の増によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

3 歳出

款4 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費を71万7,000円追加し、248万円とするものです。

節1 報酬12万円の増は、減塩教室等のための会計年度任用職員分、節17 備品購入費59万7,000円の増は、健康教室等で使用する体組成計を購入するものでございます。

以上、青木村国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第15、議案第12号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第1款水道事業費用、第1項営業費用15万円を追加し、1億6,096万6,000円とするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額4,595万円は、損益勘定留保資金4,430万4,000円、消費税及び地方消費税資本的調整額164万6,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,718万円は、損益勘定留保資金4,542万2,000円、消費税及び地方消費税資本的調整額175万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第1款資本的支出、第1項建設改良費、123万円を追加し1,933万8,000円とするものです。  
令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いします。

令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算内訳書

収益的支出

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節31負担金15万円につきましては、職員1名分の職員手当等について見込みより増でございます。

資本的支出

款1資本的支出、項1建設改良費、目1原水及び浄水施設費、節1工事請負費123万円につきましては、中村地区、中村第2着水井から中村浄水場までの導水管の布設替工事費として計上しました。

以上、議案第12号について御説明を申し上げます。

---

### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第16、議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課所長

及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億8,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額30億8,300万円は、前年度予算に比べて3億5,100万円の増、率で12.8%の増となります。

2 ページから7 ページまでにつきましては省略をさせていただき、8 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為について御説明申し上げます。

事項は固定資産税課税客体調査業務及び基礎資料整備業務委託料で、期間は令和4年度から令和5年度までの2年間、限度額は3,190万円となります。本事業は令和2年度までの3年間と、令和3年度からの3年間で実施しているもので、令和4年度から5年度について記載をさせていただきます。

続きまして9ページ、第3表、地方債について御説明申し上げます。

歳入予算の中では、34ページから35ページに記載されております。

また、歳出については、それぞれ対象事業に充当して事業を実施するものでございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明を申し上げます。

まず目的、地域活性化事業債で、国土保全対策事業債を農業用水路工事に充当する起債でございます。限度額が910万円、方法は、証書借入又は証券発行により。利率が3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）となります。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還または償還年限の短縮、もしくは借換えができるものとする。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様となりますので、省略させていただきます。

続いて緊急防災・減災事業債、限度額1億4,850万円は、村道当郷国道北3号線並びに6号線の道路改良工事と、避難所となっております文化会館の空調設備設置工事に充当するものでございます。

公共施設等適正管理推進事業債、限度額470万円は、脱炭素化事業債として保育園リズム室と総合体育館の照明のLED化工事に充当いたします。

臨時財政対策債、限度額5,300万円は、財政支援としての起債でございますが、前年度より減額となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

11ページから12ページまで、歳入歳出予算事項別明細書の総括表となりますので、予算額の構成割合について申し上げます。

歳入では、村税12.5%、地方譲与税1.3%。款3利子割交付金は、構成割合が出てまいりません。款4配当割交付金も、構成割合は出てきません。款5株式譲渡所得割交付金も、構成割合は出てまいりません。款6法人事業税交付金、0.1%。款7地方消費税交付金、3%。款8自動車税環境性能割交付金、0.1%。款9地方特例交付金、0.1%。款10地方交付税、

43.7%。款11交通安全対策特別交付金については、構成割合が出てまいりません。款12分担金及び負担金、1.1%。款13使用料及び手数料、2.3%。款14国庫支出金、9.4%。款15県支出金、4.9%。款16財産収入、0.2%。款17寄附金、0.4%。款18繰入金、8.3%。款19繰越金、4.2%。款20諸収入、1.4%。款21村債、7.0%。

続いて、12ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1議会費、1.3%。款2総務費、20.2%。款3民生費、23.8%。款4衛生費、7.5%。款5農林水産業費、8.4%。款6商工費、3.3%。款7土木費、13.5%。款8消防費、4.9%。款9教育費、10.9%。款10災害復旧費は、構成割合が出てまいりません。款11公債費、5.9%。款12予備費、0.3%。

以上となります。

続いて、14ページをお願いいたします。

歳入については、一括して御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、歳入及び歳出の本年度の予算額については読み上げを省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

款1村税、項1村民税、目1個人分は630万円の増となっております。

節1現年課税分については、前年と比較して均等割の780万1,000円は人数で2名減、金額で7,000円の減、所得割1億4,112万5,000円は人数で13人の増、金額では578万4,000円の増を見込んでおります。

目2法人分は、222万3,000円の増。

節1現年課税分については前年度と比較して、均等割649万円は5万円の減、法人数合計は増減はございません。法人税割443万8,000円は、227万3,000円の増を見込んでおります。

項2目1固定資産税は、2,122万6,000円の増。

節1現年課税分については、土地5,302万7,000円が134万6,000円の増、家屋8,918万8,000円が1,280万円の増、次のページへ参りまして償却資産の3,685万2,000円は719万4,000円の増を見込みました。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年1万5,000円の減となっております。

項3軽自動車税、種別割は45万9,000円の増。

節1現年課税分1,878万4,000円については、47万8,000円の増となっております。18ページ、19ページのほうへ参りまして、台数合計で2,735台分を見込んでおります。



目2環境性能割は、前年41万8,000円の増を見込んでおります。

項4目1村たばこ税、115万2,000円の増でございます。こちらは全体本数は減少しておりますが、税率のアップによる増額が見込まれております。

項5入湯税、目1入湯税は、増減なし。

節1現年課税分132万2,000円については、宿泊者が8,350人、日帰り者が1,415人を見込んでおります。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、60万円の減。

こちらについては県の見込みに合わせて算出をいたしました。

次のページに行きますが、目1自動車重量譲与税ですが、こちらについても増減はございません。

項3森林環境譲与税は、260万円の増を県に準じて見込んでおります。

款3項1目1利子割交付金15万7,000円の減、款4項1目1配当割交付金17万円の減は、いずれも県に準じて見込んでおります。

款5項1目1株式譲渡所得割交付金は、28万5,000円の増。

款6項1目1法人事業税交付金は、140万円の増を見込んでおります。

款7項1目1地方消費税交付金160万円の減は、県に準じて減額としました。

款8項1目1自動車税環境性能割交付金は、25万5,000円の増。こちらも県に準じて増額を見込んでおります。

款9項1目1地方特例交付金167万7,000円の減は、国の見込みにより減額といたしました。

項2目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和3年度に新たに設置されたもので、中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税の特例措置による減収を補填するものですが、令和4年度についても頭出しというふうにさせていただいております。

款10項1、次のページに参りまして目1地方交付税9,030万円の増は、節1地方交付税の普通交付税については、国の3.5%増額の見込みにより7,530万円増の1億2,700万円としました。また、特別交付税についてはコンビニ交付運用費や定住自立圏に関わる増、地域おこし協力隊の経費など増額となる要素を見込んで、1,500万円の増を見込んでおります。

款11項1目1節1交通安全対策特別交付金は、前年並みで見込んでございます。

○議長（金井とも子君）　ここで、説明の途中でございますが暫時休憩としたいと思います。

再開は13時ちょうどということをお願いいたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

片田総務企画課長、お願いします。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、引き続き歳入のほうから御説明させていただきたいと思います。

22ページ、款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は前年同額で、節1農業費分担金は当郷区の中村水路工事等に係る分担金でございます。

項2負担金、目1総務費負担金は前年同額で、節1高速情報通信サービス負担金につきましては、通信サービスの加入負担金、放送サービスの加入負担金、いずれも前年同額を見込んでおります。

節2地方創生推進交付金事業負担金は、長和町から共同推進事業として行っておりますそばのPR費用に係る負担金で、こちらも前年同額となっております。

目2民生費負担金は37万8,000円の増で、節1社会福祉費負担金の老人保護措置費入所者負担金が5人分で前年同額、節2児童福祉費負担金は37万8,000円の増で、保育料は未満児が37人、早朝保育料が65人、延長保育料60人、一時的保育料が27万1,000円の増を見込んでございます。給食費軽減事業は、3歳以上児72名、うち第一子30人、第二子18人で算出をしております。

目3衛生費負担金は133万4,000円の増で、節1保健衛生費負担金は未熟児療育医療受給者負担金で、同額でございます。

節2上水道費負担金は、水道業務に従事しております職員の人件費分について、水道会計から一般会計への負担金として納付いただくものでございます。

目4土木費負担金、節2公共下水道費負担金、こちらも同じく下水道会計が負担すべき職員の人件費分について、一般会計へ負担金として納付いただくものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は38万5,000円の減で、節1総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料、村営駐車場使用料については前年同額、村営バス運行

収入は20万4,000円の増額で見込んでおります。

節2 現年度分高速情報通信サービス使用料は69万4,000円の減で、通信サービス使用料と放送サービス利用料は前年調定額の90%で見込んでおります。

次のページに参りまして、節4 光ケーブル使用料は10万5,000円の増で、固定使用料と加入数による使用料の合計となっております。

目2 商工使用料は29万円の増で、節1 観光施設使用料でキャンプ場で23万円の増、昆虫資料館使用料は実績により6万円の増を見込んでおります。

目3 土木使用料は361万8,000円の減で、節1 住宅使用料の教員住宅使用料が20万4,000円の減、村営住宅使用料は実績により341万4,000円の減を見込んでおります。

目4 教育使用料7万1,000円の増は、節1 保健体育使用料で1万円の増、節2 会館使用料は前年同額、節3 美術館使用料は6万1,000円の増で、それぞれ実績を基に計上いたしました。

目5 衛生手数料は、新たに6,000円を見込んでおります。

項2 手数料、目1 総務手数料15万円の減は、節1 徴税手数料は前年同額で、節2 戸籍住民基本台帳手数料は15万円の減、節3 総務管理費手数料1万1,000円は情報センター広告手数料で、同額となっております。

目2 衛生手数料は1万1,000円の減で、節1 保健衛生手数料のうち犬新規登録手数料は10頭分、注射済票交付手数料は280頭分を見込んでおります。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金は438万6,000円の増、節1 社会福祉費負担金は489万6,000円の増で、いずれも2分の1の国庫負担、節2 児童福祉費負担金は40万円の減で、3分の2の国庫負担、次のページへ参りまして節3 保険基盤安定負担金は11万円の減で、2分の1の負担となります。

目2 衛生費国庫負担金は572万9,000円の増で、節1 保健衛生費負担金、未熟児療育医療事業負担金は同額で、2分の1の負担となっております。002新型コロナワクチン接種体制確保事業費負担金は64歳以下3回目のワクチン接種に係る負担金を見込みましたが、令和3年度で接種が進んでおりますので、状況に応じて後に減額の可能性が出てまいります。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は9,455万4,000円の増で、節1 総務管理費補助金で前年8,790万円の増、社会保障・税番号システム整備費補助金が300万円と、地方創生推進交付金として関係人口拡大事業関係で500万円、コロナ関係の地方創生臨時交付金が8,718万4,000円となっております。

節2 村営バス運行管理費補助金は、内示に基づき8万7,000円の増となっております。

節6 マイナンバーカード交付事務費補助金は、カード申請に使用するiPad等の備品や消耗品、人件費等に対する補助金でございます。

節7 デジタル基盤改革支援補助金は、行政手続のオンライン化、標準化に関わるシステム改修に対する補助金でございます。

目2 民生費国庫補助金は9万8,000円の増で、節1 社会福祉費補助金、障害者地域生活支援事業補助金が9万8,000円の増で、2分の1の補助となっております。

節2 児童福祉費補助金は前年同額で、児童クラブ運営費の3分の1の補助となっております。

目3 衛生費国庫補助金は472万8,000円の増で、節1 保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金は同額で、1基分を見込んでおります。疾病予防対策事業費補助金は、風疹対策で2分の1の補助となっております。母子保健衛生費国庫補助金は34万7,000円の減で、母子相談、妊娠出産包括支援事業等に係る2分の1の補助金でございます。004一体化事業国庫補助金は令和3年度からスタートしており、同額でございます。介護と高齢者の一体化事業に対する補助金で、3分の2の補助となっております。005新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金は、やはり64歳以下の3回目のワクチン接種に係る補助金で、令和3年度で接種が進んでいることから、後に減額をお願いする可能性がございます。

目4 土木費国庫補助金は前年同額で、節2 住宅費補助金、住宅建築物耐震改修等事業補助金として耐震診断1戸分3万2,000円を、ブロック塀除去に対する補助、1件分5万円を見込んでおります。2分の1の補助でございます。社会資本整備総合交付金は、村営住宅の長寿命化計画策定経費に係る補助金です。

目5 教育費国庫補助金は93万円の増で、節1 教育費補助金で特別支援教育就学奨励費が20万9,000円の増、2分の1の補助、私立幼稚園施設利用給付金が72万1,000円の増となっております。

目6 商工費国庫補助金は前年同額で、U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金でございます。

目7 農林水産業費補助金は新規で、4,380万円。当郷地区の柿ノ木水路の改修に係る補助金となっております。

項3 委託金、目1 総務費委託金は274万2,000円の減で、節2 選挙費委託金は、令和4年度に予定されております参議院議員選挙に伴う委託金を見込んでおります。

目2 民生費委託金は30万円の増で、節1 基礎年金事務委託金が30万円の増、次のページへ参りまして節2 児童福祉費委託料は、特別児童扶養手当事務委託金として20人分で前年同額となっております。

款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金は283万2,000円の増、節1 社会福祉費負担金は244万8,000円の増、いずれも4分の1の県負担となります。

節2 児童福祉費負担金の児童手当負担金は14万円の減で、6分の1が県の負担となっております。

節3 保険基盤安定負担金については、保険基盤安定負担金国保分は80万5,000円の減で、県より保険料軽減分として4分の3、保険者支援分で4分の1の負担となっております。また、保険基盤安定負担金後期高齢分は132万9,000円の増で、4分の3が県の負担となっております。

目2 衛生費県負担金は前年同額で、節1 保健衛生費負担金についての県負担は保健事業費負担金が3分の2、未熟児療育医療事業負担金が4分の1となっております。

項2 県補助金、目1 民生費県補助金は13万2,000円の減で、節1 社会福祉費補助金のうち001 民生児童委員交付金は2万4,000円の増、002 障害者福祉医療費給付事業補助金は同額で2分の1補助、003、004も前年同額で2分の1補助、005 社会福祉法人による生活困窮者利用者減免事業補助金は6万9,000円の減で、4分の3補助、007 高齢者地域支え合い事業補助金は5万3,000円の減で、3分の2補助、008 障害者地域生活支援事業補助金は同額で、4分の1補助、010 地域福祉総合助成金事業補助金は8万3,000円の減で、2分の1補助となっております。

節2 児童福祉費補助金については前年同額で、001 乳幼児・児童医療費給付補助金と、002 母子父子家庭医療費給付補助金が2分の1補助、005 児童クラブ運営補助金が3分の1補助となっております。

目2 衛生費県補助金は前年同額で、節1 保健衛生費補助金の001 一体化事業補助金は皆増で、3分の1補助。先ほどの国庫補助金3分の2と合わせて100%の補助となります。002 自殺対策緊急強化事業補助金は前年同額、003 合併浄化槽設置費補助金は1基分、3分の1の補助でございます。

目3 農林水産業費県補助金は203万4,000円の減、節1 農業費補助金のうち003 中山間地域等直接支払事業交付金は前年同額で、事業費の4分の3補助、005 多面的機能支払事業交付金が3万9,000円の減で、やはり4分の3の補助、007 地籍調査事業補助金は中村3区に着

手する費用の補助金で、4分の3補助となっております。

次のページへ参りまして、節2林業費補助金では、001松林健全化推進事業、伐倒駆除が130万5,000円の減で2分の1補助、002保全松林健全化整備事業補助金も359万1,000円の減で、70%の補助。003樹幹注入事業補助金は47万7,000円の増、004森林づくり推進支援金事業補助金は2万円の増、005野生鳥獣総合管理対策事業補助金は20万円の減で、くくりわなの購入に係る補助でございます。006鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、前年28万円の増となっております。

目4土木費県補助金は、耐震診断に係る県の補助分でございます。

目5教育費補助金は36万円の増で、節3教育総務費補助金は、私立幼稚園施設利用給付金で利用費総額の4分の1補助を見込んでおります。

目6商工費県補助金は45万円の増で、U I Jターンの県の補助分となります。

項3委託金、目1総務費委託金は688万9,000円の増で、節1総務管理費委託料は前年と同額、節2徴収税委託金は納税義務者2,298人分に対するものでございます。

節5選挙費委託金は、県知事選挙に係る委託金でございます。

続いて款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は前年同額で、節1土地建物貸付収入は村有地並びに公共施設の屋根貸し、駐在所借地料、道路占用料等の収入でございます。

目2利子及び配当金は45万円の減で、節1利子及び配当金で財政調整基金等の積立利子分でございます。

項2財産売払収入、目2不動産売払収入は144万3,000円の増で、国道143号道路改良工事に伴う村有地の売払代金を見込んでおります。

款17項1寄附金は、前年同額で見込んでおります。

次のページへ参りまして、款18繰入金、項1目1基金繰入金は1,490万円の減で、節1基金繰入金のうち001財政調整基金が1,450万円の減、002公共施設整備基金が300万円の増となっております。003土地開発基金は130万円の減で公有財産購入費等に、006情報通信関連事業基金1,000万円は、情報センターの設備更新工事に充当させていただきます。

款19項1目1繰越金は同額で、節1前年度繰越金となっております。

款20諸収入、項1延滞金加算及び過料、目1延滞金は前年同額、項2村預金利子は6,000円の減、項3貸付金元利収入は前年同額となっております。

項4目2雑入は、362万7,000円の増となっております。

34、35ページへ参りまして、款21項1村債につきましては第3表、地方債で御説明申し上げたとおりですので、説明のほうは省略させていただきます。

続いて、3、歳出については各担当より御説明を申し上げます。

36、37ページ。

説明については、昨年と比較して変更となった項目等を中心に御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてお願いいたします。

款1項1目1議会費は、36万4,000円の減となります。内容は、議員10名分に係る予算となっております。主には共済費の減で、その他はほぼ前年同額となっております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、145万3,000円の減となります。こちらの内容につきましては、特別職と総務企画課関係職員に係る人件費と、事務全般に対する経費等が計上されております。

節1報酬から38、39ページの節4共済費までは、村長と一般職員9名、再任用の職員6名、フルタイムの会計年度任用職員2名分を計上してございます。

40、41ページでございます。

節7報償費、節8旅費は、前年同額でございます。

節9交際費は12万円の減、節10需用費は18万6,000円の減で、主には食料費の減でございます。

節11役務費は8万1,000円の減、節12委託料は138万3,000円の増で、001電算処理委託料は役場全体の電算機器に係る各種保守委託料となっております。

節13使用料及び賃借料は43万円の増となっておりますが、電算システムの使用料の増が主な要因でございます。

節18負担金補助及び交付金については、次のページにかけてですが、ほぼ前年同額の内容となっております。

42、43ページ、目2文書広報費は、73万1,000円の減となります。内容については、毎月発行している「広報あおき」と例規集等に係る経費となっております。

節11役務費は役場の電話料、情報電話使用料、郵送料、非常用携帯電話等の費用が計上されております。

節12委託料は88万円の減となっておりますが、004例規集データ更新等委託料の減が主な要因でございます。

目3財政管理費は、予算書と決算書の印刷代を見込んでおります。

44、45ページをお願いします。

目5財産管理費は、52万円の増となります。内容は、庁舎を含めて公共施設、公共用地、公用車、積立金等の管理に関わる経費が計上されております。増の主な要因は節12委託料で、008電算機器設定委託料が行政手続のオンライン化に伴うシステム改修、自治体システムの標準化に伴う同定作業等で840万円ほどの増となっております。

46、47ページへ参りまして、節24積立金は、財政調整基金等基金の利子を積み立てるものでございます。

目6企画費は、526万8,000円の増となります。内容については、ふるさと応援寄附金、地域おこし協力隊1名分の経費等が計上されております。増額の主な要因は、48、49ページのほうへ参りまして節18負担金補助及び交付金で、負担金の003企業人材派遣制度派遣負担金560万円を計上しました。時節柄、企業からの派遣が不透明な部分もありますが、こちらが増額の要因となっております。

目7諸費は、94万7,000円の増となりました。内容は、交通安全対策、防犯関係等の経費が計上されております。特に新たに説明すべき事項はございませんが、各地区の要望に応じて防犯灯の設置工事、カーブミラーの修繕あるいは設置工事費、そのような費用等が増額となっております。

次のページへ参りまして、目8情報通信サービス事業費は935万円の増となります。内容につきましては、情報通信センターの設備機器の管理及び保守等の経費が計上されております。

節2給料はフルタイム2名分、以下、節4共済費まではそれらに係る人件費でございます。

その他、ほぼ前年同様の内容となっておりますが、52、53ページへ参りまして節14工事請負費1,974万7,000円は、センター設備更新工事として光送信機、光増幅器の更新工事を予定しており、こちらが増額の要因となっております。

目9地方創生プロジェクト事業費は、321万7,000円の減となりました。今年度の事業は地域資源を生かした関係人口の拡大プロジェクトとして、タチアカネ等農産物を生かした取組、東急グループとの地域の偉人を生かした取組、ハイブリッド発電システム等の工業製品を生かした取組を行う予定でございます。

節12委託料は前年対比448万6,000円の減となっておりますが、農産物関係で429万円、五島慶太関係で363万円、工業製品を生かした取組で44万円、長和町との共同推進事業費220万円を見込んでおります。



続いて54、55ページ、目10地方創生臨時交付金事業費は1億39万円で、国の令和3年度補正予算のホンショウ繰越分を活用して、9事業について取組を行う予定となっております。

節12委託料では、中小事業者等相談強化業務委託料として300万円、行政業務デジタル化推進事業としてコンビニ交付環境構築等の委託に1,650万円、地方への移住推進事業として住宅計画の策定委託265万円を計上しております。

節14工事請負費では、保育環境改善事業として、保育園の増築工事2,500万円を計上しました。

節17備品購入費では、スマート農業推進事業としてフリーグラスチョッパー等の購入を予定しております。

節18負担金補助及び交付金の負担金は、保・小・中の給食費軽減事業が主なもの、補助金は、公共的空間安全安心確保事業で指定管理者への補助金360万円、プレミアム消費券の発行事業に550万円が計上されております。支援金は、給食費軽減事業の一環として3歳未満児への支援金を計上してございます。

項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は244万8,000円の増となりました。内容は、村営バスの運行管理費と地域路線バス等に係る経費が計上されております。

節1報酬から節4共済費については、公共交通会議の委員報酬と運転手3名分の人件費が計上されております。

次の56、57ページへ参りまして、節10需用費と節13使用料及び賃借料は村営バス及びバスターミナルに係る経常経費となっておりますが、燃料費の高騰により、燃料費は43万円ほど増となっております。

節14工事請負費は、当郷の村営バス待合所の改修工事を予定しており、増額の主な要因となっております。

節18負担金補助及び交付金は前年同額で、負担金の地域路線バス維持対策負担金は、上田市と共同で実施しております運賃低減バス運行事業の負担金ですが、コロナによる乗客の減を考慮し、令和4年度も800万円を計上いたしました。

続きまして、少し飛んで64、65ページをお願いいたします。

中段になりますが、款2項5選挙費、目1選挙管理委員会費については、選挙管理委員4名に係る経費でございます。

目2選挙啓発費は同額、目3参議院議員選挙費は、夏に予定されております通常選挙に係る経費、次のページへ参りまして目4県知事選挙費は、こちらも夏に実施される予定の知事

選挙に係る経費をそれぞれ計上してございます。

68、69ページへ参りまして、真ん中より下になりますが、項6統計調査費、目1統計調査総務費は32万円の減となります。令和4年度は学校基本調査、就業構造基本調査、住宅土地統計調査、単位区設定に係る費用となっておりますので、説明については省略させていただきます。

項7目1監査委員費については監査委員2名分の活動経費で、前年同額でございます。

ここでまた飛びますが、136、137ページをお願いします。

款8項1消防費、目1常備消防費は2,408万9,000円の増で、上田地域広域連合への負担金が増額となっております。こちらは本村の交付税算定に用いられます消防費に係る基準財政需要額を基に算出されることから、令和4年度については大幅な増となりました。

目2非常備消防費は、564万8,000円の増となります。内容は、消防団に係る活動経費が主な内容となっております。

節1報酬、001消防団団員手当は報酬等の改定により382万7,000円の増となっており、基本消防団員と消防団協力団員、機能別消防団員に対する報酬となっております。002自動車ポンプ班員は、ポンプ車班15人とポンプ班10人分、003消防委員は会議、各種大会等への参加報酬となっております。

節3職員手当等は、出動手当がやはり改定により、80万円の増となっております。

節7報償費の001退職団員報償金は、10人分となっております。以下については大会等の謝礼、記念品代となっております。

節10需用費は消耗品で、昨年に引き続き、団員の安全確保のための難燃性活動服40着を計上しております。

次のページへ参りまして、節19負担金補助及び交付金はほぼ同額でございますが、負担金は損害補償掛金が300名分、009退職報償金掛金は団員200人分となっております。補助金の004地域消費券購入補助金は、150人分でございます。

目3消防施設費は、733万6,000円の減となります。内容は、地区及び消防団の要望に対しての消防設備等、全般にわたり計上されております。なお、減額の要因は、工事請負費の減に伴うものとなっております。

節10需用費は前年並みで、修繕料は、小型動力ポンプ修繕並びに積載車等の車検代や、消火栓、防火水槽の修繕費等の経費が計上されております。

次のページへ参りまして、目4水防費は土のう袋、土のう用砂の購入に係るものでござい

ます。

目5災害対策費は令和4年度、新たに計上するもので、計画的な備蓄品の購入費をこちらに計上いたしました。

続きまして、178、179ページをお願いいたします。

中段以降ですけれども、款11項1公債費、目1元金は700万円の減、目2利子は190万円の減となっております。

款12項1目1予備費は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮して1,000万円を計上いたしました。

次の180ページ、給与費明細書になります。

特別職については、一番下の比較の欄で、職員数の増減はございませんが、消防団員の報酬改定により報酬額が増となっております。

181ページ、2、一般職の(1)総括表については、比較の欄で、職員数が1名の減、フルタイムの会計年度任用職員が含まれております。括弧内の数字は再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の数で、9名増となっております。

182ページには内訳として、会計年度任用職員以外と会計年度任用職員とに分けて集計してあります。

次のページ以降については記載のとおりでございますので、説明については省略をさせていただきます。

以上、議案第13号 令和4年度一般会計予算について、歳入全般と、歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

○議長(金井とも子君) 続きまして多田税務会計課長、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

42ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費658万円につきましては、前年比1,206万4,000円の減でございます。

節2の給料から節4共済費につきましては、職員1名分で計上でございます。

44ページでございますが、節10需用費の004印刷製本費23万7,000円については、税務会計用の納入通知書、それから支払証明書等の印刷費、節11役務費につきましては145万円でございますけれども、一部徴税費から移動したのもございますが、口座振込等の指定金融

機関への業務委託に係る手数料でございます。

56ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費2,611万4,000円につきましては、前年比24万9,000円の増でございます。

節1報酬については固定資産評価審査委員3名分、それからパートタイムの会計年度任用職員1名分でございます。

節2給料、58ページへ参りまして節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員3名分とフルタイムの会計年度任用職員1名分でございます。

目2賦課徴収費3,751万2,000円につきましては、前年比で795万3,000円の増でございます。

節11役務費につきましては、指定金融機関への会計業務分を会計管理費に移したこと等によりまして、76万4,000円の減でございます。

節12委託料については前年比379万5,000円の増、006の評価替えに伴う標準宅地鑑定評価委託料185万1,000円が増となっております。それから009のe L T A Xのルームス連携システムに係る部分で、新たに地方税共通納税システムのQRコードへの対応のための業務委託、232万2,000円の増でございます。010のe L T A Xの審査システムに係る共通の税システムの対象税目の拡大によります費用、こちらが88万円の増でございます。

節18負担金補助及び交付金につきましては令和4年度の単年度事業でございますが、航空写真の共同撮影の市町村負担金491万2,000円を計上してございます。こちらにつきましては、税の客体調査をはじめ村図のコウセイですとか、村で行う業務の参考資料とする航空写真を管内4自治体で共同撮影するための負担金でございます。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所等を中心に説明をさせていただきます。

まず、62ページを御覧ください。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2給料、節3職員手当等につきましては、職員3名分でございます。

節12委託料は、住基ネットワーク戸籍情報システムに係るシステム保守委託料でございます。戸籍システムの改修費用等で617万円の増となっております。

節13使用料及び賃借料は、住基戸籍総合システムのハードのリース料等で、前年度と同額でございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

目2マイナンバーカード交付事務費は、マイナンバーカードの普及促進のため、申請受付等の事業費80万2,000円を計上してございます。新規事業でございます。

目3証明書コンビニ交付事業費ですが、節11役務費で、証明書のコンビニ交付に係るコンビニへの交付手数料として2万4,000円、節12委託料としまして、コンビニ交付システム保守管理費として160万円、節13使用料及び賃借料といたしまして、コンビニ交付システム利用料3万6,000円を計上してございます。これも新規事業でございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬は、民生委員17名分等でございます。

節2給料、節3職員手当等は、職員3名、会計年度任用職員1名分でございます。

節7報償費は、出産祝金21名分を計上してございます。

72ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会等への負担金で、前年度49万4,000円の増となっております。

節27繰出金は、国保特別会計へ繰り出すものでございます。

目2障害者福祉費、節1報償費は、障害福祉計画策定委員8名分でございます。

74ページをお願いいたします。

節11役務費は、福祉医療事務取扱い手数料等で、前年度並みでございます。

節12委託料は、010障害者自立支援給付審査支払いシステム改修委託料19万7,000円は新規事業で、あとは前年度並みでございます。

節18負担金補助及び交付金ですが、007移動支援事業補助金24万1,000円は新規事業であり、あとは前年度並みでございます。

76ページをお願いいたします。

節19扶助費ですが、006障害者補装具交付金等事業は106万円の増、008介護給付訓練等給付費が865万6,000円の増、009移動支援事業給付金が81万2,000円の増、015訪問入浴サービ

ス事業は60万5,000円の増で、これは新規事業でございます。あとは前年度並みでございます。

目3 老人福祉費、節7 報償費は、高齢者祝金51名分を計上してございます。

節10 需用費、燃料費1,690万2,000円は、くつろぎの湯の灯油代でございます。

節12 委託料、001 くつろぎの湯管理委託料1,143万7,000円で46万9,000円の増、002 老人センター管理委託料は889万4,000円で13万9,000円の増でございます。006 日常生活圏域高齢者ニーズ調査委託料148万5,000円ですが、次期高齢者福祉計画策定に向けたアンケート調査の委託料等で、新規事業でございます。

続きまして、78ページをお願いいたします。

節13 使用料及び賃借料46万5,000円は、後期高齢者医療総合システム使用料と、サーバーの賃借料でございます。

節18 負担金補助及び交付金、003 長野県後期高齢者医療広域連合負担金は6,600万1,000円で、137万2,000円の減となっております。

節27 繰出金では、介護保険特別会計が174万5,000円の増、後期高齢者医療特別会計は177万3,000円の増となっております。

目4 地域包括支援センター費、節1 報酬は会計年度任用職員2名分、節2 給料、節3 職員手当等は職員2名分、会計年度任用職員1名分でございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

節12 委託料、介護予防サービス計画委託料は68万4,000円の増、介護予防ケアマネジメント委託料が2万4,000円の増となっております。

82ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目2 児童措置費、節19 扶助費ですが、児童手当は54万円の減、乳幼児・児童医療給付費は前年度並みを見込んでおります。

84ページをお願いいたします。

目3 母子父子福祉費は、前年度並みで見込んでございます。

飛びまして、90ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費ですが、令和3年度ではそれぞれの節に計上しておりました高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業費につきましては、新たに事業を起し科目を新設したため、事業費についてはそれぞれの節から減額になっております。

節1報酬は、衛生委員12名分、保健補導員42名分、健康寿命延伸プロジェクト委員20名分等でございます。

92ページをお願いいたします。

節2給料、節3職員手当等は、職員5名分でございます。

節7報償費は、高齢者の運動教室等の講師謝礼等を計上いたしました。

節10需用費、005光熱水費121万円は、保健センターの電気料等でございます。

94ページをお願いいたします。

節12委託料は、検診事業の委託料はほぼ前年度並みでございますが、新型インフルエンザ予防接種対応システム改修の終了、検診ツールの使用料の減等によりまして、221万5,000円の減となっております。

節13使用料及び賃借料は139万2,000円の増で、新たに003に検診ツール使用料を計上したため増額となっております。

節18負担金補助及び交付金につきましては414万1,000円で、令和3年度の青木診療所の整備補助事業が終了等によりまして、1,252万円の減となっております。

96ページをお願いいたします。

目2予防費、節10需用費は、908万8,000円の減。これは、今まで需用費で見込んでおりました医薬材料費を節12委託料で新たに見込んだことによる減でございます。

節12委託料は、節10需用費で見込んでいた医薬材料費を新たに委託料で見込むことになったために、174万2,000円の増となっております。

節18負担金補助及び交付金は、前年度並みの見込みとなっております。

続きまして目3環境衛生費、節12委託料は304万円の増ですが、98ページをお願いいたします。008条例更新等業務委託料としまして、地球温暖化対策に関し地方公共団体実行計画を作成するための委託料として302万5,000円を計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金は、前年度並みの見込みとなっております。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費は1,080万4,000円で、18歳以上の3回目の接種費用等を見込んでございます。

目5高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業は、令和3年度につきましては、先ほど説明いたしましたが款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で見込んでおりましたけれども、令和4年度につきましては新たに科目を新設いたしまして、事業費195万1,000円を計上したものでございます。

100ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費ですが、12万円の減となっております。

節10需用費で、ごみ袋のほかに危険物用と有害物用のコンテナ、ペットボトル及び缶類の回収用ネット等を令和3年度、購入いたしましたが、これが減になっているものでございます。

節18負担金補助及び交付金は、クリーンセンター負担金は116万円の減、ごみ処理広域化推進費負担金は143万8,000円の増となっております。

目2し尿処理費は274万1,000円の増ですが、節18負担金補助及び交付金、し尿処理施設運営経費負担金の増によるもので、これは長和町の試算に基づく額を計上してございます。

以上、住民福祉課関係の予算について説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所を中心に御説明をさせていただきます。

102ページを御覧ください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費7,509万5,000円につきましては、節2給料から節4共済費までの人件費として職員1名分、再任用職員0.5人分を計上しております。

節18負担金補助及び交付金6,778万5,000円につきましては、388万2,000円の増。簡易水道事業会計負担金を計上しております。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬299万3,000円では、委員16名分の報酬となっております。

次のページをお願いいたします。

目2農業総務費、節1報酬では、任用職員1名分、節2給料では職員3名、任用職員地域農業マネージャーほか1名分を計上しております。

106ページをお願いいたします。

目3農業振興費、節12委託料、002農業支援センター委託料266万5,000円につきましては、タチアカネそばの排水対策用溝堀りトラクターへのアタッチメント1基を導入する費用110万円も含めて計上しております。

108ページをお願いいたします。



節18負担金補助及び交付金、001負担金、新規就農者支援体制整備事業77万9,000円につきましては、上田市、長和町、JA信州上田と連携し、信州うえだファームが行う研修制度を活用して新規就農者を確保、育成するものでございます。002補助金、009生産調整推進協力タチアカネ補助金600万円につきましては、水田活用直接支払交付金の産地交付金について、国からの配分額が減少した場合の農家補填として補助金を計上させていただきました。011園芸産地育成事業補助金14万9,000円では、花卉栽培農家がダリア苗を購入する際の助成を予定しております。018遊休荒廃農地対策事業補助金20万円では、荒廃農地の解消に要する経費として10アール当たり4万円以内で補助金を交付するものです。003交付金、001中山間地域等直接支払事業交付金1,288万8,000円では、21集落分を計上しております。003多面的機能支払交付金984万2,000円につきましては、農地維持分438万6,000円、資源向上分545万6,000円が主なものでございます。

110ページをお願いします。

目5農地費、節12委託料344万3,000円の調査設計委託料と節14工事請負費7,675万円につきましては、村単の当郷地区中村水路改修工事と、当郷地区用排水路切り回し改良工事として国庫補助分、約270メートル、村単分、約10メートル分を計上しております。

目6生産調整推進対策費、節18負担金補助及び交付金の負担金292万5,000円のうち、国のデジタルトランスフォーメーション推進の一環で、農林水産省共通申請サービス、通称eMAFFの事務電子化のための経費152万9,000円を新規計上いたしました。

112ページをお願いします。

目8国土調査費、節1報酬336万7,000円につきましては、会計年度任用職員2名分、節2給料、職員1名分を計上しております。

節12委託料、001一筆地測量委託料427万9,000円では、休止しておりました補助事業を再開し、新規地区として中村地区3区の境界設置業務と測量業務を予定しております。

114ページをお願いします。

節12委託料、006地積事務維持管理システム保守管理委託料8万円と、節13使用料及び賃借料、002調査維持管理システム借上料75万3,000円につきましては、令和3年度後半に導入しました地積調査図面をデータ化してシステム管理するための経費として、通年予算分を計上しております。

116ページをお願いします。

項2林業費、目2林業振興費、節12委託料、001委託料、001地域林政アドバイザー業務

委託料250万円では、森林経営計画の指導、間伐等の施業現場の調査を委託しております。002国補助事業委託料、001松林健全化推進事業伐倒駆除1,152万円につきましては288万円の減、400立方メートル分を計画し、003松林健全化整備事業委託料2,376万円につきましては549万円の減、800立方メートル分を予定しております。003県費補助事業委託料、001森林づくり推進交付金事業82万円につきましては、県補助により松くい虫防除事業を行います。005森林環境譲与税事業委託料、001松くい被害拡大防止事業594万円では、200立方メートルの伐倒駆除を予定しております。002ライフライン等保全対策事業250万円では、村道沿線の電線等に覆いかぶさっている危険木の伐採事業として計上しました。

節14工事請負費110万円につきましては、応急対応が必要な場合の林道補修工事費として計上しております。

節17、002備品購入費、002有害鳥獣駆除機材40万円につきましては、くくりわな30基、捕獲おり5基を予定しております。

節18負担金補助及び交付金、001負担金、002上田地域林務行政連絡協議会負担金93万4,000円につきましては、森林管理広域連携に向けた検討を進めております。002補助金、002森林造成事業576万円につきましては、搬出間伐29.1ヘクタール、297万6,000円が主なものでございます。003樹種転換事業補助金338万9,000円は、3ヘクタール分を計画しております。004薪・ペレットストーブ購入補助金は5万円を上限に購入補助をするもので、薪ストーブ、ペレットストーブそれぞれ3件分を見込んで新規計上いたしました。

128ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料等につきましては、職員2名分、任用職員1名分を計上しております。

130ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002住宅用雨水貯留施設設置補助金12万5,000円は、購入設置に係る費用の3分の2を補助するもので、上限補助額は100リットル以上500リットル未満で2万5,000円、500リットル以上で5万円とし、予算では2万5,000円の5件分を新規計上いたしました。

目2公共下水道費、節2給料等につきましては、下水道事業職員1名分、再任用職員0.5人分を計上しております。

132ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金2億425万3,000円につきましては、654万円の減。公共下水道

事業会計補助金となります。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬20万円につきましては、臨時的に除雪作業を実施していただくものです。

節10需用費、修繕料1,600万円では、村道の道路修繕、舗装、道路排水修繕を計上しております。

節12委託料、001調査設計委託料110万円では、村単道路改良工事の調査設計を見込んでございます。

節13使用料及び賃借料160万円につきましては、各地区で御協力をいただいております材料支給事業等の重機借上料等を見込んでおります。

節14工事請負費1,750万円につきましては、村道道路改良工事等を計上しております。

節15原材料費396万円、材料支給事業に伴う砕石生コン等が主なものでございます。

目2道路新設改良費、節2給料等につきましては、職員1名分でございます。

134ページをお願いします。

節12委託料220万円につきましては、道路改良工事等の調査設計等を計上しております。

節14工事請負費1億1,450万円、8,260万円増につきましては、村道当郷国道北3号線道路改良工事5,050万円、村道当郷国道北6号線道路改良工事4,500万円、国道143号道路改良工事に伴う補償工事として1,900万円を計上しております。

飛びますが、176ページをお願いします。

款10災害復旧費につきましては、頭出しとして計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 次に、花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、商工観光移住課に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所などを中心に説明させていただきます。

118ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工費、節2給与から節4共済費につきましては、職員2名分でございます。

目2商工業振興費、節18負担金補助及び交付金につきまして、補助金1,167万9,000円では商工会の村内事業所への支援事業に対する補助金、また、県制度資金融資保証料補助金が主なものでございます。

121ページをお願いします。

目3観光費、節1報酬、002キャンプ場管理人雇人料132万円では、3名分を計上しております。

節7報償費、002観光サポーターズクラブ100万円につきましては、会員の前年の利用者に1,000円分の地域消費券を配付し、リピーターを確保するものでございます。

123ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金、補助金、イベント補助金150万円につきましては、産業祭、タチアカネ花見まつりの実施を見込んでおります。

目4昆虫資料館費、節1報酬153万8,000円につきましては、事務及び環境整備の業務に1人分と、イベントに伴いますパート雇人料を計上しております。

節2給料につきましては、館長任用職員1名分を計上しております。

125ページをお願いします。

目5移住定住促進費、節2給料につきましては、任用職員2名分となります。

127ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金、補助金、001定住促進応援補助金1,000万円につきましては、10件分を見込んでおります。003U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金320万円につきましては、2件分を見込んでおります。

目6道の駅関連施設運営費、節10需用費、修繕料、001道の駅関連施設修繕料123万2,000円につきましては、24時間トイレの照明、水回り修繕、加工施設ガス回転窯土台等の修繕を見込んでおります。

129ページをお願いします。

節12委託料、003ふるさと公園管理委託料517万円につきましては45万円の増となり、芝の補植、タマリユウの補植、芝はぎ作業等を見込んでおります。

節14工事請負費149万5,000円につきましては、みかえり漬けの真空包装機械更新工事を計画しております。

137ページをお願いします。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費、節12委託料、001住宅維持管理委託料159万5,000円につきましては、公営住宅等長寿命化計画作成委託料133万1,000円が主なものでございます。これは公営住宅等の整備の実績等に基づき、今後の財政状況に見合った長寿命化、建て替えなどの事業手法や実施方針等を定めることで住宅の維持管理、持続可能な運営等を

行うことを目的としております。

目2住宅建設費、節18負担金補助及び交付金、住宅リフォーム補助金200万円では、10件分を見込んでおります。

以上、商工観光移住課関係の予算でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明申し上げます。

84ページから87ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費の予算総額は1億4,347万3,000円でございます。昨年度の当初予算より178万9,000円の増となっております。

節1報酬から節4共済費及び節8旅費、任用職員通勤手当の合計で見ますと、前年度より599万1,000円の減となっております。未満児保育の増などで職員体制の見直しを迫られたときは、改めて議会にお諮りいたしたいと思っております。

87ページをお願いいたします。

節10需用費、006修繕料は、築30年を迎え老朽化による修繕箇所が増えてきておりますので、前年度より20万円ほど増とさせていただきました。

89ページをお願いいたします。

節14工事請負費、昨年度より657万5,000円の大幅増となっております。内訳は、リズム室カーテン取替え工事88万円、同じくリズム室LED照明改修工事90万4,640円、耐火性能改善工事550万円でございます。なお、耐火性能改善工事につきましては、建設事務所建築課の指導により、西側玄関付近の耐火性能改善のための工事を行うものでございます。

節17備品購入費は、令和4年度で建築を予定しているゼロ歳児用保育室の備品等の購入費用、55万円が含まれております。

このほか保育園ではゼロ歳児用保育室の建築2,500万円、組立て式のプール購入230万円も予定しておりますが、こちらは総務費の地方創生臨時交付金事業費で計上しております。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長、お願いします。

○教育長（沓掛英明君） それでは、令和4年度の教育委員会関係の歳出予算について御説明をいたします。

88ページをお願いいたします。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は児童センター関係の予算でございます。

すが、2万1,000円の減で、内容は、昨年とほぼ同様でございます。

節2給料では、職員4名分を計上してございます。

節7報償費は、地域の方をお願いして実施している水曜クラブの講師謝礼ですけれども、今年度はコロナ禍で実施できませんでしたが、予算では例年どおり13講座を予定しております。

節11役務費の普通傷害保険料は、利用する子供たち延べ2万2,000人分の保険料を見込んでございます。

飛びまして、140ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、2万9,000円の減で、節1報酬の委員会、教育委員につきましては4名でございます。

続いて目2事務局費でございますが、175万5,000円の増となっております。

節2給料の003会計年度任用職員では、カウンセラー1名とICT支援員1名分を計上してございます。

節7報償費では、保育園や小・中学校に直接指導をしていただく講師の謝礼を計上してございます。

続きまして144ページ、目3教育指導費は、272万4,000円の増となっております。

節7報償費では、コロナ禍で今年は実施できなかった子育てフォーラムの講師謝礼等も予算では盛り込んでございます。

節19負担金補助及び交付金では、002補助金として、幼児教育無償化に伴う認可幼稚園や認可外幼稚園の幼児への補助と、特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童のための通学補助を計上してございます。

147ページですけれども、節19扶助費では、準要保護就学援助費、小学校で26名分、中学校で14名分を見込んでございます。特別支援学級分では小学校で25名分、中学校で5名分を見込んであります。

続きまして項2小学校費、目1学校管理費でございますが、715万7,000円の増となっております。

149ページの節2給料ですが、実情や学校からの願いを踏まえて新1年生と新2年生に講師2名を配置し、少人数で丁寧な指導を行ってまいります。

次の151ページ、節14工事請負費ですが、下水道改修工事に365万円、プール循環ポンプ交換工事に116万円を計上してあります。下水道工事では、これまで洋式便器の排水がスム

ーズに流れないことが大きな課題であったのですが、この工事により使い勝手がよくなると考えております。

続きまして152ページ、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、515万円の増でございます。

節1報酬では、給食調理員の補助の方の予算を増やしてあります。これは来年度、アレルギー対応を必要とする生徒が中学校に入学するため、補助の人数を1名分増やして丁寧な対応を行うことにしております。

節2給料では、体育と理科の講師に加えて、来年度は英語の講師1名を配置する予定であります。これは、来年度は1学級減となるため専科の先生も含めて2名の県費の先生が減になるため、新たに村費で1名をお願いするものであります。

155ページの節13使用料及び賃借料、005使用料ですが、オンライン教材さららの使用料が計上されておりますが、現在、新たなソフトを検討中でありまして、より使いやすい、効果の上がるソフトを使用してまいりたいと考えております。

156ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費については例年どおりでございます。

目2公民館費は、231万3,000円の減になっております。来年度は総合文化祭の年ですので、節7報償費に文化祭出演者謝礼を計上してあります。

159ページの節19負担金補助及び交付金では、010地域史編さん補助金として、青木区が編さんする地域史への補助を見込んでございます。

次に、160ページのみ3文化会館費は、5,426万8,000円の増でございます。これは163ページの節14工事請負費の増によるもので、文化会館に新たな空調設備を設置するものでございます。2階の講堂と調理室、それから3階の4室にエアコンを設置する計画でございます。また、その工事に伴いキュービクルの改修も行います。文化会館の空調は新築当時のもので、年々劣化が激しくなってきました。ここで改修できれば、もう十数年は様々な活動や行事を心配なく行ってもらえると考えております。

162ページ、目4文化財保護費は、223万7,000円の増になっております。

節12委託料として、埋蔵文化財試掘調査委託料と、沓掛地区にある野生里芋群生地環境整備測量委託料を計上してあります。野生里芋の群生地が豪雨等によって水路が詰まり、排水に問題があるため、水路の改修とのり面の改修工事を行う計画です。野生里芋が長野県の文化財に指定されているため、計画的に工事を行っていく予定であります。

節18負担金補助及び交付金では、002補助金として、大法寺三重の塔の防災施設整備事業

補助金を計上してあります。これは、国宝に対して国が計画している防災施設の整備事業計画に則った事業でありまして、警報装置や放水銃、避雷針等大幅に改修を行うもので、村からは、事業費の中の補助対象額のおよそ5%の補助で賄える計画になっています。

164ページ、目5 青少年健全育成費は7万2,000円の減になっております。例年とほぼ同様な内容であります。

目6 美術館費は、90万7,000円の減になっております。

167ページの節7 報償費では、趣味アトリエや絵画教室の講師謝礼を盛り込んでございます。

168ページの目7 図書館費は、175万円の増になっております。来年度予算に関しては、ほぼ例年と同様の内容になっております。

170ページ、目8 歴史文化資料館費、目9 民俗資料館費については、特別申し上げることはありません。

目10 五島慶太未来創造館費ですが、60万1,000円の増になっております。

173ページの節12 委託料で、展示品制作委託料やノベルティグッズ製作委託料に企画展の費用を計上してございます。来年度は東急が100周年を迎えるため、東急と連携をして企画展を行いたいと考えております。

174ページ、項5 保健体育費、目1 保健体育費でございしますが、特に申し上げることはございません。

目2 体育施設費であります。378万8,000円の増で、次の177ページの節14 工事請負費として、体育館の照明をLEDにするための工事費を計上してございます。

以上、教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げます。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第17、議案第14号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第14号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。



191ページをお願いいたします。

令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算

令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,984万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、198ページをお願いいたします。

## 2 歳入

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は9,389万1,000円で、339万6,000円の増でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金は4億3,821万8,000円で、2,702万8,000円の増でございます。

節1 保険給付費交付金、普通交付金は2,029万9,000円の増。これは医療費に係る県からの交付金でございます。

続きまして、200ページをお願いいたします。

節2 保険給付費交付金、特別交付金は861万1,000円で、672万9,000円の増でございます。保険者努力支援分が624万3,000円の増、特定健診等負担金は19万5,000円の増等でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は3,415万円で、142万2,000円の減でございます。

節1 保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は100万円の減でございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は1,100万円で、400万円の増でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、204ページをお願いいたします。

## 3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は236万3,000円で、80万6,000円の減でございます。

節12 委託料は109万3,000円の減で、令和3年度制度改正に伴う電算委託料の減に伴うも

のでございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養給付費、目 1 一般被保険者療養給付費は 3 億 6,763 万 2,000 円で、1,843 万 6,000 円の増でございます。

206 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は 5,712 万円で、200 万 3,000 円の増となっております。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は 84 万 1,000 円で、前年度と同額になってございます。出産育児一時金 2 件分を見込んでおります。

208 ページをお願いいたします。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費は 20 万円で、前年度同額を見込んでございます。葬祭費 10 件分の見込みでございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金は 1 億 2,716 万 5,000 円で、835 万 2,000 円の増でございます。国保の財政運営主体であります県に納める負担金でございます。

続きまして、210 ページをお願いいたします。

款 4 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費は 170 万 6,000 円で、5 万 7,000 円の減でございます。

節 18 負担金補助及び交付金は、人間ドック検診補助金といたしまして 146 万 5,000 円、内訳としますと日帰りドックが 80 名分、1 泊ドックが 10 名分、脳ドック 1 名分を計上してございます。

項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費は 418 万 5,000 円で、10 万 9,000 円の減でございます。

節 12 委託料は 412 万 3,000 円で、特定健診 364 名分等を見込んでございます。

項 3 ヘルスアップ事業費は、前年度並みでございます。

以上、国民健康保険特別会計予算について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） ここで暫時休憩を取ります。

14 時 40 分から再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 40 分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第15号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第18、議案第15号 令和4年度青木村別荘事業特別会計予算についてを議題とし、提案書の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第15号について御説明申し上げます。

217ページをお願いいたします。

令和4年度青木村別荘事業特別会計予算

令和4年度青木村別荘事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,657万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額の1,657万5,000円は、前年プラス20万9,000円、1.3%の増となっております。

218から223ページまでの説明は省略させていただきまして、224ページをお願いいたします。

2、歳入について御説明申し上げます。

款1 財産収入、項1 財産売払収入、目1 不動産売払収入は前年同額、頭出しでございます。

款2 項1 目1 繰越金63万7,000円は、11万9,000円の減で、前年度の繰越金でございます。

款3 項1 目1 別荘管理収入は、35万7,000円の減。現年度分管理費の内訳は、土地のみの

区画が単価 2 万 5,200 円で 113 件、建築済みの区画が単価 5 万 400 円の 198 件、計 1,282 万 6,000 円を見込んでおります。これとは別に、下草刈り分として 184 万円も併せて計上してございます。

款 5 繰入金、項 1 目 1 基金繰入金は、120 万円を工事費に充当して使用するものでございます。

次のページ、226、227 ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款 1 事業費、項 1 目 1 別荘事業費は、20 万 9,000 円の増。

節 1 報酬から節 4 共済費までは、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員それぞれ 1 名に伴う人件費となっております。報酬の中には草刈り等作業員の賃金が含まれております。

節 10 需用費については、前年 17 万 5,000 円の増。001 消耗品から 005 光熱水費までは管理事務所の経費、006 修繕料は、道路修繕を含めた別荘管理に係るトラクター、草刈り機等に係る経費が計上されております。

節 11 役務費は、前年とほぼ同額でございます。

次のページ、228、229 ページ、節 12 委託料は、夜間のパトロールに伴う委託料を月 3 回分計上してございます。

節 13 使用料及び賃借料は、前年同額。

節 14 工事請負費は 16 万 5,000 円の増で、道路の舗装、それから水路の改修を予定してございます。

節 15 原材料費は、テニスコートの砂のほか、獣害防止柵の資材 200 メートル分を見込んでおります。

節 17 備品購入費は 14 万 3,000 の減、施設管理機器として草刈り機、チェーンソー等の購入を予定してございます。

節 18 負担金補助及び交付金は前年同額で、沓掛・入奈良本地区への区費及び協力金でございます。

節 26 公課費は自動車重量税と別荘事業に伴う消費税納付金で、前年同額でございます。

次のページ、230 ページ、給与費明細書になります。

内容については一般会計に準じて作成しておりますので、説明については省略させていただきます。

以上、議案第15号について御説明申し上げました。

---

◎議案第16号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第19、議案第16号 令和4年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第16号 令和4年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

231ページをお願いいたします。

令和4年度青木村介護保険特別会計予算

令和4年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,060万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、238ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料は1億1,677万4,000円で、92万2,000円の増となっております。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は8,503万3,000円で、130万1,000円の減でございます。給付費のうち、施設分といたしまして4,114万5,000円、居宅分といたしまして4,388万8,000円を計上してございます。令和3年度の実績見込みによる算出でございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は3,693万2,000円で、237万円の減。

目2 地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業は327万5,000円で、21万円の増、目3 地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援は80万4,000円で7万3,000円の減、それぞれ令和3年度の実績見込みによります。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金は1億3,773万1,000円で、193万円の減でございます。介護給付費地域支援事業の27%相当分でございます。

続きまして、240ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は7,543万3,000円で、136万4,000円の減でございます。給付費のうち、施設分17.5%、居宅分12.5%を計上してございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は6,171万8,000円で、102万5,000円の減でございます。保険給付費の12.5%を繰り入れるものでございます。

目2 地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業は204万7,000円で、13万1,000円の増でございます。地域支援事業の12.5%を繰り入れるものでございます。

目4 その他一般会計繰入金は2,083万7,000円で、260万円の増でございます。事務費等の繰入金でございます。

244ページをお願いいたします。

### 3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は254万9,000円で、84万2,000円の減となっております。

節12 委託料、システム改修委託料は、介護報酬改定に伴うシステム改修の終了により84万2,000円の減となっております。

項2 介護認定審査会費、目1 認定審査会共同設置等負担金は1,016万4,000円で、27万2,000円の増でございます。これは上田地域広域連合に委託するものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費は1億7,824万4,000円で、212万8,000円の減でございます。要介護1から5の在宅サービスの給付費に係るものでございます。

246ページをお願いいたします。

目3 地域密着型介護サービス給付金は2,849万3,000円で、23万5,000円の減でございます。認知症グループホームの給付費に係るものでございます。

目5 施設介護サービス給付費は2億3,700万6,000円で、59万4,000円の減でございます。老人福祉施設費、特別養護老人ホーム等の施設サービスの給付費に係るものでございます。

248ページをお願いいたします。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費は908万6,000円で、179万円の増でございます。要支援1、2の方の在宅サービス費で、デイケア、ショートステイ等に

係るものでございます。

252ページをお願いいたします。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費は1,169万7,000円で、70万5,000円の増でございます。介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に、所得に応じて給付されるサービス費でございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は2,050万5,000円で、248万7,000円の減でございます。要介護者の施設の食事代、部屋代の減額分に相当するものでございます。

256ページをお願いいたします。

款5 地域支援事業、項1 介護予防生活支援サービス事業費、目1 介護予防生活支援サービス事業費、第1号訪問通所生活支援事業は1,559万円で、48万1,000円の減となっております。令和3年度の実績見込みによるものでございます。

258ページをお願いいたします。

目4 任意事業費は761万8,000円で、30万円の増でございます。

節12委託料510万3,000円は、介護予防地域支え合い事業といたしまして外出支援サービス事業437万円、緊急通報体制等整備事業71万円、訪問理美容サービス事業2万円を計上してございます。

節18負担金補助及び交付金は、紙おむつの補助金50万円を計上してございます。

節19扶助費は、寝たきり認知症老人介護慰労金200万円を計上してございます。

以上、介護保険特別会計予算について御説明いたしました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第20、議案第17号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第17号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

263ページをお願いいたします。

令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,749万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

270ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料は5,032万2,000円で、107万6,000円の減となっております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 保険基盤安定繰入金ですが、1,717万3,000円で177万3,000円の増となっております。

続きまして、272ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金は6,749万6,000円で、69万7,000円の増となっております。徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を合算しまして、後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する分でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたしました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明

○議長(金井とも子君) 日程第21、議案第18号 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長(稲垣和美君) それでは、1ページをお願いします。

議案第18号 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算について御説明申し上げます。

(総則)



第1条 令和4年度青木村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、2,038戸。

(2) 年間総配水量、53万3,245立方メートル。

(3) 一日平均配水量、1,460立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、イ、原水及び浄水施設費、385万円。ロ、配水施設費、6,562万6,000円。

内容については後ほど御説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益1億8,507万7,000円、第1項営業収益8,989万8,000円、第2項営業外収益9,517万9,000円。

支出

第1款水道事業費用1億7,884万3,000円、第1項営業費用1億6,304万1,000円、第2項営業外費用1,570万2,000円、第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,236万6,000円は、損益勘定留保資金3,605万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額631万6,000円で補填するものとする。)

2ページをお願いします。

収入

第1款資本的収入1億1,171万円、第1項企業債6,940万円、第2項負担金及び分担金1万円、第3項補助金4,230万円。

支出

第1款資本的支出1億5,407万6,000円、第1項建設改良費6,947万6,000円、第2項企業債償還金8,460万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、6,940万円。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った場合においては当該見直し後の利率）。償還の方法。公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

（予定支出の各項目の経費の流用）

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）同一款内における各項目の間の流用。

次のページをお願いします。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）人件費等負担金、731万円。

（他会計からの補助金）

第9条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、6,778万5,000円である。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

13ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 水道使用料8,932万円。前年度と同額を計上しております。家庭内利用が多くを占めてございます。

項2 営業外収益、目1 他会計補助金2,548万5,000円。1万2,000円の増として計上しました。一般会計からの補助金でございます。

目2 補助金66万6,000円は皆増で、水道施設台帳整備に係る国庫補助金で、補助率3分の1でございます。

目3 長期前受金戻入6,902万7,000円につきましては、将来にわたって利用する資産を取得したときにその財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割計上されるものでございます。

次のページをお願いします。

支出について主なものを申し上げます。

款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費、節17委託料は、原水水質検査委託料239万5,000円、草刈り及び植栽管理委託料224万1,000円が主なものでございます。

節20修繕費、110万円。浄水場等の施設修繕を見込んでございます。

目2 配水及び給水費、節17委託料は、浄水水質検査委託料316万8,000円。

節20修繕費858万円は、水道本管止水等修繕、量水器取替費として見込んでおります。

目3 総係費、節17委託料、管路更新5か年計画策定業務委託料550万円は管路更新計画を策定するもので、この計画を基に、令和6年度から国庫補助事業として計画的に老朽管を更新していく予定でございます。

15ページをお願いします。

節17委託料、水道施設台帳整備委託料220万円は、3分の1の国庫補助金を受けて水道施設台帳を整備するものでございます。公営企業アドバイザー業務委託料50万円につきましては、企業会計の予算決算処理業務など専門的な事務処理指導を委託し、運用を図るものでございます。

節31負担金、人件費等負担金731万円は、職員1名、再任用職員0.5人分の人件費を見込んでおります。

目4 減価償却費1億1,089万6,000円は、構築物減価償却費8,540万8,000円、281万6,000円の減が主なものでございます。

項2 営業外費用1,570万2,000円につきましては、目1 支払利息及び企業債取扱諸費1,320万円の起債利息が主なものでございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 建設企業債6,940万円につきましては、減圧弁交換工事、配水池計装機器更新工事、配水管布設替工事に充当するものでございます。

項3 補助金、目1 他会計補助金4,230万円、387万円の増につきましては、元金償還充当他会計補助金を計上しております。

支出について、主なものを申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 原水及び浄水施設費、節33工事請負費385万円につきましては、滝川浄水場内の攪拌機更新 2 基分でございます。

目 2 配水施設費、節33工事請負費6,193万円につきましては、五反田減圧弁交換工事、夫神配水池計装機器移設更新、当郷岡石地区配水管布設替に要する経費でございます。

項 2 目 1 企業債償還金8,460万円、774万円の増につきましては、水道事業債元金償還金を計上しております。

以上、議案第18号について御説明申し上げます。

---

#### ◎議案第 19 号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第22、議案第19号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、1 ページをお願いします。

議案第19号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 4 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理区域内人口、4,050人。

（2）年間処理水量、32万5,900立方メートル。

（3）一日平均処理水量、893立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、イ、下水道管布設替工事、2,000円。ロ、処理場建設改良工事、352万円。

内容については後ほど御説明申し上げます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益2億2,412万5,000円、第1項営業収益6,947万1,000円、第2項営業外収益1億5,465万4,000円。

支出

第1款下水道事業費用2億2,112万5,000円、第1項営業費用1億9,354万2,000円、第2項営業外費用2,748万3,000円、第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,049万7,000円は、損益勘定留保資金1,017万5,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万2,000円で補填するものとする)。

2ページをお願いします。

収入

第1款資本的収入1億8,294万6,000円、第1項下水道費分担金215万1,000円、第2項他会計補助金1億8,079万5,000円。

支出

第1款資本的支出1億9,344万3,000円、第1項建設改良費352万2,000円、第2項固定資産購入費、支出ございません。第3項企業債償還金1億8,992万1,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 人件費等負担金、1,091万1,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、2億425万3,000円である。

令和4年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

11ページをお願いします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1 下水道事業収益、項1 営業収益、目1 下水道使用料6,943万9,000円、9,000円の微減につきましては、前年度実績等により計上しており、家庭内利用が主なものでございます。

項2 営業外収益、目1 他会計補助金2,345万8,000円、169万6,000円の減につきましては、償還金利子分の減によるものでございます。

目2 長期前受金戻入1億3,119万6,000円、96万円の減につきましては、節4 国庫補助金4,502万2,000円、39万2,000円の減、節5 他会計補助金、企業債元金償還充当他会計補助金6,947万2,000円、43万4,000円の減が主なものでございます。将来にわたって利用する資産を取得したときにその財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割計上されるものでございます。

次のページをお願いします。

支出について、主なものを申し上げます。

款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目1 管渠費、節17委託料、下水道本管清掃・点検業務委託料120万3,000円は、延長1キロメートルを予定しております。

目2 処理場費3,301万8,000円、467万8,000円の増。節17委託料、処理場維持管理委託料1,012万円が主なものでございます。

節20修繕費495万円につきましては、浄化センター電気設備、機械設備としてマンホールポンプ緊急通報装置の修繕等を見込んでおります。

13ページをお願いします。

目3 総係費、節17委託料、その他委託料、企業会計支援アドバイザー委託55万円につきましては、企業会計の予算決算処理業務など専門的な事務処理指導を委託し、運用を図るものでございます。

節31負担金、人件費等負担金1,103万1,000円につきましては、職員1名、再任用職員0.5人分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

目4 減価償却費1億4,159万2,000円、101万3,000円の減につきましては、機械及び装置

減価償却費39万1,000円、103万4,000円の減が主なものでございます。

項2 営業外費用2,748万3,000円、486万4,000円の減につきましては、目1 支払利息及び企業債取扱諸費、起債利息分が主なものでございます。

15ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1 資本的収入、項1 目1 下水道費分担金215万円は、5戸分を計上しております。

項2 補助金、節1 他会計補助金1億8,079万5,000円につきましては、元金償還充当他会計補助金を計上しております。

次のページをお願いします。

支出について主なものを申し上げます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 管路建設改良費2,000円につきましては、受託工事が発生した場合の予算を頭出し計上しております。

目1 処理場建設改良費、節33 工事請負費352万円につきましては、マンホールポンプの改修工事88万円、浄水曝気装置の交換、オーバーホール264万円を計上しております。

項3 企業債償還金、目1 企業債償還金1億8,992万1,000円、47万4,000円の減につきましては、下水道事業債元金償還金を計上しております。

以上、議案第19号について御説明申し上げます。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 日程第23、発議第1号 燃油価格の抑制を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

松澤正登議員。

○6番（松澤正登君） それでは、発議第1号、令和4年3月8日、青木村議会議長、金井とも子殿。

提出者、青木村議会議員、松澤正登。賛成者、青木村議会議員、宮入隆通。

燃油価格の抑制を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面を御覧いただきたいと思います。

## 燃油価格の抑制を求める意見書（案）

原油価格は2020年から大きく上昇しており、これに伴う燃油価格の上昇は、村民の生活において家計を圧迫するだけでなく運輸業界やハウス栽培を行う営農者等のコスト負担が増大するなど、経済活動にも大きな影響を及ぼしています。

とりわけ長野県における燃油価格は全国平均価格と比較して5パーセント程度高く、中でも上田地域は他地域よりも高い状況にあり、このことは、地域経済を圧迫する結果となっています。

国は、元売り事業者に対して1リットル当たり25円を上限とする補助金支給を決定しましたが、ロシアによるウクライナ侵攻が現実化しており、この施策による価格抑制効果は一定程度期待できるものの、燃油価格の引き下げには至っておりません。

燃油価格の高騰は、村民生活に深刻な影響を与えるとともに、地域経済の悪化に一層の拍車をかけるものであり、特に現下のコロナ禍、物価の高騰など、価格抑制に向けた大胆な対策が求められています。

よって国におかれましても、地方財源への影響に十分配慮したうえで、下記事項について早急に実施されますよう強く要望します。

### 記

1. トリガー条項の発動を含め、燃油価格の引き下げに向けた即効性のある施策を講ずること。

2. 地域格差の縮小に努め、価格の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議決後の提出先は、以下のとおりでございます。

なお、若干の補足説明をさせていただきます。

原油価格は2020年3月、新型コロナウイルス感染症による需要の後退や、OPECと、ロシアなど非OPECによる減産協議の決裂による大幅安値を記録しました。しかし、ここ2年間は大きく上昇し、2008年9月以来、約13年半ぶりの高値になっており、電気代やガソリン価格の一段の値上がりが予想され、また、食料品や日用品の値上がりにもつながり、現在私たちの生活を大きく圧迫するのみならず、運輸業、ハウス栽培を行う営農者等の負担増により経済活動に大きな影響を及ぼしています。ロシアによるウクライナへの侵攻が続けば、一段と急騰するおそれが出ている現状です。

政府はここに来て、ガソリンなど燃油価格急騰への追加支援策として、石油元売会社に支



給する補助金の上限を1リットル当たり5円から25円に増額することを決定しました。しかし、補助金を支給して卸価格を抑えても、小売価格に反映するかは見通せない状況です。

よって、ここに青木村議会として燃油価格の抑制を求める意見書を、国に対して声を上げていきたいと思うわけでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 提案者からの説明が終わりました。

本案件については本日採決を行いますので、引き続き質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

発議第1号 燃油価格の抑制を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 日程第24、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について、提案申し上げます。

発議第2号、2022年3月8日、青木村議会議長、金井とも子様。

提出者、青木村議会議員、坂井弘。賛成者、青木村議会議員、平林幸一。

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

決議案を読み上げる前に、趣旨説明を行います。

世界を震撼させているウクライナ情勢は、日々刻々変化しており、予断を許しません。ロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略は、プーチン大統領がどんなに粉飾しようとも正義は一切存在しません。ウクライナの傷ついたまち、傷ついた人々の姿を私たちは映像を通して目の当たりにし、悲しみと怒りに包まれています。

日本国憲法前文にうたわれた、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利が、今、ウクライナの人々から剥奪されています。

去る4日、ロシア軍は、事もあるうにウクライナのザポリージャ原子力発電所を砲撃し、核拡散の重大な危機をもたらしました。核兵器の使用さえ辞さない姿勢を見せるプーチン大統領の暴言は、現実味を増すものとなっています。唯一の被爆国であり、また福島原発事故を経験した我が国にとって、許しがたい蛮行です。

私たちは恒久平和を念願する全世界の人々と連帯し、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難し、抗議します。「戦争やめろ」の声を本青木村議会から力いっぱい発したいと思えます。

また、政府においては、速やかな平和の実現に向け最大限の平和的支援、食料や医療など非軍事の人道支援を行うことを要請します。

全会一致で本発議が議決されますよう訴え、決議案を読み上げ、提案といたします。

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議（案）

2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部地域の「独立」を承認し、同24日、ウクライナへの侵攻・侵略を開始した。このため、民間人を含む死傷者が発生し、多くの人々が避難を余儀なくされている。

このようなロシアの行動は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反である。ウクライナ国民が有する、戦争の「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」を剥奪している。

力による一方的な現状変更は断じて認めないという国際社会の秩序の根幹を揺るがすもの

であり、断じて容認できない。

本議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。即時攻撃を停止し、部隊を撤回するよう強く求める。また、プーチン大統領が核兵器の使用を示唆するような発言をしていることは、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を願う人々の心を踏みにじる言語道断のものであり、強く非難する。

政府においては、速やかな平和の実現のため、国際社会と連携し迅速かつ厳格・適切な対応を行うことを強く要請する。

以上、決議する。

2022年3月8日、青木村議会。

○議長（金井とも子君） 提案者からの説明が終わりました。

本案件も本日採決を行いますので、引き続き質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議については、原案のとおり可決されました。

## 社会福祉協議会会計予算の報告

○議長（金井とも子君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び令和4年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）

令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,239万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、青木村社会福祉協議会長、清水よし江。

それでは、7ページをお願いいたします。

### 2 歳入

款1補助金、項1村補助金、目1村補助金を28万円追加し、418万3,000円とするもので、節1村補助金28万円の増は、コロナ対策に係る村の補助金でございます。

項2社協補助金、目1社協補助金を208万1,000円追加し、208万1,000円とするもので、節4生活福祉資金特例貸付金事務委託金208万1,000円の増は、県社会福祉協議会からの特例貸付金に係る事務委託金でございます。

9ページをお願いいたします。

### 3 歳出

款1事務費、項1事務費、目1事務費を208万1,000円追加し、497万9,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等は再任用職員に係る分、節10需用費の6万7,000円の増は、消耗品の見込みよりの増によるものでございます。

款2事業費、項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費を28万円追加し、1,473万5,000円とするもので、節10需用費の28万円の増は、くつろぎの湯の光熱費及びくつろぎの湯の機械室の修繕料の見込みよりの増でございます。

以上、青木村社会福祉協議会会計補正予算について御説明いたしました。

続きまして、令和4年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度青木村社会福祉協議会会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,050万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、清水よし江。

7ページをお願いいたします。

## 2 歳入

款1 補助金、項2 村補助金、目1 村補助金につきましては、54万円の増となっております。

款2 配分金、項1 配分金、目1 配分金ですが、赤い羽根・歳末助け合い共同募金より約80%が配分されるもので、前年度と同額の見込みになってございます。

款3 事業委託金、項1 村委託金、目1 村委託金は老人センターとくつろぎの湯の村からの委託分で、60万8,000円の増となっております。

款4 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料は、前年度と同額になってございます。

項2 手数料、目1 手数料は、節1 手数料が自動販売機手数料2,000円の減となっております。款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、30万円の増となっております。

款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、5万5,000円の減となっております。

9ページをお願いいたします。

## 3 歳出

款1 事務費、項1 事務費、目1 事務費は34万4,000円の増で、節1 報酬は会長、理事、評議員と会計年度任用職員分でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款2 事業費、項1 援護費、目1 援護費は68万3,000円の増で、節19 扶助費は両親片親のな

い家庭慰問金、フードバンク食糧支援事業、経済的困窮者生理用品無償配布事業で、フードバンク事業で59万1,000円の増、生理用品無償配布事業で8万円の増となっております。

項2 村追悼式、目1 村追悼式は、前年度と同額でございます。

項3 助成金、目1 助成金は95万円で、20万円の減となっております。

項4 心配ごと相談事業費、目1 心配ごと相談事業費は、前年度と同額でございます。

13ページをお願いいたします。

項5 老人センター費、目1 老人センター費は13万9,000円の増で、節1 報酬、節2 給料、節3 職員手当等は老人センターの会計年度任用職員分でございます。

15ページをお願いいたします。

項8 くつろぎの湯運営費、目1 くつろぎの湯運営費は46万7,000円の増で、節1 報酬、節2 給料、節3 職員手当等は、くつろぎの湯の会計年度任用職員分でございます。

節10 需用費、修繕料は、前年度より42万3,000円の増の見込みとなっております。

17ページをお願いいたします。

項9 地域支え合い事業費、目1 地域支え合い事業費は、前年度と同額でございます。

項10 結婚推進事業費、目1 結婚推進事業費、節1 報酬は、結婚相談員の分の見込みでございます。

以上、青木村社会福祉協議会会計予算について御説明いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

この後、全員協議会を議員控室にて行いますので、議員の皆さんは御移動願います。

散会 午後 3時36分

令和 4 年 3 月 1 0 日（木曜日）

（第 2 号）

# 令和4年第1回青木村議会定例会会議録

## 議事日程(第2号)

令和4年3月10日(木曜日) 午前9時開議

### 日程第 1 一般質問

#### 出席議員(10名)

1番	松本 淳英 君	2番	塩澤 敏樹 君
3番	平林 幸一 君	4番	宮入 隆通 君
5番	坂井 弘 君	6番	松澤 正登 君
7番	金井 とも子 君	8番	宮下 壽章 君
9番	沓掛 計三 君	10番	居鶴 貞美 君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
総務企画課長	片田 幸男 君	参 事 兼 商工観光移住 課 長	花見 陽一 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防 災 危 機 管 理 監	多田 治由 君
建設農林課長	稲垣 和美 君	教育次長兼 公 民 館 長	宮下 剛男 君
保 育 園 長	成沢 亮子 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	高柳 則男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設 係 長	小林 義昌 君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤 和宏 君	総務企画課 課長補佐兼 企画財政係長	小林 利行 君



住民福祉課  
課長補佐兼  
保健衛生係

早乙女 敦 君

総務企画課  
庶務係課長

宮澤 俊博 君

教育委員会  
教育係 会長

金井 大介 君

商工観光課  
移住観光係

小山 明之 君

総務企画課  
総務係 課長兼

小林 宏記 君

---

事務局職員出席者

事務局 局長

片田 幸男

事務局 員

小林 宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

---

◎村長発言

○議長（金井とも子君） 最初に、村長より発言があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

私から、会議冒頭でございますが、一言おわびを申し上げます。

このたび、職員1名が新型コロナウイルスに感染をしてしまいました。村民の皆さん、議員の皆さんには、多大な御迷惑をおかけしましたことを心からおわびを申し上げます。

このことによる役場業務が支障がないよう、万全な措置を講じたところでございます。今後、役場内での感染防止対策により一層注視いたしまして、再発防止に努めてまいります。

なお、この職員及び家族は頭痛、発熱などは、そんな症状は全くないとのことで、当分の間、自宅待機とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。庁内でコロナウイルスの感染の方が出ましたので、席数を少し少なめにしておりまして、皆様にも大変申し訳ないんですけれども、感染に気をつけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとよりですが、14日及び15日には委員会審議が行われますので、御都合がございましたら、傍聴いただければ幸いです。

本日は、令和4年第1回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。8人の議

員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

---

### ◎一般質問

○議長（金井とも子君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。なお、一括質疑の答弁は、新型コロナウイルス感染症が市内で発生したことにより、予防の観点から自席で答弁をすることといたします。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。特に時間短縮はいたしません。質問、答弁とも、簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

---

### ◇ 沓掛計三君

○議長（金井とも子君） 9番、沓掛計三議員。

〔9番 沓掛計三君 登壇〕

○9番（沓掛計三君） 9番、沓掛でございます。

本日、先ほど議長から言われましたように、簡潔明瞭にということですので、前文等、私のほうからのことを入れず、直接、質問に入らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今回私、第6次青木村長期振興計画の中から、住宅政策と国道143号新トンネルについて、2問について御質問申し上げます。

さて、住宅対策についてでございますけれども、人口減少が進む要因の少子高齢化、若者の村外転出などに対し、青木村が積極的に進めている143号改良事業への着手、企業誘致等による人口動態が大きく変化しようとしております。

この変化に対応するような住宅政策について、私、5項目に分けて御質問いたします。一

括質問ですので、よろしく申し上げます。

1番として、独身者、子育て世代などへの現役世代への住宅確保についてでございます。

村での企業誘致が実現化しており、村内の企業で働く者が村外からの通勤ではなく、村内で住んでいただき、勤めていただく、要するに居住対策でございます。また、青木峠改良工事により大幅な通勤圏が拡大することによって、村内から通勤してもらうような、見込まれるような対策の一つとして住宅対策をお願いしたいと思っております。

この対策については青木村の財政、少子化問題、中学校の単独2学級化など、今後の財政運営にも大きく影響する事案であるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、高齢者の住宅対策でございます。

今後ますます進む高齢化により、高齢者の一人世帯の増加が想定されます。特に山間部での生活は不便であり、また、健康等生活状態の把握は行政として人的に困難になるように思われます。

希望者には集合的な住宅、これは狭くてもよいし、アパート的なもの、これは福祉関係ではなく通常のアパート的なものでもよいかと思っておりますけれども、そういう考え方ありますので、このような住居を望んでいる人、また、このようなものが欲しいというのも私の下へ聞こえてきております。

また、上田市、長野等では独り暮らし、高齢者についてマンション等の希望というか、それも結構高いと言われてきております。それと、独り暮らし高齢者の宅の火災等による事故、多く発生しております。これに伴って、死亡者数も増えているように思われます。このようなことで、高齢者に対して今後の住宅対策と特養のレポートあおきに隣接している施設の利用状況等についてお聞きできればと思います。

3番目にして、現在の村営住宅の今後についてでございます。

現在、村が運営している村営住宅の利用状況について、また、建築されて30年以上経過した住宅でございます。木造住宅であれば耐用年数ももう経過しているかと思っております。修繕費等もかかるということですが、しかし、このような住宅は子育て中の者については必要であるかと考えます。今後の更新等、管理運営についてお聞きできればと思います。

次に、県から移譲された村営住宅でございます。

現在、青木の湯坂下にある県から譲り受けた低所得者用の村営住宅の状況について、県から譲り受けた時点では、できる限りの改修をし、譲り受けました。その後、入居者がかなり減ってきております。そして老朽化が進んでいる中で、今後の管理運営について質問します。

次に、5番として、空き家対策の活用についてでございます。

空き家対策については積極的に進めていますが、移住希望者の状況や貸出し、売り買い、売買等の状況について、また、今まで質問してきた住宅確保対策に今後、この空き家の活用の方法はあるのかどうか。今後の対策について、この5項目について御質問いたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいま議長さんから、答弁のほう簡潔にという御指示がございましたので、私含めて簡潔にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私から3点ですかね、答弁させていただきたいと思います。

まず、住宅の確保についてでございますが、今、第6次の長期振興計画の御審議をいただいておりますが、そのうちの重点プロジェクトのうち2つ、これに関係いたします。御質問にもありましたように、国道143の整備促進し、活用した村づくり、2点目として、産業を育む村づくり、これは既に事業中でありましてけれども、これが完成、あるいは振興することによって人口動態が今までより大きく、いい意味で変わってくるというふうに思っております。

特に、御質問の中にもありましたように、独身者、子育て世帯などの現役世代への住宅確保につきましても、行政としても大きな柱として、計画的に実行してまいります。

98戸の村営住宅の建て替えに必要な村営住宅につきましても、空き家住宅跡地など活用し、その誘致企業の独身寮、社宅寮、または民間の活力、こういったことを来年度計画を立ててまいりたいと思っております。

日本全体が少子高齢化、人口あるいは世帯数が大きく減少する中で、これは青木村の状況が誠に稀有なことで、各自治体から注目される素晴らしいことではないかと思っております。

いずれにいたしましても、将来の村の活性化につながることでありますので、熱意を持って取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の高齢者の1の2の一部になりますけれども、高齢者の住宅政策についてでございますが、今、私どもの行政として1人または2人の高齢者が長く今までのところで住んでいただきたいということで、住宅の改修費の補助でありますとか、お弁当の配食でありますとか、保育士による家庭訪問、地域支え合いの事業、あるいはフルデマンドの運行、デイサービスなどなど、その支援をさせていただいております。

しかし、年齢が増していきますと、御質問のような課題も発生いたします。御質問にあり

ました高齢者生活支援ハウスの利用状況は、需要と供給では供給が現在のところ上回っている状況でございます。幸いにいたしまして今後、この支援ハウスの周辺にはまだ建物を建てられる土地、余地もありますので、必要が生じましたら検討してまいりたいと思っております。

最近の新しい住まいの形態といたしまして、民間によります高齢者支援ハウスが注目されております。これは、居住室以外のキッチン、お風呂が共有して、家賃が安く、それで入居者が協力して暮らせる、寂しさと孤独から抜け出せる、そんなメリットもあります。

また、近隣の民間事業といたしましては、有料老人ホーム等々がございますので、いずれにいたしましても、住み慣れた自宅に長くいていただくよう、従来の在宅サービスを需要させながら今の課題に向かっていきたいと思っております。

それから、現在の村営住宅の今後についてでございますけれども、公営住宅として管理している住宅は98戸ございます。建設年代別に見ますと、昭和39年の建設が10戸、昭和60年から平成初期の建設だと30戸、平成7年度以降の建設が58戸となっております。30年を経過いたしました木造住宅は40戸ありますが、これまで修繕、改修により長寿命化を図ってまいりました。

これら村営住宅の多くは、国の補助金を受けておりますことから、その建て替えの内容時期について一定の条件があります。建て替えの検討に当たりましては、事業の平準化、周辺土地利用との整合性、仮住居の確保、低所得者対策、国庫補助の要件を満たすこと、民間活力活用、こういったことを多岐にわたる検討を今後の更新、管理運営を実施しながら来年度、検討のプロジェクトをスタートさせたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから2番目の高齢者の住宅対策についての中の、レポートあおきに隣接する施設の利用状況について若干説明させていただきます。

レポートあおきに隣接しております生活支援ハウスですけれども、高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けていけるように生活援助員等配置し、各種相談、助言等を行う生活の支援を行っております。

入居の対象者は、村内に住居を有する65歳以上の独居の方、または夫婦のみの世帯で高齢等によりまして、居宅での独立した生活に不安を感じる方でございます。

1人部屋が4部屋、2人部屋が7部屋ございまして、現在、1人部屋が2つ空室となって

ございます。また、食事等につきましては、一部の方は隣接するラポートあおきの配食サービス等を利用している方もいるようでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 4点目の質問でございました県から移譲された村営住宅という点でございます。

この住宅につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昭和39年に建設されており、10戸中現在3戸の方が入居しております。規模は、簡易平屋建て2KBと極めて狭く、老朽化でもあり、入居希望者もないことから、他の場所等検討しながら、全体の建て替えを前提として、現在、新規の入居は募集しておりません。

今後につきましては、ただいま答弁した村営住宅全体の建て替え計画の中で検討してまいります。現入居者は、大変長く入居されている方もいらっしゃることから、対象者とは丁寧な対応をしてまいります。

今度、5点目でございます空き家対策の活用ということでございます。

平成27年度からスタートしました空き家バンク制度ですが、登録件数94件、成約件数71件となります。空き家情報を提供される希望者の方は292件の希望者があり、そのうち64件の方が現在成約となっております。令和3年度の空き家バンクの利用状況は、空き家登録件数11件に対し、成約件数が14件と、利用者が増加しております。

賃貸物件の希望者が多い状況ですが、登録されている賃貸物件は1件のみとなり、空き家の売買の希望者が主なものとなっております。空き家情報希望者が多い中ですが、現在、新型コロナ拡大防止の点から、空き家の内覧は調整をしながら実施しているために時間を要している状況でございます。

引き続き、移住・定住施策として、空き家バンクの推進を図り、青木村を知っていただくためにもお試し体験住宅の活用をさらに進めてまいります。

以上です。

○議長（金井とも子君） 沓掛計三議員。

○9番（沓掛計三君） ありがとうございます。

私、先ほど言いました中で、単独2学級という話をしました。県では36人学級という中であるわけですが、そうすると1学級になってしまうというのが2学級にしていくということは、単独で村でそれなりの先生をそういう単独で雇っていかなくちゃいけないじゃ

ないかというようなこともありますので、この若者世帯の入居については、今後もっと重点的に施策を進めてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

この問題については、以上で結構です。

続きまして、国道143号、青木峠新トンネルの事業の状況についてでございます。

長年の懸案だった青木峠新トンネル事業が県により着手されて3年ぐらいになるかと思えます。今まで、ルート調査や地質調査が行われてきました。この事業は、国土強靱化事業であり、コロナ対策事業費に影響されないと考えておりましたけれども、国・県の財政も厳しくなっており、影響が出てきているのではないかと感じております。何かそれで、進捗状況が遅れているのかなということでございます。

この事業については、村民の期待も大きく、青木村でも重点事業の一つであります。国・県の動向、早期完成をお願いするには村としてどのような対策をしたらよいのか。それと、現在の状況と今後の事業の進み具合について御質問申し上げます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国道143の青木トンネルの早期の完成と事業の進捗状況について御質問でございます。

国道143号バイパス促進につきましては、村にとりまして医療、経済、通勤、通学、生活の各圏域にとりまして、拡大する大きな活性化が見込まれております。そのため、私どもといたしましても最重要課題として取り組んでおります。

県で国の財政支援を受けまして、ルートの決定、地質等々の調査、測量も終了いたしまして、今年度道路の実設計計に取り組んでいると伺っております。

その中で、車道付近については、防災上の視点から幅員と路肩、監査廊を含めた総幅員が10.5メートルと、他に例がない広幅員となりました。延長は青木村から約2,600メートル、そして約1,100メートルと2本の長いトンネルになりますが、これによりまして雨や雪、風の影響は少ない設計となっております。

今後の展開につきましては、トンネルの2本の坑口の用地費の予算化、そして用地買収、残土捨場や工事用ヤードの確保、工事の入札、着工とおおまかに言えばこんなフローかと思えます。

地元の村といたしましては、地権者の御協力をいただきまして、坑口の用地の確保を含め、全ての事業に全面的に協力するとともに、工事に関わります、あるいは工事後のことに関わ



ります交通安全対策を早期に実施できるようお願いをしまいたいと思っています。

あわせて、このトンネル全体の予算確保につきましても、県事業でありますけれども、国に対して強くお願いをしまいたいと思います。

○議長（金井とも子君） 杓掛計三議員。

○9番（杓掛計三君） なかなか今の経済状況の中では、国のほうでもなかなか渋くなってくるのかなという気もしますもので、村でできることは村が極力、国検討の援助、援助といえますか、御協力していただいで進めてもらえればと思います。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） それともう一つ、ちょっと言葉が変わりますけれども、県ではこの事業とは別ですが、青木峠改良後の交通安全対策ですか、これについては住民の関心も非常に強いものでございます。青木区から村松・殿戸地区までの歩道事業も今回、県で国の認可を受けたようでございます。

これについては、トンネル開通後の交通安全対策になると考えられますので、今後のこの事業予定ですか、青木区から殿戸区までの歩道の事業予定等については、どのようなふうに進んでいるかお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長、お願いします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

まず初めに、これまでの整備状況ですが、国道143号南側の当郷・浦野間の歩道整備につきまして、平成25年度から事業着手をいただいでおりまして、村内では当郷地区において平成25年度から令和3年度にかけて延長480メートル、幅員2.5メートルの歩道を整備していただいでおります。

現在、それから今後につきましては、令和3年度から令和9年度の防災安全交付金事業としまして、当郷・村松間の歩道整備に着手をいただいでおります。令和3年度につきましては、測量設計や地権者説明会等行ってきており、今年度おおむねの詳細設計が完了する予定とお聞きしております。

来年度は、県としては関係地区に計画説明を行うとともに用地測量や物件調査を実施していくため、予算を国に要望していくとお聞きしております。また、用地が確保できた箇所から順次、整備を進めてまいりたいという説明を受けております。

村といたしましても、地権者との交渉や説明会など、事業に協力をしながら早期に歩道整備が完了できるよう尽力をしまいたいと思います。また、セブンイレブンから西側部分については、

現行でも歩道が狭く、緊急性が高い場所として優先的に整備していただけるよう要望しております。

いずれにいたしましても、地権者をはじめ地元区の皆様の御理解、御協力を得ながら、歩行者が安全に通行できますよう県と協力しながら共に歩道整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 沓掛計三議員。

○9番（沓掛計三君） 143、今の歩道整備、特にセブンイレブンのあそこのところは、かなり今でも危険を持っておりますもので、早急に実施していただければと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 9番、沓掛計三議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 塩澤敏樹君

○議長（金井とも子君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤敏樹議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

大項目2つ、小項目10個について質問させていただきます。

まず、昨年、文部科学省は長野市立の小学校の中庭で、小学校5年生の男児が石碑の下敷きになり負傷した事故を受け、倒壊や落下の危険がある学校設備を緊急点検するよう全国の教育委員会などに要請しました。

また、宮城県白石市立小学校では、防球ネットの木製支柱が倒れて、小6男児が死亡した事故で、石碑を含めた倒壊リスクのある設備を総点検するように通知しました。

学校設備をめぐる事故が続いているため、安全性の判断が困難な場所に児童を近づけないなどの安全対策を早急に講じることも呼びかけていました。

そこで、点検について、まず質問させていただきます。

これを受けて、村内の学校でも点検をされたかと思いますが、保育所、小学校、中学校、どのような点検結果だったのかお聞きします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年の小学校の事故を受けて、青木村でも安全確認を行ったところですが、その結果は、保育園、小・中学校ともに安全が確認されております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

学校だけではなく、村の施設内には多くの倒壊や落下の危険がある石碑等があります。また、村指定の文化財等にもそのようなものがあるかと思いますが、それらについての点検は行われたのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村では、令和元年度から青木村文化財保護指導員を選任いたしまして、年に1回程度、文化財のパトロールを行っております。その中で、現状について調査をし、損傷等についても確認を行っております。

これまでには安全性に問題があるという報告はありませんが、今後も継続してパトロールはしてまいります。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） 村の文化財等については、そういう基準があって行っているかと思いますが、通学路を含め各地には様々な倒壊や落下の危険がある石碑等があるかと思いますが、それらについても点検をする必要があると考えます。

各地区の役員さん等に御協力いただき、点検、整備していただくことができるのか、していただきたいと思うんです。特に自分たちの中挾のおたや様等もそうなんです、危険なものがあつたりします。

その際、整備が必要な石碑等については、個人以外の石碑等についても補助を出していただいて、整備したりできるのでしょうか。してほしいと思うのですが、お願いします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 石碑は地域で建てたものですか、団体が建てたもの等、様々なものがあると認識しております。そこで、区長会等をお願いできる機会があるときには、安全確認は呼びかけていきたいと考えております。

一方で、石碑に限らず危険な箇所については、早急な対応が必要と考えております。各地区からの要望があれば、相談をしていただいて可能な対応を考えていくこととなります。また、石碑に限って補助制度を設定するという事は難しいと思われるんですが、危険防止の

観点から相談や要望には村を挙げて丁寧に対応を行っていくと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

点検した後、相談して村との協力の下にいろいろそういうことが、危険防止の大切な、取られるかと思いますので、よろしく願いいたします。

特に自分が小さい頃、お墓で遊んでいて墓石を転ばせたりとかしたことが、昔の墓石はすぐ転んでしまったりして大変危険だと思うので、そこら辺をどのようにこれからしていくかと思うんですが、難しいところだと思います。特にその石等の安全について、これからも区長会等ということなので、よろしく願いいたします。

続いて、学校や公園施設等の安全点検についてお聞きしたいと思います。

消費者庁によると、2009年9月から2015年12月まで、12歳以下のお子さんが公園や学校など遊具で負傷した事故の統計が1,518件寄せられたようであります。そのうち397件は入院や治療が、期間が3週間以上となる事故で、大きかったと。死亡事故も4件あったということです。

年齢別では、6歳以下が約7割を占めていたと言われております。これから暖かくなってくる時期であります。事故が増える季節かと思いますので、そこで村の安全点検であります、大変大切だと思いますので、その安全点検についてお聞きしたいと思っております。

学校や公園にある遊具について、また、体育施設等、つまりバックネットやサッカーゴール等ありますが、等についての専門家が行う法定点検と日常の安全点検について、それぞれどのように行われているのかお聞きします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 国土交通省の通達では、年に1回の点検が必要ということで、学校でも教育委員会でも年に1回は専門の業者に安全点検を依頼しております。日常点検では、毎月決められている安全の日に点検を行っているという状況でございます。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） その安全点検であります、小学校の場合でも昨年と今年では全然点検の仕方が違ったようで、小学校、使わない遊具が2つ今年は出ました。使っていないと危ないということで。前からそんなような状態だったんですが、点検する業者がきちんと昨年と同じ状態なのに今年駄目だということで、そこら辺の点検基準というのがどうなっているのかなというのがちょっと心配になったところではありますが、そこでまた、次に滑り台が

一番遊具の中で事故が多いというのが調べてみると分かるので、ちょっとびっくりしたんですが、一番上に乗って、台の上に乗って遊んでいてふざけて落っこちたとか、反対に滑ってきてぶつかったとかいうケースがあり、不適応な遊び方をしているけがをするという原因が多いようであります。また、ひも付フードの服、フード付の服、ランドセルやかばんが遊具に絡まって起きる事故等、ポンチョが首に引っかかって、首が絞まって死亡したケースもあったようであります。

そこで、子供たちの正しい遊び方や服装などの指導が小学校ではできるかと思うんですが、6歳以下が使う公園の遊具に表示が必要と考えます。ふるさと公園の青木には6歳以下のお子さんに向けての表示板が設置されています。アオキノコちゃんがついて。ただ、運動公園と文化会館の公園には注意喚起の看板がないと同時に、それから事故が発生した場合に、負傷者の対応や再発防止を速やかに講ずる必要があるため、遊び場に連絡先を掲示するべきだと思います。注意喚起と併せて連絡先の表示が必要と思いますが、村の考えをお聞きします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 運動公園の公園には、管理者である教育委員会の連絡先を掲示していきたいと考えております。文化会館の裏の公園は、社会福祉協議会が管理しているので、相談をしてみたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしくお願ひいたします。

文化会館裏のジャングルジムなんですけど、下に桑の木が出てくるんです。だから、毎年桑の木が元気で出てくる、切っても切っても出てくる。あそこら辺、早いうちに切っていただき、下のところに幾つか出ているようですので、確認していただきたいと思ひます。

ありがとうございます。遊具は冒険や挑戦、社会的な遊びの機会を提供し、遊びを促進させるものであります。子供たちにとって魅力的であり、その成長に役立つものであると思ひます。子供たちが安全に楽しく遊べる環境をこれからも整えていっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、性的少数者、特にLGBTQについての質問をさせていただきます。

昨年の東京オリンピックでカミングアウト、つまりLGBTQのような性的少数者の方が自分でそうだと言っていた方が過去最高の172人いたということがありました。前回のリオデジャネイロの大会では56人でしたので、約3倍の方が自分の性的立場を表明したということでもあります。

これを受け、LGBTQの社会的受容、受入れが進む世界の潮流の反映ではないかという報道がありました。ただ、日本人は誰もされていなかったようであります。ただ、先日3月5日の信毎にも駒ヶ根の赤穂高校定時制の広瀬京志郎さんが卒業式に、定時制に臨んだと。広瀬さんは戸籍上は男性で、性自認が女性というトランスジェンダーであります。中学生はそのときに制服がなかったので、そのときから女性の服を着出したといいます。定時制でも女性の服で通して、そのときには同級生6人いたんですが、そのことを分かって一緒に受け入れてくれたり、生きづらさを一緒に相談できる友達もできて、とても楽しく過ごせたという、4月からは伊那市内のパチンコ店で働くんだという記事が載っていました。

自分も20数年前に勤めていた学校で、ある女の子が、もうスカートはくのが苦手で、ふだんはズボンで過ごしていた生徒がいました。当時はそういうあまり感覚的なものがなかったものですから、行事のあるときにスカートをはかせていたわけですが、それについては、今考えると強制してつらい思いをさせていたなと思いが振り返ってきます。そのような子たちが、各学校を回ってみると何人かいたのはたしかであります。

それを踏まえてお聞きしたいと思いますが、今は学校の中ではそういうことについて理解が進んできて対応ができるようになってきていますが、特に中学校で昨年、人権教育の副読本であります「あけぼの」にLGBTQに関する項目が盛り込まれました。活用が始まっていると思いますが、中学校が一番小学校から上がったときに制服だとか男女分かれてやることなどが増えてきて、自分の性に関する意識というのが強まってくる時期であります。違和感も感じるときであります。その中学生に対して、どのような指導を中学校で行っているのか、そしてまた過去にそのような子がいて、どのようにやってきたのかということがあれば、配慮されたことなど等をお話していただければと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（金井とも子君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 性に対して違和感を感じている生徒がいることは承知しております。これは学校も承知していることであります。子供たちが悩みを話せる学校になっていることが、まず重要だと認識しております。

中学校では人権教育を大切にしております。これまで障害者差別、ハンセン病に関する学習、ジェンダーについての学習、部落差別など、様々なテーマで学習をしております。

数年前、中学生が書いた性的少数者、LGBTについての人権作文を子育てフォーラムで発表してもらったこともありました。これは、中学校の人権作文で、上田大会の優秀賞を受賞し、県大会では奨励賞をいただいた作文でありました。また、昨年度は2年生を対象に多

様性を認める社会を進めているダイバーシティ信州の代表者に講演をしてもらい、研修を深めました。

通学服では、スラックスの着用が可能ですし、実は現在はコロナ禍であることを踏まえて、男女差のないジャージ登校や夏はポロシャツとハーフパンツの登校も認めております。通学服では、生徒たちの意識が高くて、文化奉仕委員会が中心になって障害者用トイレをみんなのトイレに変えまして、誰もが使用できるようにしました。

いずれにしても、生徒が悩みを話せる学校であることが重要であるし、さらには誰もがあがるがままの自分を受け入れること、周りも人はそれぞれであることという多様性を認める社会であることが大事だなと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） 学校では配慮もされ、いろいろな指導がされているということが分かります。ただ、子供を取り巻く社会というのが一番問題、過程というのが問題だと思います。1ついろいろな人権問題も含め、子供たちは知らず知らずのうちに親や社会でのジェンダー意識を身につけていってしまう、ジェンダーだけじゃなくいろんな差別意識というのを生まれた子供たちは何も持っていません。育っていく過程で周りの人から受けるものがたくさんあるかと思います。特に、地域でとかいろんな人から言われるのは、特に同和問題などは絶対いいうわさではありません。そういうものが入ってきます。ステレオタイプ、固定観念を持っています。

子供たちに大きな影響を与えるのは、保護者だと1つは思っています。そんなことから、人権全般についても保護者への啓発が大変大切だと思います。保護者へのジェンダーについての啓発、話などは各学校で生徒には行われていますが、そういう問題についての指導というものは行われているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校では、人権学習の内容を学年、学級通信で保護者にお伝えしているので、保護者はまず目を通してはいるはずであります。また、昨年夏休みには、先生方やPTA役員、子育て委員会のメンバーで構成している学校保健委員会でジェンダーについて研修会を実施しておりまして、来年度は城西医師会の全ての先生方がジェンダーについて研修を行う計画でございます。

このように先生方の意識が高まることで、学校から今後ますますジェンダーについての発信は強まると考えております。さらに、最も人が多く集まる機会であるPTA主催のPTA

人権講演会は毎年実施しておりまして、これまでも児童虐待であるとか、障害児教育等について研修をしてまいりました。今後、この研修会をそういう機会にすることが最も効果的なことだとは考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） 時を得て、そのPTAの皆さんにそういう研修や講演、それから職員の皆さんにもそういうことをしているということで、大変うれしく思います。

ですから、子供たちも今、昔はランドセルは赤しょっていればもう後ろから見ても女の子だと、黒しょってれば男の子と分かりましたが、いろんな色のランドセルをしょうようになってきて、いいのかなという気もしています。

続いて、そのLGBTQの人口といえますか、日本で分かっているだけでも約5%か10%ぐらいと言われていています。これは発達障害を持っているお子さんと同じくらいということですから、小・中学校で発達障害のクラスがあれだけあるわけですから、LGBTQというような自分の性に違和感を感じている人たちが何人もいるというふうに感じていると思います。ですから、50人の社会では2人、100人の社会でも5人はいる、少なくともということになってきます。当事者の多くの方が職場でカミングアウトできておらず、困難を抱えている、声を上げにくいという現状があります。

LGBTQに関しては、正しい知識を身につける必要があると思います。先ほど、小・中学校で、そして、中学校のPTA、職員にもという、そういう講習、講演はやっていると言われました。

そこで、そういうのがないとやはり対応の仕方等についても、悪意がなくても、偏見がなくてもLGBTの方に関して、過度に意識して接してしまうということがあるかと思います。適切な関わり方について誤解が生じやすいと思います。生徒、それから職員、保護者の方等がそういうことでやっていくということですが、そこで役場の対応についてお聞きしたいと思います。

まず、各種申請書等で不要な性別記入欄はないでしょうか。あるとすれば見直していただき、性別の記入欄をなくしてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全ての村民の皆さんが自分らしく生きる。あるいはお互いを認め合う。そういうのは社会の実績が必要でございます。

役場が関係します申請書、通知書、アンケート等の中に性別を記入してあるもの、または



性別を記載して交付するものがございます。基本的な方針といたしましては、職務上、性別情報が必要な場合を除きまして、性別記載は原則設けない、世の中の方向がそんなことになっているということは承知しております。

ただし、国とか県などが法令上、あるいは様式を定めているものは除かれることとなります。また、業務上、性別情報が必要なもの、あるいはその必要を精査し、判断する必要なものがあるわけでごさいます、例えば統計上必要なもの。あるいは医療上必要なもの。または、性別により配慮や対応を区別する必要がある場合。そして、男女共同参画の観点から必要な場合などが考えられます。

また、男性、女性を記入する必要な場合でも書類の内容等々によりましては、男性、男または女に加えまして、その他、あるいは回答しないなどの欄を設けてもよい場合があるかもしれません。書類によっては、そのような配慮ができるか今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

検討していただき、不必要な記入なんていうものはなくしていただければと思います。

次、先ほど中学校でトイレの問題が出ました。一番進んでいるのがオールジェンダートイレという、トイレがあつたりしますが、新国立競技場でもトイレのことが話題になったりしました。

既存のトイレでは、使用では利用者の方が性自認に応じたトイレ利用について、もしそういう方がいたら、使いたいときは職員が寄り添って性自認の人に合ったトイレ利用を案内する。また、他の利用者がある場合は理解を求める等の対応が職員ができるとか、性別や関係性を決めつけるような表現は相手に苦痛をもたらす場合もあるために、例えば旦那様とか奥様という表現でなく、パートナーとかお連れ合いさんとかいうこと、男らしいとか女らしいというのは何々さんらしい、お父さん、お母さんというのは保護者の方、御家族の方などの表現にも気をつけるなど、そういう職員としてのハンドブックなどを作成したり、研修会を行ったりして、職員のLGBTQへの正しい理解を深めることが大切と考えますが、村のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） ただいま議員さん御指摘の、例えば5%がというようなお話

がございました。こういう計算でいきますと、青木村でも200名を超える方がいらっしゃるということになってきます。行政を進める上でも、理解や配慮が必要であるというふうに考えております。

役場におきまして、年間数回にわたりまして職員研修を実施しております。また、今後その中の一つのテーマとして研修を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。お願いいたします。

そのいきますと、来庁者だけでなく、職員の中でもそういうような必要な方がいるかというふうにも考えています。トイレの問題であります。そのようなトイレ、先ほど言ったみんなのトイレというようなものがこれから村関係の庁舎、文化会館等に設置していくお考えはあるのでしょうか。

それで、今現在もしできないとすれば、現在使われている多目的トイレというのがありますが、そこには身障者用のマークだけがついています。車椅子の。であります。できればそこにいろんなマークを、誰でも使えるというマークをつけていただいて、誰も入っても、今もお子さんのおむつを取り替える台がついていたりとか、いろいろするわけですから、誰でも使えるトイレという表示をつけていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 御指摘のとおりだと思います。既存の施設にこれはまた新しく整備していくということは予算的にも大変簡単なことではないと思うんですが、今、御指摘のとおり、例えば役場ですか、道の駅、ふるさと公園とかであれば、身障者用のトイレをそういった多目的な活用をするということは可能であると思いますので、そういったところでの運用を検討してまいりたいというふうに思います。

また、今後新しく整備するようなことがありましたら、当然そういったようなことを考慮して整備していく必要があるというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤敏樹議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしくお願いいたします。

急いでましたので、2月10日の信毎の記事で、「多様性重視を、安曇野市条例案」というのがありました。男女共生参画推進条例を改正して、性的思考や性自認、国籍の違いや障害の有無による差別禁止を明文化する市多様性を重視し合う共生社会づくり条例案を発表され

ました。

青木村においても、このような条例がこれからぜひ考えていただき、つくっていただくことを要望して質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 2番、塩澤敏樹議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 坂 井 弘 君

○議長（金井とも子君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井弘議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に、岡石工業地周辺整備に伴う交通安全策について質問いたします。

本年1月以降、保育園の敷地内には横断歩道、カーブの手前など村道の路面のあちこちに交通安全対策の表示が付設をされました。また、スピード落とせといった安全運転を呼びかける看板も村内で何枚も見かけるようになりました。村民の要望に基づき、交通安全のための施策を具体的に進めていただいている関係機関の皆様には感謝を申し上げます。

さて、岡石工業地については、既に竹内製作所の建設が進められているところです。また、アクセス路となる村道当郷国道北3号線の拡幅工事、併せて竹内製作所の駐車場予定地の造成工事も始められると聞いております。改めて、今後のこれらの工事の計画概要を御説明ください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

まず、株式会社竹内製作所による仮称青木工場新築工事につきましては、東急建設株式会社が請け負い、令和4年1月20日から令和5年3月27日までの工期で、新聞報道等によりますと建設費などに約100億円を見込み、令和5年の創業開始を予定しているとのことでございます。

敷地面積は2万平方メートル弱、建築面積は約2万9,000平方メートルの鉄骨造り、地上

3階建てで、油圧ショベルの生産工場を建設されるとお聞きをしております。

駐車場予定地につきましては、敷地面積1万平方メートル弱で、道路と同じ程度の高さまで盛土をする計画で、青木工場創業までの竣工を目指し現在設計中であり、用途は従業員用の駐車場とお聞きをしております。

県が事業主体の国道143号の改良工事につきましては、延長距離約300メートル、幅員は交差点部で15.5メートル、標準区で13メートルとお聞きをしております。

村の事業主体の村道当郷国道北3号線の改良工事は、延長約126メートル、幅員18メートル、村道当郷国道北6号線の改良工事は、延長246.5メートル、幅員9.5メートル、用排水路切り回し工事として駐車場内を中心に延長約280メートル、幅、高さ1.2メートルのボックスカルバートを敷設する計画で、県・村とともに令和4年度末の竣工を予定しております。以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま御説明いただきました工事並びに工事完了後の竹内製作所の稼働に伴って、最も懸念されることは交通安全、とりわけ子供たちの通学路の安全対策です。

1月28日付で当郷・村松・殿戸区に全戸配布された仮称株式会社竹内製作所青木新工場新築工事及び周辺道路整備等工事のお知らせという文書によって、竹内製作所の駐車場予定地が国道北3号線のみならず、殿戸バス停から浦野うまや跡公園に向かう大庭線にも隣接しているということを知った保護者から、一様に通学路の安全を危惧する声が上がっております。

工事中は建設車両によって、また、竹内製作所稼働後は国道と国道北3号線が接する交差点を右折する通勤車両によって、子供たちが通学の足を止めなければならない事態が起きることが容易に想像されます。また、現在でもファミマでの朝の買物した後、国道に戻らず脇道である村道殿国道北6号線を走り抜けて工業地に向かう車が多く見られるところです。

竹内製作所稼働後は、こうした車の数も増すに違いありません。さらに、大庭線と竹内製作所の駐車場が隣接するのであれば、大庭線から直接駐車場に侵入する通勤車両によって、子供たちの通学路が大変危険な状態になることが予想されます。こうした点について、どのような安全策が取られるのかお答えください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

国道と村道当郷国道北3号線が接する交差点については、国道を渡る横断歩道を交差点西側に村道を渡る横断歩道を交差点付近に設置する計画をいただいております。また、交差点

に信号機を設置していただくよう上田警察署、県警交通規制課などの関係機関に要望しており、早期設置に向けて引き続き要望してまいります。

村道当郷国道北6号線について、今後改良する区間については、村道の南側に縁石でセパレートされた歩道を整備する計画として、歩行者に配慮する計画としております。現在でもファミリーマート付近からこの6号線を通って、村松地区に集積している企業へ向かっている車両があると認識をしておりますが、一連の道路改良後は竹内製作所を含めた周辺企業や社員の方に国道から右折レーンを使って、各企業へ向かっていただくようなルートを原則としては通っていただくような依頼をしていきたいと考えております。

また、村道大庭線から駐車場への侵入車に対してですが、現在、竹内製作所の計画では駐車場出入口は西側に2か所、北側に1か所であり、大庭線沿いには出入口は計画されないとお聞きをしております。

竹内製作所には国道からの右折レーンを走行して駐車場へ侵入していただき、大庭線を通行されないよう依頼していきたいと考えております。ただし、公衆用道路でございますから、通行を強制的に規制することはできませんが、交通安全に配慮し、地元と調和した企業づくりを目指していただくため、自主的な通行制限を企業努力によって図っていただくよう依頼してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） まず、国道北3号線との交差点ですが、信号機を設けていただけるように要望しているというお話に安堵をしたわけですが、ぜひとも竹内製作所稼働時までには設置完了するようにお願いしたいと思っております。

また、国道北6号線については、社員に依頼すると、社員の皆様に依頼するというところで、というふうなお話でありましたけれども、これについてお願いベースだけで果たしていいのでしょうか。と申しますのは、六中区などを見ますと、時間帯によって進入禁止にしている、そういった道路も各地に見受けられるわけです。あそこをそういうふうにして時間制限をしたらどうでしょうか。地元住民に関しては、そこは通れるというふうな許可証で出すことができるかと思っておりますので、そんな対策をお願いしたい。

また、併せて大庭線のところからの侵入ですが、これもお願いするというベースのみではなく、併せて、これは企業のほうがやることだとは思いますが、そこから入れないように塀を設けるとか、そういった形でないとどうしてもあそこは入る車が本当に子供たちの危険が

増すというふうに思いますので、それができないような処置をぜひ企業側に求めるよう強く要請していただきたいと思います。

再度、答弁をお願いします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この工事、あるいは工場進出については交渉段階から、あるいは計画  
中から様々なことを関係機関と協議を進めてまいりました。今、それともう一つは、竹内製  
作所さんが坂城で相当、交通問題含めて周辺住民の皆さん、あるいは道路を通る皆さんとの  
調和を付与してきておりますので、青木ではそんなことがないようにということで、大変向  
こうも協力的に当初の段階から協議に応じていただいております。

もう少し、もう1年ありますけれども、だんだん内容が詰まってくる。例えば、何台当初  
車が、従業員が来るのか、何台車が来るのか、あるいは機械の搬入、搬出、それから部品の  
といろいろありますが、そういう中で、今、坂井議員が言ったようなことはしっかり向こう  
に伝え、お願いベース以上のことはしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 子供たちの安全のために、ぜひよろしくお願い申し上げます。

教育長にお伺いいたします。

通学路指定については、従来より保護者の判断に委ねられているとお聞きしておりますが、  
建設工事並びに竹内製作所の稼働に伴って、通学指定を見直す考えはないでしょうか。国道  
の歩道の延長とも相まって、今後の通学路の動線をどのように描いているのか教えてください。

また、中学校の自転車通学路指定についても保護者の判断任せとなっているのかどうか、  
この点についても教えてください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 通学路が今、議員がお話されたように4月当初、各家庭が自己申告  
をして自分が通る通学路を決めていくということになっております。工事や設置する横断歩  
道等の状況について、情報を把握して判断をしてもらうことが大切になるなど考えておりま  
す。

工専用車両の出入口については交通誘導員をお願いしたいと考えておりまして、また、交  
通安全につきましては、毎年通学路についての安全確認を小・中学校の合同下校のときに保  
護者、児童・生徒、教員、教育委員会、役場担当者で確認をしていると。これは毎年行って

いますし、今年度というか来年度も行いたいと考えておりますので、これは本当に丁寧に、みんなで知恵を絞って考えていきたいということでお願いしたいと思います。

また、中学校の自転車の通学路指定というのは、教育委員会が指定するというのはちょっとやっぱり苦しいかなと思ってしまして、保護者と本人が自分の通る通学路を決めて、学校に報告するという、その姿勢は今までどおり状況を見て、安全な道を選んでもらいたいと考えておるところです。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 重ねてですけれども、自転車通学も本人、保護者任せということでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） もう1点、ファミリーマート前の国道の横断についてですが、今後、交通量が増えると今以上に危険が増すと思われまます。周辺住民からは、横断歩道を設置してほしいという声が上がっております。横断歩道同士の間隔は、非市街地においてはおおむね200メートル以上とするということになっておりますが、殿戸バス停の横断歩道からは240メートル、また、逆に殿戸バス停の横断歩道からは340メートル離れております。

また、沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所という設置条件も当てはまります。設置が可能な場所と考えられますが、関係機関に働きかけをしていただけないものでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

横断歩道の設置につきましては、議員御承知のとおり、毎年各区からの要望書の提出を受けまして、所管しております総務企画課で交通安全施設整備に係る翌年度要望書というものを作成し、上田警察署のほうに提出をしております。

その中で、緊急度、優先度等の観点から精査した上で設置所を選定されているものと認識をしておりますが、県も限られた予算の中での執行となることから、要望してもなかなか実現するのは難しいのが現状でございまして、現在も2か所の横断歩道の設置を上げておりますが、実現には至っておりません。

御質問の箇所につきましては、まずは当郷区の区内で御協議いただいた上で、区の要望書に上げていただくという手順でお願いをしたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 毎年4月になると、国道を自転車で通学する高校生の顔ぶれが新鮮になります。夏の期間、自転車をこいで通学する高校生の姿をほほ笑ましく思い、「行ってらっしゃい」「気をつけて」と声をかけることもしばしばです。しかし、通勤の車と並んで走る自転車走行は、危険この上なく、いつもはらはらしながら見守っております。

国道南側の歩道が当郷、殿戸から順次青木側に向かって伸びております。歩道の幅員は、殿戸バス停付近で1.8から2.2メートル、既設の北側歩道は幅員1.5メートル、最も広い道の駅周辺では南側2.6から2.9メートル、北側2.5メートルです。

こうした歩道に自転車が乗り入れることについては、どのようにお考えでしょうか。13歳以下、または75歳以上の方が自転車を運転する場合や、車道を通ることが危険な場合は、自転車が歩道を通ることが認められておりますが、隣の六中学区内では中学生が歩道を自転車で走る姿が日常的に見られます。

国道143号の自転車走行についての村としての見解並びに今後の安全策についてお示ください。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 道路交通法では、車両、これは自転車を含めてでございますが、歩道と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならないとされておまして、村としても同法に規定されているとおり車道を通行していただくのが原則というふうに認識をしております。

今後の安全策とのお尋ねでございますが、国道南側に歩道を設置する計画が当郷地区から森林組合の手前まで予定されておりますので、県等の関係機関や早期に整備が完了するよう要望し、村としても協力をしてまいります。

また、周辺企業に対しましては、先ほども申し上げましたとおり、法定速度以下で交通法規を順守した安全運転を心がけていただくようお願いしてまいりたいと考えておりますし、あわせて小学校に対する交通安全教室を交通安全協会が講師となって引き続き開催し、指導してまいるとともに、教育委員会と連携しながら、小・中学校の児童・生徒さんに交通ルールを守って安全に通行していただくよう啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

今、議員から御質問のありました六中付近での歩道通行に関してですが、道路交通法の適用除外で議員がおっしゃるとおり13歳未満の児童、また高齢者、一定の障害を有する方は歩



道を通行することができるかとされておりますが、中学生以上についてそういったことが適用となっていることになると、恐らく地元の警察署との協議の中で適用除外の特例が認められるというような形で通行ができているというふうに認識をしておりますので、また、小学校、中学校等の希望等を聞きながらそういった要望があるとすれば、また警察と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 今、お答えいただきましたが、ぜひそうしたことも検討していただいて、警察署と相談等によってよりいい方向に向かうようお願いしたいと思います。

同じことになりますが、先ほどもの中で、今、建設中の延長している歩道ですが、結構広いというところがありますが、果たして自転車が通れるのかどうか、そういったことについても検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 結構、自転車って最近スピードが出るんですね。それで、新聞でよく出てくるのは、これは田舎のほうというか都会のほうなのかもしれませんが、自転車と歩行者のいわゆる歩道、車道、横断者も含めて事故って最近死亡事故が多発する例が多くあります。

しかも、今のお話を例えば直線で2%から3%の下り勾配になっています。そういうことを含めると、高校生の通学と子供たちの通学が逆方向でクロスする。それから、日中は結構、お年寄りの皆さん、高齢者も含めて散歩等しておりますので、そういった交通安全上の検討を十分しなければならぬというふうに思っております。

そういうことを含めて、また検討をさせていただきたいと思います。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 村長のおっしゃることは、重々承知をしております。御検討をよろしくお願いします。

2点目、ジェンダー平等社会の実現に向けて質問をいたします。

ジェンダー平等社会の実現が今日的課題となっております。ジェンダー平等社会とは、取りも直さず多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会であるというふうに考えますが、村としてのこの件に関する基本的な考え方並びにその実現に向けた課題をどのように捉えているのかお話をください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ジェンダー平等社会の実現についてでございますけれども、現在の民法の下では、結婚に際しまして、いずれか一方が氏を改めなければなりません。一般的な見解として、近年、女性の社会進出に伴いまして、氏を改めることは職業生活あるいは日常生活で不便、不利益であるとか、アイデンティティーの喪失になるとか、婚姻の障害など、いずれもというようなことが指摘されております。

しかし、これは婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であります。最高裁では、夫婦同氏制度は憲法に違反していないと判断しつつも、国会で論じられ判断する事柄だというふうに言っております。

これに対しまして、改正の反対者については定着した制度であること、あるいは法的制度であること、夫婦、家族が一体感が生まれることの利益になっている、それから、けじめのつかない結婚が増えると、そんなようなことも指摘されているところでございます。

しかし、内閣府の調査では、選択的な夫婦の別姓の賛成者が多い、特に若い人たちに多いというデータを拝見しました。これは、もっと国政選挙の争点にするなど、国民の全体的な議論の中で検討してほしいというふうに思っております。

私個人的には、夫婦別姓を希望する人には平等に自由を与えてもいいんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの村長のお答えは、この後質問する選択的夫婦別姓に対する見解の部分ではなかったのかなとお聞きをして思ったんですが、今、お聞きをしたところはジェンダー平等社会の実現、この点について、広い視野からジェンダー平等ということについてどう考えていらっしゃるかという、そこを聞きたいのですが、今のお答えでよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変失礼しました。

特に最後のところは、私の意見ではそういうことでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

次の点に移りますが、2020年3月に第4次青木村男女共同参画計画が発表されております。

す。令和2年度から令和6年度までの5年間の計画です。本年は、ちょうどその中間年に当たります。

8つの基本目標が掲げられておりますけれども、その中の基本目標3、政策方針決定過程への女性の参画の拡大の提示には、参考資料として10の役職が並べられ、その具体的数値目標が掲げられております。その中で最も深刻なのは、総数、現在12、女性人数ゼロ、目標女性人数1、目標比率8.3%と記されている自治会長、括弧書き区長の役職です。

今回、この点に絞って取り上げたいと思います。2年後の令和6年度までに女性自治会長を誕生させるために、どのようなアプローチをされているのかお話をください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） この目標ですけれども、各区の運営においても積極的に女性も参加していただきたいという、そういった思いがこの目標に表れているというふうに理解をしています。

しかし、現実的には各区ごとの事情ですとか、世帯の代表として男性が出てきていくことが多いというような現状がございます。村でこうしてくれというのは一律にお願いしていくことも大変難しい部分があるわけがございますけれども、いきなり区長さんというのではなくて、でもどんな役職でも区の運営に女性も参画していただいでいくことがスタートだというふうに考えております。

そういった意味で、引き続き、区長会等でも前向きに女性の登用をお願いしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 今、御答弁にございましたけれども、具体的なその行動を起こしていくということが肝心かと思います。自治の観点から、区のごことは区の主体性に委ねるということは原則ではありますけれども、一方で村の主導性も発揮されるべきではないでしょうか。

例えば、区長職の前段階として副区長に女性ポストを置くとか、あるいはまた、区の総会に次ぐ区的意思決定機関として、どの区にも協議会的なものがあるかと思われます。当郷区では代議質会というふうに称してはおりますけれども、この代議質会ないしは協議会、そういったところで各区、女性ほどの程度参画しているのでしょうか。

ここに参加する女性の最低比率を決める、あるいは推奨する、そういったことは村として指導してはいかがでしょうか。見解をお願いします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 村民の皆さんにやはり、そういった意識を持っていただくということが大切であるというふうに思っています。担当の住民福祉課でも定期的に今、交互に男女共同参画について記事を掲載したり、そんなことについて呼びかけているところがございます。

また、今年ある区の区長さんとお話する機会があってお話していると、やはり同じような意識をお持ちで、女性役員の登用について今年度から前向きに取り組んでいきたいというようなお話も伺っているところがございます。

そのような事例、あるいは各区の状況等を情報交換する中で、そういう区長会等の機会を捉えて、そんなようなことも呼びかけていければと、そんなふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 令和6年度に目標が達成できることを期待したいと思います。そのためアプローチをぜひよろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど大変失礼しました。

改めて、2の1について答弁をさせていただきたいと思います。

私は、ジェンダー平等社会とは、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、全ての人にとって希望に満ちた社会を基本的な考え方としております。

御質問の課題といたしましては、日本は女性差別撤廃条約を大分前に批准しておりますので、これの具体化の推進をしてほしい。2つ目として、男女賃金の格差の縮小、それから3点目といたしまして、選択的夫婦別姓の法整備、4点目として多様性の尊重、そして男女共同の参画などジェンダー平等社会の実現に向けた課題と捉えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ただいまも村長の言葉にございましたけれども、選択制的夫婦別姓につきましては、夫婦別姓を望みつつも法的にはかなわない、やむを得ず一方の氏で、姓で婚姻届を出したという話は、村内でも幾つか耳にするところです。

一方、様々な事情、あるいは考え方から婚姻届を出さず、いわゆる事実婚、内縁という形でパートナーとの生活を営んでいる方々も村内に何組かいらっしゃいます。事実婚の方々の取扱いを行政としてはどのように行っているのでしょうか。配慮されていることがあれば教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 事実婚についての御質問でございますけれども、青木村におきましては、今までにそういった事実婚という申出をしてきた方はおりませんでしたので、村内に事実婚の方がどれだけいるかということ具体的に把握しておりませんが、そのような申出があった場合には住民票の続柄の記載を同居人から妻、未届け、あるいは夫、未届けといった記載にすることができます。また、法律婚と同じような取扱いで出しました一定の条件はございますけれども、例えば年金の第3号被保険者になれる、遺族年金の受給者になれる、公的医療保険の被扶養者になれる、そういった取扱いがございます。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 住民票の記載で今、括弧書きでというお話がありましたが、これは現在はやっていらっしゃる方もいるのではないんですか。これからですか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今までにそういった申出をしてきた方はいらっしゃらないというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） では、続いてパートナーシップ制度についてお伺いをいたします。

この件に関しては、昨年6月議会において、宮入議員からの質問がございました。その際、村長からは民法などを含めた法整備を期待したいというふうな答弁をいただいております。

しかしながら、法整備を待つことなく既に全国で3月1日現在、6府県149市区町村、人口カバー率で45.2%の自治体でパートナーシップ制度を導入しています。さらに、4月実施予定が31自治体、人口カバー率では5割を超えます。

長野県でも松本市が昨年4月に導入したことを皮切りに、駒ヶ根市で本年4月、長野市も本年中の導入を目指し、また、辰野町などでも導入を検討しています。先ほど塩澤議員からございましたが、安曇野市では多様性を尊重し合う共生社会づくり条例を3月議会に提出していることは御承知のことと思います。

青木村として、このような動きをどのように捉えているのか。導入についてのお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） パートナーシップの導入についてでございます。

その騒動については御質問にあったとおりでございますが、同性カップルが法律婚できな

いのは憲法違反と国を提訴した裁判で、札幌地裁が2021年3月に同性婚を認めないのは憲法、民法の中では規定を違憲と判断しております。また、東京都では、今、御案内のとおりでございますし、請願が全会一致で採択された東京都ではというふうにも伺っております。今、お話にありましたように松本市では、県内でもあるいは全国的にも増えている状況というのも承知しております。

しかし一方、2021年2月、当時の菅総理大臣は、我が国の家族の在り方の根幹の問題である、極めて慎重な検討を要すると答弁しております。また、民法の739条では、婚姻は戸籍法の定めるところにより届出によってその効力を発生するというので、同性婚を否定を民法上、可能とするという弁護士の方もいらっしゃるというのは承知しております。これは前回の御答弁と同じになりますけれども、様々な意見が公の場でされることを期待したいということに思っております。

もう一つ、長野県内でも松本市が御案内のとおりになりましたし、近々、長野市も具体的な動きになるということも承知しております。この近隣の市町村の動向など踏まえまして、検討をさらに進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年6月議会において、やはり宮入議員から同性パートナーが村営の住宅に入居することができるかを問う質問がされました。商工観光移住課長の御答弁は、入居資格に該当しないため、できないというものでありました。

入居者の資格については、青木村営住宅設置及び管理に関する条例並びに若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例のいずれも第5条第1号に「現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む、以下同じ）があること」と規定されていることによるものと思われませんが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） そのとおりでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ここで言う、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、先ほど質問した事実婚の場合を指すものと思いますが、同性パートナーの場合は、なぜこれに当てはまらないのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） お話ありました事実上婚姻関係と同様の事情についてということなのですが、こちらとしましては法律に準ずると解釈した内縁関係のある方を対象と認識しておりますので、同性パートナーにつきましては該当しないと判断しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 私は、この条例の読み込みを拡大すれば同性パートナー同士の入居も可能になるのではないかというふうに思うのですが、もし今、課長がおっしゃるように読み込めないのだとすれば、パートナーシップ制度を設けるにはまだ時間がかかるとすれば、この条例を変更することによって入居ができるというふうにクリアできるのではないかと思います。パートナーシップ制度で大きく問題になっているのは今、住居の件とそれから病気のときの手続等かと思えますけれども、この住居に関しては、今、申し上げたような形で条例変更という形では対応できないものでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） パートナーシップ制度の運用が考えられると想定した場合には、それに伴って村の条例または規則などの変更をかけることにより、可能かというふうに考えております。

パートナーシップ制度をせず、この条例だけのこの解釈だけでということになりますと、ただこの村営住宅につきましては、従来より村としては内縁関係に準ずることということ解釈の中で運用してきておりますので、その変更にあたっては大変検討の余地があるかというふうに考えております。

また、村営住宅のためにそのパートナーシップ制度というよりは、パートナーシップ制度そのものがパートナーシップ制度の運用の関係全体を村民の皆さんにも周知するとか、やはり認識を高めていって、その順を追いながら村営住宅も該当するというような方針にしたほうがよろしいのではないかというふうに理解しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 幾つか問題があることは承知をするところですが、ジェンダー平等社会の実現という観点から、ぜひとも一歩ずつ課題解決をしていっていただきたいというふうに思いますので、検討を始めていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ジェンダー平等社会の実現という観点から、先ほど塩澤議員からの質

間があった部分に関わりますけれども、青木保育園、小学校、中学校の教育現場での課題をどのように捉えていらっしゃるでしょう。また、どのような取組をしているのかお聞きするつもりでございましたけれども、この点は、先ほどの塩澤議員の御答弁であったかと思っておりますので、課題の捉え方、捉えをお話いただければと思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 課題とすると、やはり保護者の啓発がポイントかなと思います。先ほどもお話ししましたように、最も深い学びをしているのは中学生だと考えておきまして、生徒自ら委員会活動の一環として、みんなのトイレを提案し、入り口のところに虹をモチーフにした掲示を行っております。

このような生徒の取組を学校から保護者に広げ、理解を深めていくことが重要だと考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 幼児からの育ちや教育機関の中で、ジェンダー平等の意識を根づかせ、意識改革を進めていくことは大変重要です。

そこで、制服についてお伺いをします。

保育園、小学校、中学校の制服は、今、どのように指定されているのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保育園は、今の園舎ができた平成5年度以降、男女の別がない園児服になっております。小学校には制服がございません。中学校は、昭和44年度の卒業生から女子はブレザーになっておきまして、昭和60年からスカートが可能になりました。平成20年から今のようにリボンがついたという歴史がございます。主にPTAからの要望があつて変更するという経緯であると認識しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 今、御答弁いただいたように中学校だけが男女別になっているというふうに認識をするわけですが、その理由は保護者要望というだけでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） どこの学校でも生徒からとか、実は教師からとかよりも、その当時のPTAの方からの要望で変更になるという、そういう流れが主流だと思います。青木も多分、そうであったのではないかなと、ちょっと判断するところであります。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。



○5番（坂井 弘君） 男女別の制服ということについて、違和感を持つ子供さんが今後出てくるのが十分に予想されます。そのことは塩澤議員が発言されたことと重なるかと思えます。また、今後ではなく、今現在の違和感を持ちながら過ごしているお子さんがいるかもしれません。

私ごとになりますが、私も中学校現場で仕事をしていた当時、塩澤議員と同じ体験をしております。担任した女子生徒の中にスカートをはくことを嫌い、3年間スラックスで通した生徒がいました。芯の強い生徒でしたから、自分の思いを貫くことができましたが、自己主張できずにつらい思いをしていた生徒がほかにもいたかもしれません。

この間の社会状況を鑑みるならば、この際、制服を自由化する、もしくは男女の違いのない奨励服を導入すべき時期にきていると考えます。保護者の声がというお話ではありましたが、教育委員会としての見識を持って、こうしたことに一歩踏み出す時期かと思えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在の流れを見ますと、今後はジェンダーに配慮した制服、あるいは制服を外すという、そういう考え方になるのではないかなとは思っています。

ただ、今年のPTAの活動として、不用になった制服を集めて必要な人に持って行ってもらおうというSDGsの考え方で実は今、動いておまして、すぐにその制服を替えるということはちょっと難しいかなと思っています。

一方で、生徒会の会則には来年度からジェンダーに配慮して、女子の制服という言葉がなくして、制服という言葉にするというふうに聞いております。できる配慮から行っていくつもりでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 現在、村内に住所のある外国人の方は何人いらっしゃるでしょう。そのうち日本国籍を取得され、日本に帰化されている方、また、日本国籍を取らずに外国籍のままの方、さらに無国籍の方はそれぞれどのくらいいらっしゃるか教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

日本国籍を取得し、日本に帰化されている方ですけれども、平成20年以降、青木村に帰化の届出があった方は7名でございます。また、外国籍の方は現在35名、無国籍の方はいらっしゃらないということでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 外国籍の方及び無国籍の方に参政権は付与されているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 2つの考え方が大きくありまして、これを是とする考え方でありまして、けれども、憲法の訴訟の地方自治の考え方なんですけれども、全住民による全住民の参加で地方自治体の運営はすべきだという考え方が是とする皆さんの考え方でございます。

日本には60万人を超える外国人が、あるいは外国籍の方がいらっしゃるようでありまして、一部の方々には納税をはじめ一定の義務が課せられているところでございます。

在日外国人の参政権については、最高裁では法律をもって地方自治体の長、あるいは議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上、禁止されているものではないという判決が出ているというふうに承知しております。

一方、特別永住権の方が40万人いらっしゃるようでありまして、ただし一部自治体ではその参政権が住民投票など、自治体で認められている例はあるわけですね。原子力発電所、あるいは産廃の法定に関する住民投票では、これを拡大してやっている自治体もあるというふうに承知しております。

これは容認している考え方のその中では、外国人も重要な職に就いており、経済にも貢献していたり、あるいは税金を払っている以上、その見返りとして参政権は認めるべきだという考え方があります。

これを否定する方々の考え方でありまして、けれども、憲法で選挙権は日本人固有の権利というふうに定められていると、いわゆるこれは憲法違反じゃないかということでございます。ということと、憲法は外国人に参政権を与えるという前提では立法されていないということでもあります。その対価として、道路だとか医療だとか消防だとか警察、そういったことで既に受益を受けているんじゃないかという考え方があります。

参政権は一部、相当数は付与されていないということでございます。将来的には、私は移民問題、少子高齢化の中で日本は移民をどうするかという大きな岐路に立つ時期に今、来ているというふうに思いますので、立法の府で国会で十分な議論されまして、この問題について早期に結論を出す課題であるというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 無国籍の方のお話をお聞きしたことがございます。いわゆる在日コリアンの方ですけれども、日本国籍を取得することも韓国籍や朝鮮民主主義人民共和国の国籍

を取ることも自分の本位ではないという信念で、無国籍のまま生活されている特別永住者です。日本人と同じように日本で生まれ、日本で暮らし、日本人と同じように税金を払っているのに、選挙権だけないというのは不公平ではないかとおっしゃっていました。

ただいまの村長の御答弁のとおりかと思いますが、国政選挙については憲法により、また地方選挙については公職選挙法等によって日本国籍持たない外国人に、現在のところ参政権が与えられてはいないということは理解をするところです。法改正によって、地方選挙権が付与されるよう願うものであります。

一方、公職選挙法が適用されない国籍条項の規定のない選挙、すなわち農業委員会の選挙、住民の監査請求などについての参政権はどうなっているのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今、議員さん御指摘のとおり、農業委員会ですとか土地改良区の総代選挙とか住民監査請求、住民訴訟などには国籍条項がないというふうに承知しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 確認ですが、そうしますとその場合には選挙する権利はあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 自治体の選挙管理委員会が管理する選挙であっても、公職選挙法が適用されない選挙にはそれは可能だというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど、村長の御答弁にもございました住民投票条例を定めて、日本国籍を持たない外国人永住者にも参政権を付与している自治体が全国に43自治体ございます。長野県内でも小諸市、信濃町がこの条例を持っています。青木村として、こうした条例を定めるお考えはありませんか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 先ほど、村長の御答弁にもありましたけれども、全国的には今の原発の建設であったりですとか、産業廃棄物処理施設の建設等において、住民投票条例を設けて実施している例があるということは承知しております。

現状、本村においてそのような案件はございませんけれども、今後、住民投票によって直接民意を問うような事案が発生すれば、条例制定を検討することになるというふうに考えて

おります。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 事例がなければ検討はしないということでしょうか。小諸市とか信濃町もそういう事例があったということでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 全国的な事例を見ますと、やはり直接住民が民意を問うという事例をもって条例制定している例が多いというふうに解釈しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 繰り返しになりますが、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる青木村、その実現に向けてジェンダー平等をはじめ、あらゆる角度から一歩ずつ課題を解決していく、そういったことを期待し、2点目の質問を終わります。

3点目に入ります。

新型コロナウイルス感染症第6波への対応について質問いたします。

昨年秋に、村に抗原検査キット385人分が届き、村内で活用されておりますが、現在の活用状況、活用しての教訓、現時点での保有数を教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 昨年、県から村に配布されました抗原検査キットにつきましては、現在までのところ244名の方に配布を行いまして、残りの残数は141名分となっております。

また、教訓ということですが、教訓というわけではございませんけれども、ちょうど第6波の感染拡大時期に抗原検査キットを村民の多くの方に配布することができて、検査キットを有効に活用できたのではないかというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるには、PCR検査もしくは抗原検査をいつでもどこでも何度でも無料で受けることができる体制を整えることが重要だということをかねてより指摘をしてまいりました。村としてもその体制を取るようお願いしてきたところでございます。

昨年秋以降、県からの配布ということで、ようやくそのことが実現したわけですが、配布を受けて利用した村民からは、大学生の子供が帰省してきたので、あるいは県外に出かける用事があったので検査をしてみたが、手軽にでき陰性が分かって安心できたという声が

しきりに聞かれました。

現時点で、およそ3分の1くらいが残っているというような形のようにですが、今、保有している検査キットの有効期限はいつまででしょう。また、今後、追加措置についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 県から配布されました抗原検査キットの有効期限は、令和5年4月までとなっております。また、検査キットの追加につきましては、今後の感染状況及び県の検査等に対する支援体制等を総合的に勘案いたしまして、追加配布等を県に要請するとの対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 第6波では、学校や高齢者施設での集団感染が数多く報告されておりました。村内における高齢者施設や学校での感染対策として、第6波に対応して新たに取られた対策を教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 第6波における高齢者施設等における感染対策といたしましては、まず入所者及び入所施設の職員への3回目のワクチン接種を優先的に進めてまいりました。これにつきましては、希望者への接種はほぼ終了いたしました。

また、高齢者施設に特化した対策というわけではございませんけれども、県のほうで無料で検査を実施しておりまして、上田管内で33か所薬局、診療所等で実施しております。このうち青木村でも1か所、検査を実施しております。

また、青木診療所のほうでは、これまでもPCR検査等を実施しておりましたけれども、検体の採取を行うんですけれども、実際の検査は外部の検査機関で行ってございました。今回、新たに診療所のほうに検査機器を導入し、検査の結果判定を外部の検査機関に委託するんじゃなくて、診療所の中で行うことができるようになりました。これによりまして、今まで1日ないし2日かかっておりました検査結果が即日判明することになりまして、陽性者が早期に発見することができるようになり、感染の早い段階から外出等を控える行動変容を取ることが可能になります。

このような検査体制を有効に活用し、感染拡大防止に努めるとともに、まずは18歳以上の方に対する3回目のワクチン接種を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 学校のほうはどうでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校の場合は、4年生以上の給食を教室と空き教室、特別教室等を使って分散して食べる。それから、中学校では空き教室を使って少人数学習指導をすると、密にならない工夫をできるところはしたところであります。

もう一つは、具合が悪い人がいたら、本人はもちろんだが、家族にその具合が悪い人がいた場合でも勇気を持って休むように、欠席をお願いしているというふうに考えておりますが、一方で学びを止めないということも併せて大事に考えまして、村としてはWi-Fiルーターを用意するなど、できる対応はしてまいりました。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど住民福祉課長の御答弁で、診療所でもPCRの判定ができるというようになったということについては大変前進したことで、ありがたいことだなというふうに思うところであります。

なお、高齢者施設あるいは学校での集団感染の対策については、何をおいても定期的に検査を実施することではないでしょうか。高齢者施設の職員、小・中学校の先生方、さらにはエッセンシャルワーカーと呼ばれる皆さんのPCR検査もしくは抗原検査を定期的を実施する体制を整えるべきかと考えますが、そのための準備は進んでいるでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、検査体制でございますが、先ほど議員の質問に答弁いたしましたとおり、県で行っております無料の検査、あるいは県から役場、小・中学校に配布されました抗原検査キットを活用した検査、また、高齢者施設等におきましては、施設の従業員等を対象に自主的に行う検査に対する費用の助成を行っておりますけれども、定期的に検査を実施する体制というものは、現在のところまだ進んでございませんということです。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 私は、村の主導でそうしたところの定期検査を実施しているということが何よりも大事だというふうに思いますので、要望を申し上げておきます。

さて、第6波に突入以降も村内での感染者数はごく僅かに抑えられて推移をしてまいりました。村行政の日夜を分かたぬ多大な御努力、また、村民の協力ゆえのことと感謝をし、敬意を申し上げます。

とはいえ、今後感染者が多発することも十分考えられるところです。この間の陽性者、濃厚接触者に対する支援はどのように行われていたのでしょうか。さきの12月議会では、自宅療養者に対して、県からの要請があれば村として対応することもあり得るといふ御答弁でしたけれども、この間、県からの要請はあったのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 自宅療養している方等の支援につきましては、現在、県で設置しております健康観察センターのほうで健康相談、あるいは日常生活品の提供等の支援をワンストップで行っております。

また、市町村におきましても、支援が必要な場合には保健所のほうから情報等がきまして、支援を実施するという流れになっておりますけれども、現在までのところ保健所等から村に支援の要請があったケースはございませんけれども、もし今後、支援要請等があった場合には保健所等関係機関と連携し、必要な支援を行いたいというふうを考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 上田市では、既に県からの要請に基づいて、自宅療養者に必要なものを届けたということを知っております。今のお話ですと、青木村も県からの要請があればそれができるという体制が整っているというふうに理解をいたしました。

血中酸素飽和度計、パルスオキシメーター、これは自宅療養者に県から漏れなく配布されているのでしょうか。併せて、自宅療養者の医療ケア、今のお話ですと県が主導でということですが、一番身近なところは村でいえば診療所かと思っておりますけれども、そういったところ連携というのはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 保健所のほうで、具体的に濃厚接触、陽性者等に対する支援を具体的にどのような形で行っているかは認識しておりませんが、議員御指摘のように、例えば診療所のほう等で、かかりつけ医等で対応しているケースがあれば、対応をしていただく必要もあるかなというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 要介護者と同居する介護士さんが陽性となった場合の対応を心配する声が多く聞かれます。各家庭の実状については、保健所よりもやはり村内、包括支援センターのほうで日常的に把握していると思っておりますけれども、そうした場合には村の行政が介入することが可能になるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 地域包括支援センターは、いわゆる介護保険法上の指定居宅サービス事業所じゃなく、介護の専門支援職員等が配置されているわけではございませんので、直接支援を行うということはなかなか難しいかと思えますけれども、もしそのようなケースが生じた場合には、県の保健所、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、サービス提供事業者等と連携の上、地域包括支援センターもそういった検討の場に入って、対応を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 今の御答弁をお聞きすると、安心感を覚えるところが多々あるわけですが、そうしたことが住民にはなかなか伝わっていないという現状のような気がします。こういう場合はこうなるんだからというふうな安心感を持てるような情報発信をしていただければありがたいなというふうに思うところです。

さて、陽性者の具体的な状況が村民に届きにくくなっております。第5波までは、県のプレスリリースに陽性者の事例が個別に掲載され、住所地、年代、職業、発症日、症状、陽性確認日、措置状況まで把握できるようになっておりました。

第6波に入ってから、症状や措置状況が見えなくなりました。さらに、1月26日からは自治体ごとの陽性者数しか発表されなくなりました。個別状況についての発表は4日遅れとなっています。しかも措置状況は不明なままです。入院されたのか、宿泊療養施設に入られたのか、自宅療養されているのか一切不明です。情報が伏せられるようになったのはなぜか教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、陽性となった方の情報につきましては、議員御指摘のように発表日当日におきましては、市町村ごとの人数のみの発表でありまして、4日後には市町村名、性別、年代等の情報が公表されています。これは、1月26日以降の対応というふうに認識しております。

これは、現在の第6波における陽性者数が第5波までと比べまして、比較にならないほどの人数が出ております。具体的には、1週間の合計になりますけれども、昨年4月以降で一番多かった週は、昨年8月の第4週ですけれども、約880人ぐらいでしたけれども、1月下旬からは1週間の合計が県全体で3,000人から4,000人程度になっておきまして、1日当たりの人数も現在、県全体で300人から400人、昨日公表分につきましても447名というふう



に非常に多くなっており、陽性者の感染経路等の個別の情報を整理するために日数がかかっているものというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） そうした県の状況、お忙しいということについては理解をするところでありまして、村内の感染状況について村民に伝えられるのは、マスメディアの報道並びに村からの情報では防災メールによる発表のみとなりました。1月26日以降、即座に把握できるのは陽性者の人数だけです。年代、職業の把握ができるのは4日後、即応性はありません。子供さんのいる御家庭では、お子さんを通してどここのクラスが学級閉鎖になった、誰々さんが欠席しているといった憶測を呼ぶ情報が流れ、村民は戦々恐々とするのみです。

現在は、誰が感染してもおかしくない状況です。人権擁護の観点を踏まえつつも感染拡大リスクを抑えるための情報もある程度発することが必要ではないでしょうか。村のお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在の第6波の日々の感染者数は先ほど申し上げたとおりですけれども、こういった人数を見る限りはある程度公表時期が数日後になるというふうになっているのは仕方ないかというふうに思っております。

ただ、4日後には詳細情報が公表されておりますし、1週間分をまとめまして圏域別の陽性者数、年代別、圏域別の感染速度、感染経路の割合等が翌週の月曜日には前の日の1週間分をまとめて公表されていること等から、必要な情報については、ちょっと以前より比べますと遅れているという事実はあるんですけれども、必要な情報は提供されているんじゃないかというふうに認識しております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 村の対応で、現在もそのようにしていただいているわけですが、感染リスクが広まらないということを第一に考えて、情報発信をその都度、適切な情報発信をしていただければというふうに思います。

最後に、5歳から11歳のワクチン接種についてお尋ねをします。

東御市では、今月3日に接種券を発送し、12日から接種開始、長和町でも9日から15日に予約を受け付けて、17日から接種を開始というふうに報道されております。

青木村の接種はどのように進められるのでしょうか。先日の全員協議会では、1日以降行

われる18歳以上の未接種者への診療所での個別接種がある程度完了してから実施する旨の説明がございました。ワクチン確保の状況、接種券の発送、予約方法、接種の進め方等、さらに詳しく御説明いただければありがたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 5歳から11歳の方のワクチン接種につきましては、この3月から、まず信州大学附属病院及び県立こども病院で基礎疾患のある方を対象に始まったところでございます。

また、青木村におきましては、現在18歳以上の3回目のワクチン接種の集団接種は終了いたしますけれども、それに続きまして、青木の診療所のほうで個別接種をしているところがございます。

ですので、まずはこの3回目のワクチン接種を優先的に実施してまいりたいというふうに考えております。そして、3回目の接種がある程度見通しがついたところで、5歳から11歳のワクチン接種についての実施に向けた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

実施機関につきましては、集団接種ということではなくて、青木診療所のほうで個別接種で対応していきたいというふうに考えておりますけれども、2回目の接種がまだ9月から10月に終了した方が約400人ほどおります。こういった方々は、この3月から4月末にかけて6か月が経過するというようになっておりますので、まずはこういった方たちの3回目の接種を優先的に進めていきたいというふうに考えております。また、ワクチンにつきましては、3月末までに90回分のワクチンが確保される予定です。4月以降につきましても、順次、県のほうから配布をされる予定でございます。

接種券の送付につきましては、3回目の接種までは対象者全員にまず接種券を送付するという方法で行ってまいりますけれども、5歳から11歳の方の接種につきましては、まずは対象の方に接種の案内の通知を送付し、接種を希望する方につきましては、村のコールセンターのほうに予約をしていただいて、予約をしていただいた方に接種券を送るというような方法で行いたいというふうに現在考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 具体的に、いつくらいから始められるというふうなことは言える段階ではないということでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほど申し上げましたように、2回目の接種を9月、10月に行った方が4月末頃にちょうど6か月が経過するということがありますので、それ以降になってしまう可能性もありますけれども、今の段階といたしまして、広域接種といたしまして、例えば青木村ではなくて上田市のほうで接種を開始したら上田市のほうで対応してもらえないかというような要望を県の振興局のほうにはしているところでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 5歳から11歳のワクチン接種については、大人の接種以上に保護者の間にためらいが生まれております。村として、どのような姿勢でこの事業に当たるのかお聞かせいただければと思います。また、接種判断に当たって、保護者の相談に乗り、適切なアドバイスをしていただけるような部署はどこになるのでしょうか。コールセンターのような専門の相談部署を設置するような予定はございますか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 5歳から11歳の方の接種につきましては、専門家の間でもいろいろな意見があるというふうには認識しております。ですので、国といたしましても努力義務というものは課してございません。ですので、あくまでも、これは今までの3回目の接種もそうなんですけれども、基本的には希望する方に対して接種をするというスタンスでございます。

特に5歳から11歳の方につきましては、なかなか本人の判断が難しいということもございますので、その御両親なり親族等のほうで決めていただくということが必要になってくると思いますけれども、村のほうでコールセンターのほうに、例えば相談等いただければ、当然答えられる範囲内であれば答えることができますし、もし答えられないということであれば、例えば県の相談センターなりを案内するというような対応を取ることになるかというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございました。

以上、3点にわたりました私の一般質問、終わらせていただきます。

○議長（金井とも子君） 5番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで、暫時休憩を取ります。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（金井とも子君） 続いて、8番、宮下壽章議員の登壇を願います。

宮下議員。

〔8番 宮下壽章君 登壇〕

○8番（宮下壽章君） 8番、宮下壽章です。

通告に基づきまして、1問、アフターコロナと青木村のこれからの展望について、一括で質問いたします。村長、教育長、担当課長より御答弁をお願いいたします。

アフターコロナとこれからの展望について、分けてお聞きいたします。

最初にアフターコロナについてでございますが、一昨年春の地域の例大祭の折、宮司さんと懇談しているさなかの話ですが、神社の記録の中で、千何百年の間にペストとかスペイン風邪というような疫病に見舞われたことが30回ほど記録されているとのこと。そして、主に終息を迎えるまでに3年から5年ほどかかっていたそうです。

現在、世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症も、発生確認されてから3年目とになってしまいました。そして、衰えを見せるどころか、新しい波を迎えるごとに感染者数も増えております。行政面といたしまして、各家庭や事業者への支援はされておりますが、現在第6波の主流となっておりますオミクロン株の、当初は軽症と言われておりましたが、高齢者を主体としまして亡くなる方も増加しております。現在は高止まりとなっている状態にありますが、1日も早く終息して、元の生活に戻れますよう願っているところでございます。

この2年余りの間、多くの皆さんが影響を受けました。そして、この困難から立ち直っていくことも必要と思います。

そこでそれぞれの立場でどのようにお考えになっておりますかお聞きいたします。

最初に、1点目でございますが、子供たちについて教育長にお伺いいたします。

私は70年余り生きてきておりますので、戦後の苦難も経験しております。大人とは違い、成長期にある子供たちに与える新型コロナウイルスの影響は、大変心配しております。

授業の変化、運動会や修学旅行をはじめ、行事が行えない、オーストラリアなどの交流をはじめ、人との交流制限、マスクによる人の表情が見えないなど、多くの苦難を強いられております。人間の一生の中で、成長期の子供たちにとっては大きな負荷となっております。

当村では、成人式もやりくりをした中で執り行うことができましたが、本来のように多くの皆さんからの祝福や盛大な祝賀会などをしてやれないことには心が痛みます。

この失われたブランクを取り戻していかなければならないと考えますが、保育園、小学校、中学校をはじめ、教育関係についてのお考えをお聞きいたします。

次に、2問目になりますが、商工業者では、特に観光業、飲食業にかかわる皆さんが大きな打撃を受けていると思います。それぞれの支援はいただいておりますが、お客さんが来てくれないことには事業として成り立ちません。私たちもNPOとして、子供たちの体験学習と村への誘客活動として活動してまいりましたが、全くできなくなり、解散せざるを得ませんでした。旅館業の皆さん、飲食業の皆さんの現状はどのような状態にあるのでしょうか。

とりあえずこれでお答えいただければありがたいと思いますが。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 行事が縮小されたり、中止になったり、給食は友達と話さないで食べなさい等々、子供たちにも過酷な生活をお願いしていると認識しております。

特に、青木村の特色の一つである社会力育成事業が大きな打撃を受けております。

通学合宿ができない、児童センターの水曜クラブや中学校のアイリスセミナーができない、長泉サマーキャンプが中止と、そんな中で可能な限り感染防止に配慮して、修学旅行や運動会、文化祭等の行事は行ってまいりました。大学生の企画もできるところは行ってあります。

一方で、コロナ禍を生きる対応の中で、新たな変革も生まれてきています。小・中学校ともに、子供たちが話し合っ行き先を決めた修学旅行、GIGAスクール構想によるICTの活用、特に生徒同士が各自のタブレットを使って生徒会活動を行ったり、プレゼンテーションの案を作成したりと子供たちに決定を任せたことで、大人が考える以上の力を発揮しました。

数年前に世界で語られていたことがあります。それは、2010年に入学したアメリカの小学生在社会に出るときに6割の仕事はなくなっているという衝撃的な予想でした。

実際に、現在、窓口業務がATMに代わり、店での販売がネットショッピングになり、ユ

一チューバーという新たな職業が生まれてきています。コロナによってその変化は一層加速しているように思えます。これからの子供たちには、自ら社会を切り開いていく力求められていると考えています。変革をピンチとして捉えるだけではなくて、チャンスとして捉え、自分たちで想像し、工夫していく力を育てていく必要があるなど考えているところであります。

コロナ禍にあっても、学力は保証しながらICTを自在に活用し課題解決ができるような子供たちを育てていくことが重要であると認識しております。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 2番目の観光業、飲食業に関わる点についてでございます。

議員おっしゃられた中でも、NPOということでもございました。NPO法人信州ええっこ村というふうに理解しておりますが、地域で暮らす人々が国内外の子供たちの皆さんを受け入れていただき、青木村のよさなどを学び、また、交流を深め、地域の活力となる事業を展開していただけることに対しまして大変感謝を申し上げるところでございます。

コロナの影響は、終わりの見えない中、飲食業などの事業者さんも大変苦慮しており、回復の兆しが見えた中で幾度となくコロナの感染拡大があり、コロナ前の状況にはまだ及ばない状況と伺っております。国、県、村でもでき得る限り支援をしておりますが、今後も情報を得ながら検討してまいります。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 次に、これからの展望についてお伺いいたしますが、村では、第6次青木村長期振興計画を策定中ですが、日頃より、これからの青木村はどうなっていくのかと思っていることが幾つかありますので、それについてお聞きいたします。

最初に、農業についてでございます。2点伺います。

農地所有者の耕作放棄等でございますが、田んぼ、畑を所有はしているものの、作付等が行われず放棄された田畑、また、受託組合や担い手の皆さんに委託されているケースが現状です。米価の低迷も含め、収益面で生活していくための収入につながっていないことも影響していると考えます。

農村としての青木村の農業を保持していくために、どのように考えていますでしょうか。

2点目で、農協の業務縮小による影響は、指導体制、農業資材、燃料、生活用品等でございますが、農家の減少から農協の経営も多難であることは十分承知しておりますが、業務縮

小による村内での影響はどのように考えていますでしょうか。

次に、林業について2点伺います。

青木村の80%を占める森林ですが、農地荒廃同様、手入れのされていない森林となっています。これまでは各地区ごとの山林作業が行われてまいりましたが、近年は、作業中の事故や森林作業を知らない世代のために行っている区が少ないと感じています。

長野県として独自に行ってまいりました森林整備のための県民1人当たり500円の森林税も、現在は国が行っておりますが、先日の報道によりますと、50%が使われていないとのことで、基金に積み立てられているとのことでした。

現在、我が区の中でヒノキ林の伐採が進められております。しかし、伐採後の植林費用が、獣害による対策もあり、木材販売総額の70%ほどかかるという見積りから不透明な状態にあります。

二酸化炭素を吸収し酸素を供給する、また、下流地域の治水もある森林育成をするためにも、森林整備を進めていただきたいと思います。

長期振興計画の中でも、林業基盤づくり、経営体制の強化、森林資源の利用促進、地域生産材の利用促進というふうに記載しております。

村松地区での共有林組合有志による活動報道がなされておりました。近年、農地同様、里山が手入れもされず放置され、獣害のもととなっております。こういった取組は大変素晴らしいものと思います。各地でもこのようなグループができて、活躍いただけたらと願っております。

私たちが炭焼きに加わりまして、現在、雑木林の伐採をし、薪としての作業もしています。最近の燃料用灯油の値上がりもあり、薪ストーブの利用者が増加しており、薪の依頼も多くなってきております。村の80%を占める森林の活用と保全についての考え方はどのようになっておりますでしょうか。

次に、化石燃料による脱炭素や太陽光発電に伴う諸問題が、当村を含め、各地で起きております。カーボンニュートラルについての考え方はいかがなものでしょうか。

次に、過疎対策、空き家対策、独身者用住宅についてお聞きいたします。

杓掛議員とダブる部分もありますので、お答えのほうは、その点は省略させていただいて結構でございます。

第1問目ですが、村内各地区に、特に山間部に空き家が多く見られます。移住促進として活用ができないものなのか、また、持ち主の多くは、古い家財が残っていて片づけなければ

ならないという、処分に係る費用補填はできないものでしょうか。

次に、2問目ですが、企業誘致で竹内製作所さんの工場建設が着工しております。独身従業員、また、都市部からのリモートワーク等で移住される方等の個人向け住宅を造ったらどうでしょうか。これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私から2点について答弁をさせていただきます。

まず1点目は、農協の業務縮小に伴う影響についてでございますが、青木村の農業の発展とその歴史を見ますと、JAの役割というのは、農家とか農民への営農指導あるいは生活指導というようなことで、行政とJAが一体となって農家の経営支援に果たしてきた役割は大変大きかったというふうに思っております。

今回のJAの経営改革は、従来収益の柱でございました信用及び共済事業が、景気の低迷とか、あるいはマイナス金利等により利益が上げにくくなっておりまして、営農指導事業等の経済事業の赤字を管理費の圧縮でカバーできなくなったことに起因するというふうに思っております。

青木支所はこれまで、給油所、Aコープ、農協の子会社に委託するあるいは事業管理費の削減と農家組合員へのサービスの向上に、そういう中では努めてきていただいたと思います。

改革のデメリットとして懸念されますのは、営農指導員とJAが遠くなること、それから、農家組合員との関係が希薄となること、あるいは、サービスの低下につながらないかということをご心配しているところでございます。

JAでは、これからの対策といたしまして、職員の人材育成、専門性の発揮をするための研修の充実、訪問活動の活性化、それから組合員の声を反映した、選ばれるJAを目指すというふうに伺っております。

村といたしましても、JAがこれからも青木村の農業、あるいは農村の振興の最大のパートナーとして農家の組合員の立場に立った改革が効果を発揮するよう、注視するとともに、サービスの低下にならないよう、引き続きJAと連携と協力をしていきたいと考えております。

それから2点目、カーボンニュートラルの考え方についてでございます。

温室効果ガスの排出量はできるだけ削減し、削減できなかった効果ガスについては吸収または除去するというので、実質的にゼロにするというふうに理解しております。

気候変動による深刻な影響を考えたときに、全世界を挙げて取り組む緊急の課題でありま



す。

対策といたしましては、省エネルギーの徹底、植林の推進、山の活用、自然エネルギーの活用、資源循環の高度化などがあります。

今、私ども行政としても、たくさんやっておるわけでごさいます、時間の関係で全て申し上げられませんが、幾つか例示を紹介いたしますと、LEDの外灯にすること、それから電気自動車スタンドの設置、住宅の屋根あるいは工場、公共施設の太陽光の発電、あるいは家庭用の発電蓄電池の導入の費用の補助、それから、役場公用車の電動化、デマンドバスの運用、防災・減災事業、再生資源の活用、水道の漏水対策、鳥獣被害の軽減、竹チップの生産と活用、大規模農家への支援、赤外線で蕎麦の乾燥をする、それから、木質ペレット、薪ストーブなど、木質バイオマスの熱利用、山林の保全、人工林の手入れ、炭焼き、公演の整備、道の駅青木店の地産地消、温泉の施設の利用、外来植物の駆除、ごみの削減。

こういったことをたくさんやって、今の運動につなげていきたいというふうに思っております。ただいま策定中の10か年計画の中でも最重要課題の一つとして取り組んでいるところでございます。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私から2点について答弁させていただきます。

まず、村の農業を保持していくためにどのように考えるかという御質問でございます。

まず、現状の認識といたしまして、村の第6次青木村長期振興計画の説明のために開催した12地区での集落懇談会の中でも、複数の会場で議員の御指摘と同じように、荒廃農地対策の必要性を懸念する村民からの声もお聞きをしております。

この計画を実現するためには、荒廃地対策にしっかりと取り組み、基幹産業である農業を保持していくことが大切であると認識しております。

耕作放棄地の現状、ちょっと古いんですが、2015年農林業センサスでは、村の耕作放棄地の免責は78ヘクタール、耕作放棄地率が24.9%、県の19.4%、全国の10.9%よりも高い数字であります。特に、多くの畑地については、かつての桑園地帯が山の際まで広がっていましたが、養蚕業の衰退に伴い、特に山沿いの原野化が進行したものと捉えております。

耕作放棄地の発生要因としては幾つかあるかと思いますが、高齢化、労働力不足、また、傾斜地等で土地条件が悪い、野生鳥獣被害、基盤整備が未整備、道路条件が悪い、農産物価格の低迷、自給農家、土地持ち非農家の増加など、複合的な要因が絡んでいるものと認識しております。

こうした中、村では耕作放棄地解消対策として、中山間地直接支払交付金、多面的機能支払交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、野生鳥獣柵設置事業、農機レンタル事業など、担い手の皆さん、また、地元の皆さんの御協力をいただきながら取り組んでまいりました。

中でも、蕎麦タチアカネによる畑地へは、村外からの参入企業によって耕作放棄地の解消につながっているものと思っております。

また、令和4年度予算に計上させていただきました新たな施策としまして、荒廃農地を解消するための遊休荒廃農地対策事業補助金を新設、また、受け手と担い手の皆さんが課題としておられる畦畔の草刈りを支援するため、スマート農業推進の一環としてラジコン草刈りの導入を予算案としてお願いをしております。

今後どのように村の農業を保持するかについてでございますが、水田地帯は、中心的担い手なる機械産業受託組合、代表稲作農家の作業が効率化するように、今後法定化される人・農地プランに基づいて、中心的な担い手農家が現在どこの農地を耕作しているのか、また、売りたい・貸したい農地、後継者がいない農地、耕作放棄地などを図面化し、中心経営体利用集積に取り組み、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

畑作地帯では、特に耕作放棄地解消の有効な作物である蕎麦タチアカネの増収対策を、上田農業農村支援センター、JA等と協力しながら取り組んでまいります。

また、道の駅あおき農産物直売所の活動支援として、直売所での出荷農家の栽培技術レベルの向上を支援してまいりたいと考えております。

農地を保持していくために特効薬はなく、これまで申しあげました取り組みを進めながら、地権者や担い手の皆さんの御意向を踏まえ、必要に応じて国や県の交付金も活用しながら、関係機関が一丸となって対応してまいりたいと考えております。

村の80%を占める森林の活用と保全についての考えという御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、最近では、地区の有志の皆様による活動が新聞等で取り上げられるように、地区等の山林整備を行いながら薪の調達等を行っているグループもございます。このようなグループが、各地区単位で展開され活動いただけるようになれば、山林資源を有効に活用しながら森林整備を図れる循環サイクルができ、持続的に維持管理を行うことが可能となります。そのほかにも、移住者の皆さんが主な構成メンバーの団体もおりまして、河川整備目的で河川内の流木除去活動をし、その材を薪材に活用されておられるというお話もいただいております。さらなる薪材調達のため、御相談もいただいている状況でございます。

私有林、区有林を薪材の調達圃場として調整ができれば、さらに村内で活動する団体が増

え、より一層森林整備が進むものと考えております。

こうした取組を後押しするため、県や村の補助金等の情報を提供し、また活用いただきながら、地元有志の方々が施業するための支援を行ってまいりたいと考えております。

村でも、令和4年度当初予算の中で、地球温暖化対策や再生可能エネルギーへの関心が高まり、近隣市町村でも木質バイオマス燃料とするストーブの普及が進んでいることから、木質バイオマスストーブ、薪ストーブ、ペレットストーブの利用を促進するため、購入経費の一部を補助するための予算を計上させていただいております。

森林が持つ多面的な機能である植物種、菌類等の生物多様性の保全、二酸化炭素吸収等の地球温暖化緩和につながる地球環境保全、土砂災害防止土壌保全機能、水源涵養機能、物質生産機能等々を維持、保全していくことは、後世に残していかなければならない現役世代の責務であると考えておりまして、引き続き森林整備を進めてまいります。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 5点目の御質問の中の、まず1つでございます。

空き家対策の関係でございます。

移住、空き家の問合せも近年増加しております。空き家バンクへの登録件数も増えております。移住促進のため、空き家の活用は重要でもあり、家財が残っていても空き家バンクへの登録は相談の上可能として対応しておりますので、家主の方にも丁寧な対応をしております。

空き家につきましては、今後も増える状況と見られますが、廃棄等に係る補助につきましては、村の財政状況が厳しいために、補助制度は現状考えておりません。

また、2点目でございます。

独身従業員等の住宅についてでございます。

個人向けの住宅建設につきましては、村の財政状況では、単独では厳しいところでございますので、今後、社宅、社員寮、民間の協力で住宅施策が進められるのか、研究してまいります。

また、空き家情報を必要とする希望者が増加しておりますので、賃貸物件の確保を進めてまいります。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮下壽章議員。

○8番（宮下壽章君） ありがとうございます。

以上で、私の質問は終了いたしますが、コロナによる打撃に加え、現在の食料品、ガソリン、灯油などの燃料等が高騰となっております。また、そこに加えて、今、報道されておりますロシアによるウクライナ侵攻に伴う影響がそこに加わってきております。各家庭の経済が逼迫されていることが大変心配でございます。困窮者支援等に手厚い対策をお願い申し上げます、私の質問を終了させていただきます。

○議長（金井とも子君） 8番、宮下壽章議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（金井とも子君） 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林幸一議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私は、さきに通告をいたしました大項目の2点について、各項目ごと、小項目で質問してまいります。御回答のほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症のこのような状況下、長きにわたり最前線で御尽力をいただいています医療従事者の皆様、感染拡大防止対策の先頭に立ち、奮闘されています村長はじめ村行政職員の皆様、また、御協力いただいています青木村の全事業所の皆様に対しまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

それではまず、大項目1、職員の定年延長について質問してまいります。

国家公務員の定年を65歳へ引き上げる改正国家公務員法が、令和3年6月4日、参議院本会議で可決成立いたしました。現在、60歳を、令和5年度から令和13年度までに、2年ごとに1歳ずつ引上げ、定年年齢を65歳にするということです。

若年人口が減る状況で、知識や経験を持つ職員により長く現役で働いていただく、また社会保障制度の維持や消費の担い手の確保に役立てる、そういう狙いがあるというふうに思います。

あわせて、地方自治体で国に準じた措置を取る、このために規定を盛り込んだ改正地方公務員法は全会一致で可決成立いたしました。少子化が進む中、意思と能力のある高齢者に働き続けてもらうことは、社会保障の維持や労働力の確保のためにも大変重要であります。

公務員の定年延長自体は時代の要請にかないませんが、年齢構成が逆ピラミッド型になり、中堅、若手にしわ寄せが行かないよう、働き方改革を同時に進めることが重要であります。民間企業では8年前から高齢者雇用安定法で希望する社員を65歳まで雇い続ける義務が課せられました。ただ、再雇用制度の導入にとどまり、定年の延長や撤廃にまで踏み切る企業は多くはありません。公務員主導で定年延長が社会に定着することを期待する一方、官優遇と捉える人もいるだろうと思います。コロナ禍の今、なおさらだと思います。

今回の法改正では、60歳で原則として管理職から外す役職定年制を導入します。その狙いは、若い世代のポストが限られ、管理職の年齢が上がれば、組織の活力が失われかねないという判断があります。

一方、公務の運営に大きな支障が生じる場合は、引き続き管理職を担える特例を設けてとしています。また、フルタイムでなく、希望する短時間勤務を選べる仕組みも取り入れ、多様な働き方を認め、継続して勤務しやすい環境を整えるとしています。

60歳を超えた職員の給与は、当面直前の7割程度に抑えとし、賃金の急激な落ち込みを緩和するとしています。また、人事評価の仕組みも改定し、より能力や実績に基づいて評価をし、給与に反映するとしています。

地方公務員の定年年齢引上げについては、国家公務員制度に準ずることになりますが、地方自治体の事情に沿った制度設計をしなければならないと思います。

定年年齢については、令和5年から2年に1歳ずつ、段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳になります。定年引上げに、任命権者は当分の間、職員の意思確認をすることが法律の附則で定められています。

青木村は、人口1万人当たり職員数で、人口5,000人未満町村で、全国順位で2番目に少ない村であります。現在の青木村は質の高い住民福祉サービス、それから各プロジェクト事業推進を少数精鋭の職員で賄っていると言えます。

こうした業務に奮闘されている職員に深く敬意と感謝をするところです。

この改正は、これらの負荷軽減改善の一助になると考えます。今回の法改正では、本村の現行の定年制度や再雇用制度を大きく改正しなければならない点が幾つか発生します。法律の施行が令和5年度からですから、本年度該当する条件を改正すると思います。

そこで、職員の定年延長の基本的な方針について、小項目で質問してまいります。

役職定年制の導入についてであります。

役職定年制の導入の目的は、組織の新陳代謝をし、組織活力を維持するため、役職定年の

対象範囲を管理職手当の支給対象職員としています。

本村の制度では、退職者の最上位役職は基本的に課長としています。課長は現在の管理職手当の支給される職員ですので、今後は管理職としての課長に任命できません。

本村の見解をお伺いいたします。

また、法律の不遡及の原則から、現在の退職後の課長級の職員に対しては現状の職位とすべきと思いますが、併せて考えをお尋ねいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 職員の定年の引上げにつきましては、令和5年4月の施行に向けて、現在制度設計を行っているところでございまして、条例の整備等はこれからの事項となっております。

制度全体の考え方は、御質問の中にありましたけれども、国家公務員に準じて地方公務員の制度を整えていくというのが基本的な方向でございます。

お尋ねの管理監督職の勤務上限年齢につきましては、国においては、御指摘のとおり、例外措置は設けるものの管理監督職の勤務上限年齢を60歳としておりますので、本村においても同様に制度を整えていくことになると思っております。

管理監督職をどの職までの範囲とするかという具体的な事項については、今後、本村に合った制度設計の中で考えてまいりたいと考えております。

もう一点の退職後の課長級の職員に対して現状の職位とすべきという御質問でございましたけれども、定年引上げに係る改正後の地方公務員法の施行が令和5年4月1日となっております。条例で定める事項の施行も同日からと、令和5年4月1日を予定しておりますので、遡及すべきものはないというふうに認識をしております。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。

○3番（平林幸一君） 承知しました。

続いて、小項目2、定年引上げに伴う給与に関する措置についてをお尋ねしてまいります。

定年引上げに伴い、給与については条例規則の改正が必要になります。給与制度については、地方公務員法第24条第22項に基づき国家公務員の給与制度を基本として定めることが求められています。

現行の定年60歳を越える職員の給与月額は、当分の間、現行の定年に達した日、その職員の受ける給与月額に100分の70を乗じて得た額とすることとされています。現行の退職再任用の職員と新制度での差の発生をするかなど、制度の内容と課題についてお尋ねをいたしま

す。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 定年引上げ後と現行の再任用制度の関係についてでございますけれども、定年引上げ前の再任用職員は、今現状ですけれども、一度退職をした上で、再任用に当たって職務の内容に応じて新たに職務の級が決定されることとなります。また、再任用時の職務の級については、実情に応じて各地方公共団体において決定されることとなりますけれども、退職時の職務の級よりも低く、現状もですね、低く設定されることが一般的でございます。本村もそのような運用をしているところでございます。

また、定年引上げ後の60歳超の職員は、定年時の給与から、今御指摘のとおり、7割水準となるわけですけれども、定年引上げ前の再任用職員と、試算をしたところ、ベースはおおむね同水準になるかなというふうに考えております。

しかし、勤務形態が、再任用職員は短時間勤務、また、60歳超の職員はフルタイムの勤務、希望がそこで発生するわけですけれども、希望すればフルタイムの勤務となりますので、そこでその給与月額に若干差が生じ得る可能性はあります。

新たな制度のもとに、今、御指摘のとおり、60歳超の職員が能力、経験をより本格的に活用できる職務に従事するという整理することになるというふうに思っております。

いずれにしても、これから具体的な制度設計とかに入りますので、職員間に著しい、そういった不均衡が生じないよう配慮してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。

○3番（平林幸一君） 今の御答弁で、差が生じないよう、不利益が生じないよう、ぜひ考慮した制度にしていただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、小項目3、定年引上げに伴う退職手当に関する措置についてお伺いをしてまいります。

退職手当は、地方公務員法第24条第2項に基づき、国家公務員の制度に準ずるとされており、総務省は国家公務員退職手当法に準じて、職員の退職手当に関する条例案を示し、各自治体が退職手当条例を準備、整備しています。

定年延長に伴い退職手当の支給日が変更されるのか、また、定年退職者へ支払う退職手当の支給額が減額されるなど、不利益が生じないかをお尋ねいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今、長野県内の市町村職員の退職手当につきましては、町村

職員ですね、安曇野市も一部入っておりますけれども、町村職員の職員手当については、長野市町村総合事務組合という一部事務組合において事務が行われているところでございます。

国家公務員に準じた条例の整備等が行われるものと想定した場合、定年引上げに当たっては、基本的に60歳時点の俸給月額が最高額になるというふうに思われます。このピーク時の俸給月額を基礎とした60歳までの勤務期間の退職手当と、それから、7割俸給月額を基礎とした60歳から定年までの期間の退職手当が合わせて退職時に支給されることになるということでございます。

また、60歳以降、その者の非によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとなっております。このことは、定年引上げ前の定年年齢を越えて退職した場合に、定年引上げ前の定年で退職する場合に比べて不利益にならないようにするものでございまして、退職者にとって不利益が生じるということはないものというふうに認識をしております。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。

○3番（平林幸一君） ただいまの御答弁で、現行制度から待遇内容が後退をしないというふうに確認できました。そうした制度にぜひお願いをしたいというふうに思います。

続いて、小項目4としまして、役職定年者の職場配置についてお伺いをしてまいります。

役職定年の導入により、かつての上司が部下になるという状況が、これまで以上に広く出てくることとなります。本人のモチベーションや職場の人間関係に支障が出るおそれがあります。このため、役職定年後の職員の配置、それから職務内容についてあらかじめ検討しておく必要があると思います。

今までの経験から課題も把握しているというふうに思います。考え方をお尋ねいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 現在も、任用の形態は異なりますけれども、管理職であった者が再任用短時間勤務職員として非管理職職員と机を並べて業務を行っているというようなことはもう既に一般的な光景になりつつあります。少子高齢化が進む中であって、定年引上げは業務遂行のためのマンパワーとしての役割の一方で、技術や技能の伝承や経験に基づいた知見の発揮など、役割が期待されるところでございますので、職場の調和を図りつつ、有能な人材活用の方策を今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。



○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

まさに、本人のモチベーションが下がらず、また職場の人間関係に支障が出ないよう職員を尊重し配置、職務内容の配慮をお願いいたしたいというふうに思います。

続いて、今までの答弁にありましたが、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

令和5年度から定年引上げを実施するためには、本年度に関連条例を改正しなければならないということですが、定年年齢については、令和5年度から1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳になります。なお、その制度改始は令和5年度ですが、その年の61歳になる職員は既に、令和4年度末には退職しているため、令和5年度に61歳で退職する職員はいません。実際に61歳で定年退職する職員が出るのは、令和6年度になります。つまり、制度完成までの間は、1年おきに定年退職者が出ない年度が生じるということになります。

そこで、条例改正を含む今後のスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 御質問のとおり、令和5年4月から定年が段階的に引き上げられますので、令和4年度中には、本村の制度として確立をしなければならないというふうに考えております。

この2月末、ようやく人事院の規則が交付されたところでございます、制度設計や影響する例規の洗い出しに着手しているところでございますけれども、令和4年9月、遅くとも12月には関係条例を整備して、またお諮りをしていきたいというふうに考えております。

今後は、議員の御指摘のとおり、退職者が出ない年もあるわけでございますけれども、若年層とのバランスを考慮しつつ、中長期的な視点に立って職員採用等の計画と運用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

今もありましたが、少子化が進む中、意思と能力のある高齢者に働き続けてもらうことは、社会保障の維持や労働力の確保のためにも非常に重要です。

公務員の定年延長自体は、時代の要請にかないませんが、年齢構成が逆ピラミッド型になり、中堅、若手にしわ寄せが行かないよう、改めて申し添えたいというふうに思います。

冒頭申し上げましたが、民間企業では8年前から高齢者雇用安定法で、希望する社員を65歳まで雇い続ける義務が課せられていますが、現実には再雇用制度に伴い、定年の延長や廃止まで踏み切る企業は非常に少ないです。公務員主導で定年延長が社会に定着することを期待

する声がある一方、官優遇と捉える人もいると思います。コロナ禍で大変苦しんでいる人がたくさんいる中で、このことを思うことのないよう、今後も定年延長が村民にとって有意義であることを信じて、この大項目1の質問を終わります。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、大項目2の質問をしてみたいです。

青木峠新トンネル事業の取組について、お伺いをしてまいります。

松本地域と上小地域を結ぶ主管幹線道路、国道143号線の新トンネル事業は、松本、安曇野方面へのアクセスが飛躍的に上がることにより、村民の通勤通学圏になり、また、工場誘致、高度の医療が受けられる、あるいは、買い物が松本方面に広がる、単に道路を整備するだけにとどまらず、村民の生活が変わり、村の発展につながる大変重要な事業であります。

上田建設事務所で、青木側2.6キロ、2号トンネル。それから、松本建設事務所側、松本側ですけれども、1.1キロ、1号トンネルとして、令和3年度は地質調査の結果に基づき、トンネルの本体設計とあかりぶ道路の設計、猛禽類調査、水門調査が進められてきました。

平面線形、縦断線形、断面仕様として、トンネル幅員は9メートルと両側監査路0.75で、総幅員10.5メートルが決定され、設計が着々と進められています。

令和4年度は、換気非常用照明灯の設備設計、引き続き猛禽類調査、用地測量等が予定されていると承知をしております。

今の時点で、何年度完成、供用開始というのはまだ不明な状況と聞いておりますが、令和3年6月議会一般質問をし、そのお答えの中で、課題について、1つとして予算の確保、2として関係する地権者からの土地の提供、3としてトンネル掘削の残土の処理場の確保、4として地元の協力と挙げられました。

これも地元の皆さんは、この事業の成功のためには、課題解決をすることが必須であるということは十分理解をしております。この解決に向け、地元では、協力の提案として土地の提供、残土処分場候補地の選定等を準備し、新トンネルの一日も早い開通を願っているところです。

村は、この解決に向けて、事業の進捗に滞りがないよう進められているというふうに思いますが、そこで、小項目1として、事業進捗についてお尋ねをします。

先ほど来、既に質問者の杓掛議員のほうから質問がありましたところと重複するところの御回答を省略して回答をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 143の青木峠のバイパスにつきましては、地元の皆さんの大変な御協力によりまして、あるいは地権者の御協力によりまして、県において順調に調査、設計等が進められているというふうに考えております。

今年度、御質問にありましたような内容の実施設計を、今しているというふうに伺っております。特に隘路があつて遅れているということはないというふうに伺っております。

課題を4つ挙げていただきましたけれども、まさしく今でもそのとおりでございます。

幸いにしてトンネルは、他の道路工事を違ひまして、用地買収の幅延長が非常に短いわけでございます。今後、課題の中の一つであります用地買収を、来年度予算化していただきたいということを県にお願いしております。そういうような予算化ができましたら、地権者の方にも御協力いただいて1つのハードルをクリアしていきたいというふうに思っております。

地元の皆さんの御要望、大変強い要望をいただいて、大変うれしいところであります。今後、いよいよ具体化になる直前のいろいろ調査とかにつきましても御協力をいただいて、あるいは、工事用ヤードにつきましても、地元の皆さんの御協力をいただくこと多々あるかと思ひます。地元の入田沢区の皆さんには、このプロジェクトの実施に向けまして様々な面でお世話になりますが、よろしく議員にも御指導をいただき、地元をまとめていただいて、この事業の推進を図られるようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。

○3番（平林幸一君） 村長より御答弁、非常にありがとうございます。

本事業の重要課題であります予算の確保というのが、要請が図られ、滞りなく着々と進んでいるということが確認できました。本事業の成功に向けて、引き続き取組をお願いしたいというふうに思ひます。

続いて、本トンネルの小項目2としまして、残土処理についてお尋ねをしております。

地元では、村内で残土を要請する箇所へ、高低地盤の解消、荒廃農地の高低解消を集約化し優良農地化、それから修那羅峠のカーブの解消等の有効利用を提案したいと考えています。

一方で、掘削残土については、様々な懸念事項がございます。例えば、掘削残土に有害な重金属が含まれる場合、そのまま盛り土利用が困難、それから昨年発生の熱海土石流事故の盛り土施工にかかわる不安、それから、残土を運搬するダンプカーのルートにおける環境交通障害などがありますが、これらを解決、克服をして、この地元から出る掘削残土を有効に利用し、未来の地域の人々に有益な土地を残せる千載一遇のチャンスだというふうにも考え

て、地区はいます。

掘削残土の有効利用を具体化するための制約条件、それから課題は何かをお尋ねいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

この青木峠バイパスは約2,600メートル、それから約1,100メートルの2本のトンネルからなり、うち約2,600メートルの青木村側のトンネルが坑口となるため、この青木側トンネルの掘削残土の受入れが必要となります。トンネルの詳細設計が未完了のため、正確な土量というものはまだ判明しておりませんが、掘削土壌を運搬し締め固めた際の締固め土量というものはまだ公表されておりませんが、相当な量になるものということが想定されます。

この相当量発生するだろう残土の処理場及び有効活用については、県に要望しているところでございます。

上田建設事務所では、この残土を近隣の道路改良の盛土台として活用することを検討していると伺っております。

県の調査結果はまだ出ておりませんが、発生土の相当量がこの盛土台として使用できることになることを期待しております。

課題等につきましては、議員から御指摘のとおり、まず、掘削土の重金属含有の有無等がございしますが、上田建設事務所では、盛土の検討と合わせて、本年度調査中とお聞きをしております。その結果によりましては、流出対策が必要となる場合が考えられますが、そういった場合には、処分場所、処分方法等について、県、村また地元と十分に協議を図っていく必要があると考えております。

また、手続上の課題につきましては、静岡県熱海市の土石流災害を受けて、盛土規制を強化する宅地造成等規制法を盛土規制法に改称し、令和5年度に施行される見込みであります。この改正法の内容の精査、また、3,000立方メートル以上の土地の形質変更を行う場合も、県への届出の有無の必要性の確認、また、県が制定を検討している長野県盛土等による土砂災害防止に関する条例案に抵触しないか等の確認が挙げられます。これは、実施に当たりまして、事業者である長野県においてクリアし、また必要な手続を行うことになっております。

掘削土を運搬する際のルートや時間帯、運搬作業中の交通安全対策についても、地元との合意形成を図りながら進めてまいらなければならない課題だというふうに考えております。

議員のご質問の中にもありましたとおり、地元で残土の受入れも検討していただけるという、大変ありがたいお申出がありますので、また今後、そういった選定場所等を御紹介いただきながら、県とともに、村としても汗をかきながら対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林幸一議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

掘削残土の有効利用を具体化する方策について、今の課題について、それぞれの対策、対応、盛土でいえば、一番今不安な土石流をイメージするわけですけれども、盛土の県の条例、国の条例、そういうものを的確に、整合性を取れるような工事にさせていただいて、ぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

また、ほかの課題についても克服をし、この事業が滞りなく進み、新トンネルの一日も早い開通を期待し、大項目2の質問について終わります。

以上で、私の全質問を終了いたします。

御答弁いただいた村長はじめ、課長の皆さん、大変ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 3番、平林幸一議員の一般質問は終了しました。

ここで、昼食のための休憩を取ります。

1時15分までといたします。

よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時15分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（金井とも子君） 10番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴貞美議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） 議席番号10番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より、一問一答、一括方式にて答弁をお願いをいたします。

同僚議員の方からの質問と重なる部分がございますが、その点は御回答のほうでもよしにお諮りいただきたいと、このように思います。

私の質問は2点ございまして、1項目は令和4年度一般会計予算について、こちらは一問一答方式です。それから、2番目の活力ある村づくりに向けた取組について、こちらは一括方式にてお願いをしたいと思います。

質問事項の1番です。

令和4年度一般会計予算についてでございます。

この関係につきましては、令和3年度第4回定例議会の一般質問において、基本的な考え方、予算規模、青木村ふるさと応援寄附金等質問させていただきまして、ご回答をいただいております。

創意と工夫で最大限の効果を発揮し、社会保障への対応を図りながら、単に金額だけでなく内容を充実した予算と、こちらを標榜されてございます。

それでは、1についてです。6項目ございますが、そのうちの1点目ですが、今後の事業の実施予定で財政力から判断される投資的経費に対する考えをお聞きをいたします。ちなみに投資的経費、こちらにつきましては、支出の効果が施設などのストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費から成っております。ただいまのご回答をお願いをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 御指摘のとおり、本村は財政力の低さから財源を地方交付税に依存しているところが大きいわけございまして、加えて義務的経費、経常的経費が年々増加しておりまして、投資的経費に十分な財源を振り向けることが困難となってきた状況でございます。

そのような中であって、既存施設の長寿命化ですとか、新たな施設あるいは道路の整備等必要な投資は行っていかなければならないわけでございます。これまでもそうですけれども、事業の実施に当たりましては、その必要性や重要度、優先度等を勘案するなかで、補助金や

交付金の活用、それから有利な起債を充てるなど、その辺を第一に検討しておりまして、限られた財源の中で効果的な投資ができるように努力しているところでございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴貞美議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。

投資的経費が全体の何%かということはまだ事前にもお聞きしていなかったんですが、これ、よそでは大体6%くらいのところも実はございました。今じゃなくて結構なんですけど、後で結構ですが、投資経費がどのくらいになっているかとか、その数値をお願いしたいと思います。

2番目の項目に入りますが、村内の景気についてでございます。こちらにつきましては、8日の村長の御挨拶の中でございました内閣府月例経済白書です。それから、民間の企業の景気動向調査、こちら私も見ましたんですが、そういう今の経済白書等から見て、青木村における業種別から見て、あるいは法人住民税から見て青木村の景況がどうなるかどうかお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 業種別の景気的な状況というのは資料が手元にございませんで、村の状況については十分な把握はしてございませんですが、コロナの影響によりまして、やはり飲食業それから観光に係る業種については落ち込みがあるということでございます。ただ、工業関係とか製造業については、一概にそういうわけでもなくて、好調な部分もあると見受けております。

法人住民税から見てどうかというお話でございませんですが、令和2年度については落ち込みがかなりありました。3年度もさらに落ち込むというような予想もしていたわけですが、回復の兆しが若干見られております。

コロナ禍での予想は非常に難しいわけですが、既に令和3年の11月現在での調定額におきましては、前年比120%程度になっているところもありまして、令和4年度の見込みとしましては、さらなる回復も見込まれるということでもあります。

村の予算につきましては、県で使っている指標等参考にしながら見てはおりますけれども、コロナ前の令和元年度と同程度と予想しているところではあります。

○議長（金井とも子君） 居鶴貞美議員。

○10番（居鶴貞美君） 今、コロナということで、特にサービス業関係はかなり大変なようでございますが、見ますと建設業とか、製造業の方なんかも活発にやっているというところ

もございましたので、今お聞きをしたわけです。

それで法人住民税も、ただいま多田管理者のほうからも御回答いただいたんですが、今年度が1,092万9,000円になっております。去年が870万6,000円でしたから、220万円上乗せの予算とこのようになっております。

それでは、3つ目に入ります。

財政力指数が令和2年度で青木村は0.24です。0.3未満の自治体の評価、こちらにつきましては、財政力は弱く、産業発展から取り残された地方が多いと、このように言われております。それで調べましたら、平成21年度は0.27でございました。今から13年前です。それから、22年度は0.25です。それで、それ以降は0.22から0.24と推移してきております。それで、平成21年度が0.27でこの要因は私もちよっと分析してございませんが、13年前にそれだけの0.27と高い数字がありましたので、この年の何か要因があれば、これは0.3にも今後なっていくだろうと、それを期待しております。

それで、令和2年度の自主財源比率は23%ほどです。村税比率は14.1%、これ、近隣のデータの平均値みると22%くらいになっていると思います。この比率についても、残念ながら低位にございます。自主財源の確保に向けての対策ですが、財政力指数0.3の確保、これに向けてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 財政力指数は少し持ち直して0.24になりましたけれども、今まで0.22、0.23で推移していました。的確なデータありませんけれども、殿戸の採用があったころには少しよかったかなというふうに思っております。

自治体の財政の運営が健全に行われているかという判断につきましては、まず1つとして、収支の均衡が保たれているか、2つ目といたしまして、行政需要に対して弾力性があるか、3つ目として、適正な行政水準が確保できているかなどが主な要因でございます。

それを判断する指数は幾つかあるわけでありましてけれども、御質問にありましたように、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均が財政力指数というわけでございます。

御質問にありましたように、優良企業の誘致におきまして、村民税のうち法人税及び固定資産税による自主財源の増を今後も期待、確保をしていきたいと思っております。

企業ならどこでもいいというわけではなくて、青木村の、この環境になじむとともに法人の均等割だけではなくて、法人税を納税できる、課税できる会社であってほしいなというふ



うに思っています。

いずれにいたしましても、自治体の判断と責任で地域の政策を決められる財政力のある行財政運営を目指してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴貞美議員。

○10番（居鶴貞美君） 私も0.3にはもうじきなるんじゃないかという期待を持っております。村長の御努力によりまして、竹内製作所が来年竣工いたします。それで、それに伴う税制のメンターもろもろについて非常に期待されるところがございます。

それで先日、村長からいただいた資料で、市町村別人口一人当たりの工場出荷額と比較、青木村から下諏訪、辰野で、坂城町がございました。それで、市町村別人口一人当たりの税収比較と、この資料もいただいてございましたが、竹内製作所の本社がある坂城町、これを見ましても、青木村においてかなり期待できるかなと、この資料から見てもそのように感じております。

○議長（金井とも子君） 居鶴貞美議員。

○10番（居鶴貞美君） 4点目に入りますが、今後の企業誘致は、青木村が存続していくための手段として推進すべきと私は考えております。この関係につきましても、農地、農業との兼ね合いが考えられます。先ほども、御説明いただいた、これからの荒廃農地の増加とか、高齢化に伴う高齢者難という現状があります。その中で、竹内製作所に続く企業誘致、こちらについての考えをお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 分権型社会が進む中、持続される青木村の行財政運営が的確に行わなければなりません。青木村の人口ビジョン、そして、青木村まち・ひと・しごと総合戦略の中でも言われておりますように、村の財政力は大変厳しい状況というふうに思っております。

全国の市町村の平均が0.51、長野県のそれは0.4であります。そんな皆さんの多くの要望に対応しながら、この指数を上げていく特効薬はないわけでありまして、どうしても御質問にありましたように、この青木村のおかれているあるいは長野県の市町村にあっては、優良企業の誘致というのは不可欠であるというふうに思っております。

一方、村内の工場適地はイコール優良農地でありますので、周辺地域の皆さんの合意が当然必要でございます。

何よりも、企業が青木村へ来てくれるか。私は村長をさせて以来9年間、この企業誘致に相当時間とエネルギーを割いてまいりました。。バランスのとれた村内の土地利用の中で、

優良企業の誘致は税収の面だけではなくて、雇用とか、若者の定住とか多方面にわたって村の活性化には、御質問のとおり、私は不可欠だというふうに思っております。

今回の長期構想、計画の中のキャッチフレーズでございます、笑顔あふれる村づくりのためにも村の環境になじむ優良企業の誘致を図りまして、財政力の改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴貞美議員。

○10番（居鶴貞美君） 先ほども話ありましたんですが、やはり山洋電気青木工場がございました時に、あれ300人くらいでしたですか、雇用がありました。それで、現在も若干稼働しているんですかね、できたらあそこもフル活動できるような、また村長にもぜひ働きかけをいただければというふうにも思います。

それで、現在、竹内製作所の申請に伴いまして、私のところにも幾つか相談等も実はございます。それだけ竹内製作所のお決めしたインパクトが非常に大きいかなど、このように思います。過日、村長のところにもいろいろほかの企業からお話があるというようなお話もお聞きしました。

先ほども申し上げましたとおり、農地との、農業との兼ね合いもございますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業誘致の場所についてでありますけれども、何も優良農地を潰していくということだけではなくて、今、遊休の企業のところもありますし、そういうようなところを積極的にあっせんしたり、来られた方には見ていただいたり、既に契約をしたところ、あるいは稼働を始めるところもございます。

山洋電気につきましては、最近上田の工場に行きましてトップの方にお会いし、青木村が今置かれている道路整備等々の状況を説明して、あそこ少しまだ空いている土地もありますので、工場の今の活用と併せて、空いている土地への活用についてもお願いをし、興味を持っていただいているところでございます。

トンネルの話とか、そういうようなこと全く情報ないということが、行ってお話してみても分かりまして、今後持続的に土地の活用、工場の活用、それから周辺の空いている土地の活用について、山洋にはお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴貞美議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、2番目の質問項目に入らせていただきます。

これは一括でお願いしたいと思います。6項目でございます。

まず、現在コロナ禍でもあり、アフターコロナを見据えてさらなる活力ある村づくりに向けた取組、これについての6点でございます。

こちらにつきましても、8日の村長の御挨拶で、当村は今回も過疎地域の指定から外れたと、外れたという大変に喜ばしい報告というか御説明がございましたので、青木村の将来はますます明るいふうになるというふうには思っております。

それで、1としてです。地域循環型農業、地産地消を拡大してさらに育てる仕組みづくりの施策をお聞きいたします。持続可能な食糧システム構築のため、農林水産省がみどりの食糧システム戦略を作成してございます。食料システムの変革期が訪れております。

2番目として、学校給食における地元産食材利用率と有機野菜、オーガニックの導入についてお聞きをいたします。

オーガニック給食は健康的な発達に大変に有益でございます。隣の韓国のソウルの小中学校ではオーガニック無償給食が2021年から実施されております。この給食のオーガニック化は世界のオーガニックフード、また、日本各地のオーガニック給食ということで、年々増加してございます。当村におきましても、有機給食事例として、自然小麦の会による小中学校の有機パン給食が実施されております。学校給食制度のすばらしさは高評価されておりますが、その中の質について見直しが求められているところでございます。

3として、6次産業型商品の売上げ増加策と特産品の育成の施策についてです。タチアカネのブランドが確立されております。村内にはリンゴジュース、ジャム、ヤーコンの菓子、杜仲製品、乾燥キノコ等の商品がございまして、各地域におきまして、その地域に特化した商品が次々と誕生しております。長和町しかりです。先日小海町も出ておりました。小諸市あるいは東御市、そこの地域で特にIターンで来られた方たちが特産品の開発に努めていると、こういう状況でございます。

それで4番目です。担い手の育成をして青木村だからできる、そういう産業の育成の施策についてでございます。青木村の豊かな自然を活用して生かしていく、そういう考えの人たちがおります。既に、竹細工、木工品で生計を立てる方もおります。近隣でもそういう状況でございます。

5番目として、定住・移住者の増加策と、移住者の新規事業に対する施策です。2月1日信濃毎日新聞の記事で2021年の人口状況で、2021年、当村はマイナスの37人でしたが、社会増減はプラス19でございます。それで、4とも関連してくるのですが、人口増加、

税収増加から力を入れて取り組んでいただくべきと考えております。

最後6番目ですが、観光客の増加と受入れ体制強化についてでございます。観光収入増加も重点項目として位置づけられているというふうに思います。アフターコロナにおいて、東急グループ、国道143号青木峠バイパス事業によりまして、関西方面からの観光客が見込まれております。また、インバウンド等が見込まれます。こちらに対してのリピーター対策を講じる等の施策をお聞きします。

以上6点についてお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは3点について答弁させていただきます。

まず、①の地域循環型農業、地産地消を拡大してさらに育てる仕組みづくりの施策について御質問でございますが、資源循環につきましては既に竹チップ、竹パウダーを活用したコンポスト等による生ごみの堆肥化など、地域循環型農業取組が始まっております。また、畜産農家と野菜農家等が連携して堆肥を利用した地域循環型農業が実施されております。

地産地消につきましては、村で栽培した農産物を地元で消費してもらう取組が道の駅あおき農産物直売所を中心に行われており、今後も拡大による地域経済の循環取り組みます。できる限り青木村の農産物で直売所の売り場を満たすように支援し、地産地消による流通面の地域循環型農業にも取り組みます。

またその一方で、直売所運営組合員の高齢化が進行しております。道の駅を核に地域循環型農業、地産地消を拡大し、さらにこの仕組みづくりを定着するには、若い担い手組合員の確保、育成が重要となります。道の駅あおきや関係機関と連携して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、令和3年5月に農林水産省が策定したみどりの食糧システム戦略では、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食糧システムの構築が急務であるとの課題解決のため、中長期的な観点から調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組と、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するとしており、引き続き、国、県の動向を注視しつつ、村の農業者の皆さんや関係機関と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、③の御質問でございます。

6次産業型商品の売上げ増加策と特産品の育成の施策についての御質問でございます。

御案内のとおりタチアカネのブランド化に向け、様々な商品を開発し、多角的にPRし、

売り上げは順調に増加しております。村の生産者が商品化した杜仲や乾燥キノコ等の特産品はバラエティに富んでおり、村の魅力の一つとなっております。

売り上げ増加策として重要となる発信力については、村のホームページや道の駅でのPRに加え、新商品については、地域おこし協力隊の協力もいただきながら、ポップの作成等の支援も考えられます。6次産業型商品の売上げ増加策としては、1つとして直売所での販売、2つとしてふるさと納税の返礼品、3つとしてネット販売などが考えられます。村に特化した商品づくりに向け、農産物の高付加価値化については、上田農業農村支援センター、JA等と連携しながら売上げ増加を目指してまいりたいと考えております。

地域資源を活用した特産品育成の施策については、上田で既に成立がしております6次産業フロンティア支援事業補助金なども活用していただきながら支援をしてまいりたいと考えております。

④の担い手の育成、村だからできるそういう産業の育成の施策についての御質問でございますが、農業に特化して申し上げますと、新規就農者の確保育成については、上昇圏域の3市町村、JA等と連携したNPAプロジェクトの推進により、JAファームで2年程度研修後に、村で就農する担い手の確保、育成に取り組んでおります。

また、現在活躍中の担い手の皆さんへの支援としては、経営の高度化、規模拡大や後継者の育成に向け、人・農地プランの推進に合わせて、補助事業、農地の集積、セミナー等の情報提供を行ってまいります。

また、新たな就農形式であります半農半X農業者の受入れにつきましては、コロナ禍による自宅でのリモートワーク、定年延長による働き方の変化など、従来と働き方が変わってきている中で、半Xの今までの仕事をしながら、週末など空いた時間に農業をする半農半Xのような農業者も今後農業の担い手の一つの形式になると考えております。また、定年延長により、引き続きこれまでの仕事はしているものの、少し時間的に余裕がある60歳代で農業機械を保有している兼業農家、JA等農業関係者のOB、多様な農業者がみんなで村の農業を維持していくことも今後は必要であると考えております。

村では建設農林課と商工観光移住課とも連携しながら、ワンストップサービスの提供により、総合的な支援をしていきたいと考えております。村の豊かな自然を活用した取組、産業の育成につきましては、6次産業フロンティア支援金事業の補助金の紹介をはじめ、新たな分野で起業しようとする方の声をお聞きをしながら、村としてどのような話ができるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学校給食における地元食材利用率と有機野菜の導入についてお答えします。

学校としても地元食材をより多く使用したいと考えておまして、道の駅に一括で供給をお願いしているところでもあります。まず、地元の野菜で賄えるものは賄い、不足分を他の業者に発注をするということにしております。

一方で、安定して地元野菜を使用できるほどの供給力がないことが課題でありまして、率にすると10%前後かなというふうに考えております。有機野菜の使用については、味ですとか安全性の面からも、安価で安定した供給が見込まれるのであれば利用していきたいと考えております。

一方で、給食費は基本的には保護者負担であるために、安く安全な食材を利用していくことが求められるため、道の駅や農協などの事業所が、まず安定した供給ルートを構築していただくことが基本になると考えているところでもあります。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 5点目の定住、移住者に関する御質問でございます。

信州青木村への移住、定住のお問合せが増えております。賃貸物件の希望が多い状況でございます。空き家バンクへの登録された物件の賃貸物件が少なく、中古物件も毎年度末20戸あまりと需要には対応しきれていない状況でございます。新たな空き家物件のバンクへの登録を促進させていくことが重要と認識しております。移住者の新規事業に対する支援策は、現在はUIJターン事業を活用いただいております。また、移住相談につきましては、昨年からはリモートを主体として開催しておりますが、コロナの状況を見ながら、東京、中京圏へにもPRをしてまいります。

6点目の、観光客の増加策等につきましてですが、これからの観光施策では国道143号の整備により、圏域拡大の交流が見込まれます。長期振興計画にもございますが、青木村は上田地域と松本・安曇野地域を結ぶ中間地点としての立地、優位性を活かし、交流人口、関係人口拡大に向けて観光業、旅館業と連携し、道の駅あおきを拠点とするなど、様々な展開を図りながら戦略を検討してまいります。

○議長（金井とも子君） 居鶴貞美議員。

○10番（居鶴貞美君） 今、6点についてお聞きをいたしました。

青木村が自立していくために、さらなるということで今、御質問させていただきました。

今後は特に私も期待しているのは、竹内製作所とそれに伴う新たな起業、それと東急グループ、こちらに私も大いに期待をしております。

観光客が、コロナがある程度収まれば、東急からの関係者が、7万人くらいでしたですか、お見えになるようですので、たくさんお見えになると思います。それについては、やはりリピーターになっていただくためには、受け入れ態勢、状況によってはトイレとか、もろもろの関係の整備も必要になってくるだろうと、このように思われます。コロナがいつ収束するか、ちょっとわからない状況ではございますが、まだしばらくは続くかとはというふうに思われますが、長野県においてはまもなく観光客が入ってくるんじゃないかなというふうには期待しております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 10番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 松 本 淳 英 君

○議長（金井とも子君） 1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本淳英議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英でございます。

事前通告に従いまして、大きく2項目について質問いたします。一問一答での回答をお願いいたします。

まず、最初の大項目として、GIGAスクール構想の進捗について質問いたします。

教育関係者におかれましては、新型コロナウイルス第6波の到来の中、学びの機会を止めないという理想の形を目指し、日々御尽力をいただいていることお礼申し上げます。

最初の質問になりますが、当村小中学校におけるオンライン授業の実施状況、またその準備の状況、今後行政として必要とされるサポートをどのように認識しておりますでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小中学校すべての子供にタブレット1台を用意し、授業や生徒会で

は工夫して活用をしていただいております。また、小学校3年生以上と中学生全員に対しては、タブレットを家に持ち帰り、リモート授業の配信テストを行いました。今回の学級閉鎖の時には、その有効性が確認できたと考えております。

課題としては、小中学校ともに1割程度の家庭で、ネット接続環境がないために、行政として対応を考えていく必要があると思っております。実際には2月にWi-Fiルーターを10台購入しました。学級閉鎖が起きたときは必要な家庭に貸し出して対応できる体制に今、なっております。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） 次に、授業におけるタブレット端末の活用状況について質問いたします。

タブレットの活用については、現場の先生が分かりやすいように活用を進めていくと伺っております。児童への教育が第一の目的であり、ICTそのものが目的ではないことから、然るべき進め方であると考えます。学年や教科によっては、タブレットを活用しない方がいいというのも事実であるかと考えます。

以上を踏まえての質問になりますが、先生によってタブレットの活用の度合いにまだ差があると聞いております。青木村での授業におけるICTの進捗状況をどのように認識しており、今後行政としてのサポートについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 授業力、それからコンピューターにその両方に力のある先生をICT支援員として小中学校に兼務の形で御勤務いただき、ハードとソフト面の両方で、きめの細かい対応をいただいております。その様子は、今度出る4月のはつらつネットワーク通信で紹介していただくということになってはいますが、ICT利用の研修や授業研究等を通して、個別学習、全体学習、調査活動、表現活動等利用の幅は広がってきております。

行政としては、引き続き、ICT支援を配置しまして、先生方のサポートをしていただくことと、導入するソフトウェアの研究はしていきたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） GIGAスクール構想の目的の一つには、教育現場での働き方改革となっております。この実現には相当量の学習がタブレット等を用いて行われる必要があるかと思えます。しかし、目的はあくまでも子供への教育であって、ICTそのものではございません。この認識のもとに、無理のない形で引き続き息の長い対応を取っていただけたらと



思います。

今、先ほど回答のほうにございました、ソフトウェアについて質問いたします。

I C Tを進めるに当たりまして、実務的に重要になってくるのはソフトウェアの選択であります。ソフトウェアによってできること、できないことがあり、当村の教育環境を踏まえて最適なものを選ぶ必要があるかと考えます。当村の教育現場の特性をどのように認識し、ソフトウェアを選択していますでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村は11年前から小学校の4年生以上に1人1台のタブレットを整備しまして、長野県でも先駆的な取組を行ってまいりました。その歴史の中で、小学校はジャストスマイルドリルソフト、それから中学校では自立学習ソフトのすららを導入しています。それぞれ利用目的があって選定したところですが、今年1年G I G Aスクール構想のもとに、県内の状況を見たり、先生方と相談をしたりする中で新たなソフトとしてeラーニングの導入を今考えているところであります。これは子供たちのドリルをした場合、例えばドリルした場合、その結果から学年を変えてその子に応じた問題を自動的に作成したり、先生方の教材づくりも手助けしてくれたりする、そういう使い勝手のいいソフトになっております。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） ソフトウェアの導入については、一度導入してしまうとそれを変更するのに負担がかかるかと思えます。そのため、最初に導入したものを、また、最初に導入した業者を惰性的に継続利用してしまう可能性があります。当村として、どのようなソフトウェアが必要であるか明確な基準を持ち、必要であればためらわず、今eラーニングというのがございましたが、大変有益なソフトに感じられますので、ためらわず変更をしていただけたらと思います。

次に、家庭での学習タブレット活用について質問いたします。

G I G Aスクールの目的には、学びの場を児童ごとに最適化することがあります。児童ごとに異なる学習の進捗に対応するには、教室での全生徒に対する授業より、各個人の自宅での学習のほうが適していると考えられます。自宅での学習を最適化するには、必要に応じてタブレットを貸し出すことや、それに適した学習ソフトを導入することが求められます。

質問になりますが、各家庭での学習補助として端末を利用するという点について、当村の現状と今後の行政としての対応をご回答ください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在導入している中学校のすららも、小学校のジャストスマイルドリルも、一人一人の子供たちが自分で学習を進めようとするれば、主要教科の学習を行うことは可能であると考えております。

一方で安易にタブレットをいつでも家庭で使用できるようにすると、ネットモラルに反する様々な問題が発生するなど、解決していかなきゃならない課題も見えているところであります。利用促進する立場と、それから、問題が起きないようにするルールづくりに併せて取り組んでいるところであります。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） 保護者の方と話を聞きますと、やはり今回答にありましたとおり、情報モラルについての不安の声をよくお聞きいたします。この問題については、生徒に対する指導のみならず、家で実際に監督をする立場である保護者の方の理解も重要であると考えられます。保護者の方への啓蒙を含めた対応を取っていただけたらと思います。

また、家や通学において端末を壊してしまうということが心配という声をよくお聞きします。家で壊れた場合の補償の在り方、利用規約の整備、自分の家の端末からでも利用できるクラウド型のソフトウェアの導入など、体制整備を進めていただけたらと思います。

次に、中学生の高校受験対策として、どのようにタブレットを活用する方針でしょうか。中学生の児童を抱える両親の方からの圧倒的な関心は、受験になります。受験を控えて塾への通学は時間的にも金銭的にも大きな負担になります。特に、当村の地理的特性を考えますとその負担は大きなものになります。受験に対応する学習ソフト等を他の自治体以上に充実すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、中学校で使用しているすららというソフトは、すららネットという塾が作成したソフトでありまして、自主学習が可能なソフトになっております。受験対策にも十分利用可能なソフトでありまして、やろうと思えば本当にできるんですけども、生徒全員にIDを配付してあるということもあります。自宅のコンピューターを使ってでも学習を進めることは可能になっています。

しかし、実際に中学校の3年生全員にそれを使っているか聞いたところ、自主学習として利用した生徒は4、5名でありました。やはり、任せるだけでは利用はなかなか進まないという現実があります。指導者が横にいて、指導と、それから評価を併せて行う必要がやはり

あるのではないのかなと考えているところであります。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） 家庭での学習サポートにおいて、端末利用するというのは、ひょっとしたら授業で端末を利用するよりも取り組みやすいかと思われれます。まだ、4、5名しか使っていないということですが、まだ、4、5名でも使っていれば大変いいと思います。せっかく配備した端末が、持ち腐れしないよう、また、当村の地理的特性を考えて、各家庭学習補助として、タブレット端末の活用を引き続き検討していただけたらと思います。

I C Tにおける学びの場を児童ごとに最適化するというのを、この考えを進めると、最終的には学年の枠を超えた学習まで話が進むかと思えます。やる気のある児童は、授業の進捗や教育課程に関係なく学習をいたします。一方で、積み重ねが重要な教科においては、目の前の授業に関係なく授業が分からないところから学習をする必要があります。授業での対応というより、タブレットを利用した個別学習が対象になるかと思えますが、学年の枠を超えた学習について、当村の考え方をお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在でも導入してあるソフトは、当該学年の枠を超えて、予習的な学習にも復習的な学習にも使えるようにはなっております。一方で、幾らそのように環境を整えても、気持ちがなければ自主学習は進んでいかないという現実もございます。来年度導入予定のeラーニングというソフトですが、ドリル学習を本人が行った場合、その解答結果から、必要な場合は前の学年の学習内容も盛り込んだ、その子に合わせた問題を自動的に用意してくれるというソフトになっています。一人一人の子供に合わせたきめの細かな学習が、それで一層充実できるものではないかなと考えております。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） 大変充実したソフトウェアを導入していただけるということを理解いたしました。児童それぞれに最適な教育という目的の下に、引き続き、こちら柔軟な対応を取っていただけたらと思います。

次に、不登校児童に対する対応です。

松本市においては、不登校生徒に対するI C T等を活用した学習支援に対するガイドラインを定め、不登校児童に対する学習支援におけるI C Tを積極的に活用する姿勢を出しております。今後、当村において不登校児の学習支援のためにI C Tをどのように活用していく方針でしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ICTを使うことで不登校傾向であった子が、学校に通えるようになったという事例は青木村にもございます。自ら学ぶ意欲があり、自分のペースで学ぶことができる子にはICTは大変に有効だと考えています。今でも不登校傾向にある子にはICTを使った学習を通して、学校とつながっている子供がおります。また、担任や教科の先生と教科の担任の先生との担当の先生とのやり取りがあったような場合には出席扱いにしております。

今後有効な活用を図っていくつもりですが、不登校の児童生徒が学校とのつながりを深めて、学校にまた通えるようになる、そういう支援をまずは大事にしていきたいと考えています。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） やはりデリケートな問題になりますので、実際にどう行っていくかは試行錯誤続くかと思えます。ただ、各児童に適した学習機会という意味において、ICTの果たす役割は大きいかと思えます。こちらも息の長い対応を取っていただけたらと思えます。

最後に、教育現場のICTから話が離れますが、県立長野図書館ではパソコンやスマートフォンで読むことができる電子書籍の貸出しを、市町村と協力して進めると発表しております。

この事業に対する青木村の対応や、実際の進捗状況等を御回答ください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県立長野図書館が計画している電子書籍の貸出し事業につきましては、青木村も参画する予定でおります。来年度には試行を行うことになっております。これによって長野図書館が用意する学術的な専門書籍や一般書を借りることができるようになると考えております。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） 電子図書館を町独自の施策として取り組んでいる高森町でも、実際の普及に向けては様々な努力をしてお聞きします。使い方は慣れてしまえば大変便利でございますが、やはり、使い方は慣れるまで時間かかると聞いております。今後、来年度以降、実際サービスのほうが始まるようになりましたら、試しのサービスが始まるようになりましたら、村民の方々に周知や啓蒙を積極的に行っていただけたらと思えます。

次に、2項目めの物価上昇禍における行政について質問をいたします。引き続き、一問一

答での回答をお願いいたします。

連日のように、商品価格の上昇や値上げのニュースを聞くようになり、物価の上昇が我々の生活にも影響を与えつつあります。短期的なインフレの発生には、需要サイドと供給サイドの2種類の要因があります。需要サイドのインフレは、景気拡大に伴う消費や投資の増加に対して、供給が追い付かないことで生じるインフレでございます。俗に言う、よいインフレというものであります。景気拡大による賃金の上昇を伴うインフレであるため、生活への悪影響は比較的限定的なものになります。

我が国においては、GDP比250%を超える財政債務の克服が大きな課題となっております。このために必要な政策は、プライマリーバランスをゼロにするめどをつけた上で、実質経済成長率とともにインフレ率を高め、長期金利を名目性経済成長率より低めに誘導するというのが最もオーソドックスな方法であると思います。この意味において、よいインフレが果たす役割が大変重要であります。

しかし、残念ながら、現在のインフレの発生要因は主に供給サイドにあります。不作になった作物の値段が上昇するのと同じ現象です。

コロナウィルスの蔓延により生産活動が停滞しているだけでなく、脱炭素化の動きの中で石油への投資が鈍っていることが物価上昇の根本的な要因となっております。さらに、ロシアによるウクライナ侵略がグローバル貿易に大きな断絶を生んでおり、現在の状況が長期化しますと、物価上昇が今後決定的なものになると考えられます。

以上を踏まえて、当村が定める行政が定める行政サービスの料金について質問いたします。

利用者の視点である消費者物価指数をみる限り、各種物価の値上げにはまだ時間がかかる状況にあります。しかし一方で、卸売物価指数は既に大きく上昇しており、行政サービスを行う上での費用は確実に増加しております。行政サービスは生活における基本インフラという意味で、値上げには慎重な対応が必要かと思われれます。ただ、内容によっては民間が提供するサービスと重なるものもあり、費用増加を負担していただくことも現実的なものもあるかと思えます。

質問になりますが、行政サービスの値上げについて、どのように対応していくのか、また、長期的に価格の透明性をどう確保していくのか御回答ください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 行政サービスについてでありますけれども、村民の皆さんの行政サービスとその費用負担については、いつも申し上げておりますように、公平で平等でなければ

ならないというふうに、まず一義的に考えております。

公共サービスをもたらす全域に応じて、村民の皆さんにその経費を負担していただく公益的な課税があります。一方、特定の皆さんに限られたサービスにつきましては、サービスの内容に応じて、平たく言えば使用料とか手数料とか、いわゆる受益者負担としていただいている場合もございます。

御質問にございました、役場の行政は民間と違いまして、例えば小中学校でG I G A教室が始まり、その機器の購入が必要になった、それを父兄に求めるというわけにはまいりません。また、そうしておりません。行政は新たにかかった費用、それから、費用増加を即増税、使用料、手数料の値上げで対応することは、現在の青木村あるいは日本の中では行われておりません。

増税や各種の料金の値上げは、村民の皆さんの納得のいく範囲内で実施することが求められます。今回、コロナ禍の中、これから始まるでありましようロシアとウクライナの関係のグローバルな、何ていうんですか、世界的な流れの中でまたいろいろ緊急でしなければならないことがたくさん出てくるかと思いますが、今のところは県、国の今までのように支援を得ながら御質問のようなことが必要な場合には、まず、国、県の財政支援を期待したい、要望したいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） できる限り、村民の方々の負担にならないような形で、話を、方向性として進めていただけたらと思います。

ただ、長い目で見ますと、やはり透明性があることが重要かと思えます。村民の方々が御理解を得られるように、丁寧な説明を今後も、いろいろ多方面において説明をいただけたらと思います。

次に、本年度予算について御質問いたします。

物価の変動が大きい状況において、1年という単位での正確な予算を策定するのは難しいかと思えます。実際の状況に応じて補正予算を組んでいくことが現実的な対応かと思われまます。ただ、どの部分において、どの程度修正の余地があるか把握しておくことは重要かと思えます。新年度予算において、今後物価の変動に伴い、修正の可能性がある部分がございましたら御回答ください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 議員御指摘のとおり、現状の不透明な経済状況を鑑みますと、

特に物件費については、全てにおいて少なからず影響を受ける可能性があるかなというふうに見ております。とりわけ、今補正でもお願いしている燃料費ですとか、これに起因する光熱費といいますか、電気料等の上昇などが懸念をされているところでございます。

加えて、この影響が建設資材等にまた影響を及ぼしますと、修繕費ですとか、工事請負費等にも影響が出てくる可能性があるというふうに見ております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） こちらにつきましても、やはり村民の方が納得していただく、村民の皆様が透明性があることが重要かと思えます。引き続き、丁寧な説明をいただけたらと思います。

インフレに対して最も有効性のある対応は、生産性を向上させることでございます。行政の業務効率改善という意味では、マイナンバーカードを利用した各種手続とオンライン化について、新年度において予算計上をしていただいております。

コンビニにおける各種証明書の発行と併せて、村民の利便性向上と行政における業務効率の改善に資するサービスであります。期待される業務効率の改善効果やその時期について、現時点で認識されているものがありましたら御回答ください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） マイナンバーカードを利用しました行政手続につきましては、令和4年度にコンビニで住民票、印鑑証明書の交付ができるためのシステムの導入を予定しており、今議会におきまして提出してございます。このシステムの導入によりまして、これらの証明書のコンビニでの交付が可能になります。

そのほかに、これも今議会において補正予算でお願いしてございます住基システムの改修によりまして、マイナンバーカードの所有者の転出、転入の手続がワンストップで行うことができるようになります。これらの行政のデジタル化の推進により、住民の窓口における手続の手間の軽減、手続に要する時間の短縮等、住民の利便性の向上及び役場職員の事務処理の負担軽減等の事務の効率化につながることを期待されているところでございます。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） 当村においては、人口に対する行政職員の数が大変少ないという現状がございまして、このことを考えますと、利用者の増加やサービスの浸透に合わせて、自然に業務効率が改善していくものと考えられます。ただ、そのような中においても検証を怠らず、

業務効率の改善を努力を常に続けていただけたらと思います。

最後の質問になりますが、原油価格上昇を受けた補助に対する質問です。

灯油価格の上昇もあり、地域福祉券の配付が当村においても行われました。当村においては、対象を灯油に限定せず、灯油以外の商品にも利用できる一般的な商品券を配付していただき、効果的な政策となりました。

他の自治体では、灯油だけに補助の対象を限定した灯油割引券、灯油福祉券を配付したところも見られました。特定の商品に限定した割引制度は対象商品の相対価格を下落させ、本来あるべき水準を超えた過剰な消費を誘発いたします。資源配分において、代替交換による公正損失が生じるわけです。灯油割引券を配付した自治体においては、住民が灯油の価格や手元の在庫には関係なく灯油を購入したと思われます。そこには、灯油の使用を節約しようとするインセンティブは大きく低下したと考えられます。

当村においては、対象を灯油に限定しなかったため、灯油の相対的な価格は変わらず、使用量を減らそうとするインセンティブも維持されました。中には、灯油を使用しない薪ストーブやエコキュートなどをこの機会に導入した賢明な村民もいらっしゃったかと思われます。所得の再配分のみならず、灯油の使用量を減らすという生産性の向上にも資する政策になりました。

質問になりますが、今後も灯油価格の上昇が続いた場合において、補助についてどのようにお考えでしょうか。必要な方への必要なだけの補助は当然求められます。一方で、財源が限られる中で安易な方法での補助にも疑問が残ります。今後の補助の方針、方法論併せて御回答いただけたらと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 長引くコロナ禍の中、財政的に大変な家庭も事業所も増えているというふうに思っております。さらにロシアのウクライナへの攻撃は日本経済にも国民の日常生活にも大変厳しい現実を迎えつつあるというふうに思っております。

村では従来から商工会に補助いたしまして、地域消費券の発行をし、消費者と商工会の双方のメリットがある、そういった方法で地域経済の活性化、そして、村民の皆さんの暮らしの安定化を図ってまいりました。

御質問にありました灯油の値上りの対応につきましては、当初、私どもの村でも福祉灯油券の補助の発行を視野に入れて検討してまいりましたが、各家庭の暖房方法も多様化しておりますこと、また、商工会の要請も踏まえまして一般的な地域消費券で対応させていただき



ました。

原油の値上りにつきましては、国の政策発想などに期待するわけですが、これから暖かくはなりますが、追加で支援が必要な場合には、国、県の補助を視野に入れながら、内容、時期、額など、商工会及び議会など関係者の皆さんの意見を聞きながら、慎重に検討してまいります。

○議長（金井とも子君） 松本淳英議員。

○1番（松本淳英君） 必要性が生じた場合には、必要な補助を検討していただけたらと思います。補助を通した所得の再配分は、どのような社会においても必要とされるものでございます。ただ、その方向によっては副反応を発生させて、社会全体としては公正損失を発生させます。信濃毎日新聞によりますと、今回約25の自治体、対応をとった自治体の3分の1で灯油福祉券を配付いたしました。これらの実態がなぜ更正損失が発生する灯油福祉券を配付したのか、大変疑問に残るところでございますが、他の自治体の例を他山の石として検証し、当村においては引き続き、有効性のある補助を取っていただけたらと思います。

私からの質問は以上となります。

○議長（金井とも子君） 1番、松本淳英議員の一般質問は終了しました。

ただいまより、暫時休憩をとります。

14時31分からとしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時31分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（金井とも子君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入隆通議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして、質問させていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

まず1点目、情報伝達の在り方について伺います。

異常気象による災害や地震、世界的に活発化してきている火山の噴火など、また、現在のようなコロナ禍においてどのように情報を伝えるのか、やっぱり大きな問題となります。偏らず公平で正確な情報を素早く全員に伝えるということは、行政の行うべきことの大きな役割かと思われまふ。この情報伝達の在り方について、どのように村としては考へているんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 情報の在り方の考へ方でありまふけれども、情報、これを村民の皆さんや情報を必要とする人・組織に、必要な形で正確に、そして速く伝えるのが行政の責務でありまふ。今までペーパーとか声が主でございまふが、最近、画像・ITの急速な進捗によりまふ、画期的にその方法は変わってありまふ。

近年、特に災害時に緊急を有する場合の情報伝達の在り方につきまして多くのツールがありまふので、行政といたしまふて、ソフト面・ハード面双方でその在り方をしっかり対応していかなければならぬと考へてありまふ。いずれにいたしまふても、情報を素早く届け、災害から村民皆さんを安全に守り、災害を最小限にするための情報伝達は、大変重要であると認識してありまふ。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） 情報伝達の在り方については、過去何回か私のほうでも質問させていただいてありまふ。前回質問した際にも情報伝達に関しては、先ほども、災害時のことをどうするのかという問題点があるかと思ふんですけれども、その中でも、今まで対応してきていただいで解決してきているものもあるかと思ふます。現在残されている問題点といへばどういったところがあるんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 議員のほうからは3年前にも同じ趣旨の御質問をいただいでありまふけれども、その後、FMとうみの携帯アプリの導入ですとか、ツイッター、フェイスブックの活用など情報受診の選択肢となるツールを増やして、その登録を促してきたところでございまふて、一定の効果は出ているのかなというふうには認識をしておりまふところございまふ。

います。

問題点というご質問ですけれども、様々なツールを増やしてきたわけですから、増やしてもいずれも利用できない方にとっては、発信側にとっても受信側双方の問題は解決しないわけですから、情報伝達の方法については、現時点では検討にまだ終わりは来ていないかなというふうに感じているところでございます。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） 様々な対応をしていただいている、今、SNSであるとかメール、FMとうみに関しても、多分ホームページもだと思えるわけですが、ほぼ同時の配信のように見受け、私は受けるほうなので発信が同時なのかどうかは分かりませんが、ほぼ同時な形で情報が出ているように思われているので、どの情報が速いとか遅いとかいうのはあまりないようなふうにも受けますし、様々な人に情報が届くような工夫をしていただいていると感じています。

以前より、情報電話に関しては、年数も経過していますので次世代のものを検討するべきではないかという話もさせていただきましたし、村としても検討していかねばいけないという認識は持っていらっしゃるという回答をいただいていたかと思うんですが、新年度の予算案の中には、今後の検討していくという内容が、私の中からはちょっと読み取れなかったんですけれども、今後いつかは切替えなり、何らかのことをしていかねばいけないと思うんですけれども、そういった今のところの何かスケジュールのことであるとか、どういうふうにしていくのかとか、何か考えは持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 御指摘のとおりでございます。

現在の情報電話ですけれども、やっぱり停電時に機能しないというような問題点があるわけなんですけれども、その部分を除けばこの情報電話はとてもよくできた仕組みだなと感じています。そんな中で、じゃ、来年から再来年からというような形で、すぐ仕組みを切り替えるということは現時点では考えていないわけなんですけれども、情報電話もここでスタートから10年を迎えるということでございます。御指摘のとおり、次の仕組みに向けた検討を始めているところでございます。技術も日進月歩でございまして、現時点で、これでいこうという方向はまだ定まっていないところでございます。

また、現在の仕組みは、村内全域に光ファイバーを網羅しているという大きな財産ではないかなというふうに考えています。これを全く捨ててしまうというようなことについての少

しためらいもあったりというような形の中で、この光ファイバー網を生かして、例えばどんな仕組みが構築できるのかとか、あるいは全く別の形でまた考えていくのかということも含めて、また引き続き、検討を重ねていきたいというふうに今は考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） まだ具体的なことは、何か結論的なものも含めて出ていないというふうに受け取りましたけれども、私自身もすぐ何か切り替えて欲しいとかそういったことではなくて、今ある問題点をどうやって解決していくのかという、そののところを一つ一つ解決していければいいのではないかと思いますので、そういう視点で今後も検討していただければと思います。

先日、東御市では、防災ラジオの新端末が配布される予定という報道がありました。青木村でも導入されていますFMとうみのスマホアプリのメッセージ機能、この機能を使った通知というのが非常にシンプルで便利だなと私自身は思っています。また、スマホの充電は必要ではありませんけれども、充電さえできていれば停電時でも使えるツールだと考えます。

また、青木村で住まれている方の働いている方の方々は、例えば上田で勤められているとか、だけれども青木には家があるとか、そういった人たちにもそういったスマホのアプリがあれば青木のそのときの情報が伝わるということが、情報電話とかではなかなかできなかつたことでもありますので、非常にシンプルなんだけれども使えるということと、あと、近隣の市町村の情報も、それは選択すればの話なんです情報が得られるということで、上田市とか長和町とかそういった情報も同じように得ることができますので、そういった災害時の広域の情報、行政の人たちはいろいろな情報網があると思うんですけれども、一般の人たちも含めて、そういったローカルの情報を得るツールとして非常に有効なのではないかと私自身は思っています。

このように停電時でも伝えられる、発信できるようにする必要があると思うんですけれども、停電時の対策については、青木村としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 停電時の対応として、これまでも中部電力との協定ですとか、中部電気保安協会との協定をはじめ、各区には発電機を配備したりですとか、台風19号の教訓を踏まえて村での電気自動車の導入や、また、日産自動車との電気自動車の貸与をいただくような協定も締結したところでございます。

先ほど来御指摘のとおり、現在スマートフォンは、本当に最も身近な個別受信機と言って

もいいかなと思っています。エリアメールの試験も行ってその有効性も確認できたかなというふうに思っているところがございます。また、昨日現在ですけれども、防災メールへの登録者が877人です。FMとうみのスマホアプリで青木村の情報を受け取られている方というのは6,583人。人口よりも多いということは、先ほど議員がおっしゃったように、村外でも、例えば年寄りを残して村外に暮らしているような方が青木村の情報を気になって得られているというようなケースもあるかと思えますけれども、現在そんなような方が登録をされているという状況でございます。

発信側の役場は、無停電装置がございますので一定程度は発信が可能でございますので、引き続き、こういう防災メールですとかFMとうみのスマホアプリの登録等を、また折に触れてお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） こういったツールというのは、災害時のときに何でないんだとみんな言うんですけども、実は用意とかしてあったりして、そのときにみんな探し出したりすることって多かったですりするものですから、ふだんから使えるものにあらかじめ準備しておくという工夫が必要で、私たちも村民も含めて、ふだんから使える中にそういったものを持ち歩けるような仕組みに、FMとうみもメールの仕組みも同じだと思えますけれども、ふだん使いながら、そういったときにも使えるというふうに、村としては先ほどもおっしゃっていただいたように、平時のときといいますか、こういったときにみんなに本当に知ってもらえるように心がけていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

世界情勢として、ロシアがウクライナに侵攻するなど新たな局面にあります。こういった非常事態の際の連絡手段を持つことの重要性が問われているのではないのでしょうか。想定外の事態の場合の伝達方法の考えというものは、村として考えているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） あらゆる事態を想定する中で、先ほど来申し上げているような対応ですとか、連携協定の中では、ケーブルテレビ連盟とのFM放送局の開設等の協定ですとか、あるいはNTTとは、協定の中で携帯の移動基地局こちらの開設等、いずれも有事に備えて試験も行ってきているところがございます。複数手段、あらゆる方法を使って伝達を行うということになると思うんですが、私がここでこうしてお話している時点でもう想定範囲じゃないかというふうに言われてしまうとそれまでに、そういうことになってしまうわけなんですけど、やはり最後は、人の力によるところというのが非常に多いのかなというふう

にも感じているところでございます。

地域支え合い、あるいは地区防災マップの作成、また、これらを組み合わせた支え合いマップの作成に取り組んでいただいている地区もでございます。引き続き、そういった意味でも、地区防災マップの作成とその運用については、各地区にもまたお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） 現在で青木村としては、ツイッターであるとかフェイスブックといったSNSを使った伝達方法も活用していただいています。訓練のときなどにも試していただいたかと思うんですが、こういった新しい技術をまだ取り入れていくという、そういった伝達方法として今のところ何か考えているものというものがもしあればお願いします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 先ほども御答弁申し上げたとおり、スマートフォンというのが今最も身近な個別受信機であって、今後においても大きな可能性を秘めているかなというふうに考えております。現状幾つものツールで発信をしておりますので、先ほど御指摘いただいたとおり、発信する側も意外と大変というか作業が大変な部分もあるわけでございます。このほかにも公式LINEアカウントを取得してというようなことも考えていた時期もあって、ちょうどその頃ちょっと一部問題が発生したりなんかしまして、今頓挫しているところもあるんですけれども、今後もそういった意味で、良いものというか、良いツールがあれば積極的に取り入れてまいりたいというふうに考えております。また、こんなのどうだというようなお話がございましたら、御提案いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） やはりこの情報伝達というのは、村民の命であるとかそういったものにも非常に関係するものでもありますので、こういった情報の技術というものが日に日に発展していくものでもありますから、行政のほうからもそういった新しいものを、新しければいいというわけではないんですけれども、新しいものをどういうふうに生かせるのかとか、そういった視点を常に持ちながら情報伝達に関して常に考えていただけたらなと思います。

議長。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） 続きまして、2番目の地域ブランディングについて伺います。

先ほども同僚議員からも6次産業について質問がありますが、私としては地域ブランディ

ングという観点で質問させていただきます。

この地域ブランディングに関しても2回目の質問になるかと思いますが、地域ブランドを確立させるということは、私の考えとしては、ある特定な何か商品が売れるとかそういったことではなくて、その地域の商工観光全体、そして、村全体が盛り上がるということを目的としたものだと考えています。青木村としてのブランドというものをどのような考えを持っていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ブランドとは、時間や対価を払って得た価値や強みである、その価値を生かしてファンをつくることが目的とする、あるいは現在あるものというふうに私は理解しております。

青木村のブランドとは、他に誇れる豊かな自然があり、長い時間をかけて醸成してきた歴史や文化があり、何を言っても細やかな人情があるわけであります。これは、自信を持って対外的に伝えているところでございます。

地域ブランドは、地域そのものに商品やサービスを一体化して地域そのものの価値を高めることでありまして、お話のとおり、御質問にありましたとおり、地域独自の利点があるというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） 地域ブランドをみんなで盛り上げていこうということは全国各地で行われているわけなんですけど、そういった地域ブランディングの成功事例であるとか失敗事例など大いに役立つと思うんですけども、全国、もしくは周辺自治体の取組を参考にする必要があると考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 県内では特に、小布施町の取組は全国的にも先駆的な事例として紹介されるなど成功事例の一つではないかなというふうに認識をしております。葛飾北斎の天井絵に代表される歴史的文化、それから2つの記念館の建設、街並みの修景事業、特に、栗の生産から栗菓子の製造販売など小布施ブランドとして一つの形になっているのかなというふうに感じているところでございます。さらに特徴的なのは、まちづくり会社を設立して民間主導で若い力を活用したイベント等を開催されて、そこでの出会いから、またまちづくりの機運が高まってきて、いくつかの住民グループが誕生してきているとかというようなことで、地元住民にとってもそのことがまた誇りや自信につながってきているというよう

に言われています。こんなような取組が大いに参考になる部分があるなというふうに、本村においても認識しているところでございます。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） 小布施町。私としては、若い人たちが結構活発で大勢の方が集まって会議を開いたりだとか、そういったことでそこからまた新たな動きをつくっていくみたいな、それを何年も続けていくという、最近はどうやっているのかはあまり情報はないですけども、数年前までは非常に活発に動いていたことを私も感じています。そういう動きがあるというその前に、今おっしゃった小布施町のそういった民間活力でいろいろと盛り上げていくという雰囲気があったからそういったものもあったんじゃないかなと、ちょっと今、私自身思ったんですけども、いきなりそういったものが生まれるというよりは、こういった地域ブランドを何かやっという動きの中で若者も地域全体も盛り上がっていくという、本当に成功事例だと私も思います。そういった意味合いで、地域ブランドを育てていくための青木村としての取組はどういう状態でしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村独自の資源、あるいは知恵を最大限生かしまして村の特徴的な商品に、あるいはサービスに、地域名をつけて他地域との差別化を図っております。要請だけではなくて民間の皆さんにも、今たくさんところで頑張らせていただいているなというふうに思っております。

青木村には、御案内のとおり温泉、国宝三重塔、タチアカネそば、青木三山、義民、五島慶太未来創造館、道の駅あおきふるさと公園、そして、保小中一貫教育、マツクイムシのない樹林などあります。加えまして、製造品出荷額でトップクラスの、県内ではトップクラスの、ヨーロッパとか北米を市場とする竹内製作所の大規模な工場のある村としても、ブランド力を高めていけるものと期待しております。

いささか私事ではありますが、十数年前に村に戻って来たときに、村にはたくさんすばらしいところがあるよというお話もありますし、私も幾つか散見しておりました。しかし、一つにまとめたものがないということを感じまして、青木村の景観100選選定実行委員会というボランティアを立上げまして写真集を作り、そして今、100の会がカレンダーを作っていた、それにつながったかなというふうに思っております。毎年たくさんの写真を応募いただきまして500部のカレンダーを作って、青木村のカレンダー、風景をブランド力に、配ってつなげているというふうに思っております。



このブランド品をつくるということで最も大切なことは、今あるものに不付加価値を高めること、一体化すること、そういったことも1つ必要なことではないかというふうに思います。青木村のブランド力を高めることによりまして、地域の活性化はもとより関係人口、交流人口の増、移住者の増、道の駅の売上げを通しまして村の活性化につながるというふうに考えております。また、そのPRも併せて努めていく必要があるというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） 村としても、ブランディングに関して力を入れていただいていることは理解するところなんですけど、行政側の役割としては、最初、ブランドを何か立ち上げたい、そういった場合には、例えばタチアカネのように行政側が自らドンと進めていくそういったことは重要だと感じているんですけども、これからは、それを広げるためにそれを支援していく、先ほどもPRしていただくというお話があったと思うんですけども、どちらかというと裏方的な役割が求められていると考えています。そういったブランド力を強くしていく、そういった意味合いで、これも以前御提案申し上げましたが、山村振興計画などそういったものを活用して、長期間、山村振興だと3年程度できるという話を聞いているんですけど、長期間かけてブランドをつくっていく、そういった国の支援などもいただきながらブランドを育てていく、そういったことで村内の事業者が活性化していく、そのことによって、先ほどの小布施のような形で何か若者たちがすごい何か力をもって何かイベントをやったりとかするような動きにつながっていくみたいな、そういう体制をつくるべきなんじゃないかと私は思っています。なので、特産品をただつくるということだけではなくて、そういった地域ブランドを確立させていく、そういったことに力を入れていくべきではないかと思うんですがその辺についてはいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地域ブランド力の必要性、その活用方法については先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

御質問にありましたその確立するためには、たくさんの人にまずは来てもらう、知ってもらう、見てもらう、食べてもらう、そういうようなことが必要というふうに思っております。ツールとして、青木村には推定でありますけれども、年間60万にも来る道の駅あおきがありまして、そのほか田沢温泉、沓掛温泉、大法寺等々へ来られる村外の方もたくさんおられるわけでございます。先ほど御答弁を申し上げましたように、加えまして、五島慶太を通しまして東急グループの皆さんとの交流も既に始まっております。また、Iターンを超える皆さ

人も100を超える家庭の方もいらっしゃいます。

東京の移住の相談にも、積極的に青木村も参加させていただいておまして、特に県のアンテナショップであります銀座NAGANOにも出店しております。テレビでも村のところの取組をいろいろさせていただいております。幾つかやり方があるという話ですけども、私は、マス媒体とかセールスプロモーション媒体とか、インターネット媒体だとか、こういったことを駆使してブランド力の確立に努めてまいりたいと思います。

国の制度も今お話いただきましたような制度も含めてたくさんありますので、村に合った、あるいは我々の力で使えるようなものを使いまして、地域ブランドの向上に努めてまいりたいと思っています。

最近大変うれしい話がありまして、御質問のとおりぴったりなんですけれども、これは国土交通省が重点道の駅あおきの取組を大変評価していただきまして、国土交通省のホームページに重点道の駅あおきの産業振興、もうちょっと具体的に言いますと、新たな特産品タチアカネのブランディングによる産業振興への取組、商品開発やブランド力向上のための販売方法について大変よかったということで、こういったものをホームページに掲載していただけるということになりました。

もうちょっとお話ししますと、特にお褒めをいただいたといいましょうかセールスポイントとして、産業振興の特産品の継承開発について特産品のタチアカネのことなんですけれども、オリジナル商品の開発ブランド化をしたということの評価していただきました。そしてまた、加工商品の開発で県下最大のスーパーでの販売、それから道の駅での販売、それからPR用のキッチンカーの導入等々を使ってブランド力、それから知名度の向上に努めたと。

もう一つ評価していただいたのは、行政と道の駅と生産者が三位一体でこれに取り組んでいるということでございます。取組の効果として何点かやっておりますけれども、評価していただいておりますが、農産物直売所の売上金額の増加、食堂の売上金額の増加、加工品の開発、協力会社の参画、タチアカネそばの知名度ブランド力の向上というのを特に評価していただいております。

私もこの数字を特に今まで足し算をしてこなかったといいましょうか、計算してみなかったんですが、農産物直売所や食堂の売上げが平成28年から令和元年度で約2倍に増加したといことを取り上げていただいております。これは例でございますけれども、道の駅など村内の資産を活用いたしまして、御質問の地域としてのブランド力を確立してまいります。

○議長（金井とも子君） 宮入隆通議員。

○4番（宮入隆通君） タチアカネを中心としたブランディングをしていくという青木村の姿勢といいますか、それは引き続きお願いしたいと思うんですけども、今、もちろん道の駅を中心としてタチアカネを広げていくという動きがあるかと思うんですが、村の食品の加工業者であるとかお菓子屋さんとかパン屋さんとか、そういったところも含めて、タチアカネでもしやるのであれば、タチアカネの何か1つ商品を作ってもらおうとか、そういったものに6次産業のフロンティアのものを使っていただきながら、どんどんタチアカネを村だけが押していくというよりは、民間の人たちがどんどんタチアカネを使ってやっていくという動きを、ぜひ村としてもつくって、そういう動きをもちろんフロンティア助成金があるから使っているのはわかるんですけども、そういうことではなくて、どんどんタチアカネをみんなで盛り上げていこうという、そういうことを村の事業者と一体となってぜひやっていただきたいと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 4番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました8人の議員の質問は、これで全て終了いたします。

---

#### ◎総括質疑

○議長（金井とも子君） 引き続き会議を進めます。

これより令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 以上で、総括質疑を終了いたします。

---

#### ◎委員会付託

○議長（金井とも子君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第2号、議案第13号から議案第19号までを常任委員会に付

託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 資料を事務局より配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（金井とも子君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より内容について説明申し上げます。

片田事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和4年第1回定例会議案等付託委員会明細について御説明申し上げます。

委員会付託する案件につきましては、議案第2号、議案第13号から議案第19号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下の報告1号、議案第3号から12号につきましては、本会議での御審議をお願いいたします。

初めに、議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算につきましては、次のページをお願いいたします。

歳入について2ページにわたって記載がございます。該当するページにつきましては、左側に記載しております14ページから35ページまでということをお願いいたします。

歳出につきましては、最後の4ページ目になりますけれども、御覧いただきたいと思えます。該当するページは36ページから179ページとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては、下の表のとおりとなっております。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄にそれぞれ記載がございます委員会をお願いをいたします。

最初のページに戻っていただきまして、議案第14号と16号、17号は社会文教委員会をお願いいたします。議案第2号、議案第15号、議案第18号、19号につきましては、総務建設産業委員会で御審議をお願いいたします。

なお、委員会審議の会場ですけれども、従来、会議室1で行っておりましたが、今議会におきましては本会議場、こちらの会場で行うこととお決めいただきましたので、よろしく御願いたします。お座りいただく配席等につきましては、当日御案内をさせていただく予定でございますので、よろしく御願いたします。

以上、委員会付託明細について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 何か不明な点等ございますでしょうか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） ありませんので、以上で委員会の付託を終了いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時07分

令和 4 年 3 月 1 8 日（金曜日）

（第 3 号）

## 令和4年第1回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和4年3月18日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2号 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 村道路線の認定について
- 日程第11 議案第 9号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 日程第12 議案第10号 令和3年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第13 議案第11号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第12号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第15 議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算について
- 日程第16 議案第14号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第15号 令和4年度青木村別荘事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第16号 令和4年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第17号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第18号 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第19号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について

出席議員（10名）

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長	片田幸男君	参事兼 商工観光移住課長	花見陽一君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機監	多田治由君
建設農林課長	稲垣和美君	教育次長兼 公民館長	宮下剛男君
保育園長	成沢亮子君	住民福祉課兼 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	高柳則男君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君	建設農林課 課長補佐兼 建設係長	小林義昌君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢幸哉君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君
総務企画課 課長補佐兼 企画財政係長	小林利行君	住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女敦君
住民福祉課 福祉係長	依田哲也君	総務企画課 庶務係長	宮澤俊博君
教育委員会 教育係長	金井大介君	商工観光 移住課長 商工観光移住課長	小山明之君



課 兼 長  
画 佐 係  
企 補  
務 長  
總 務 課

小 林 宏 記 君

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長

片 田 幸 男

事 務 局 員

小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

なお、議案第1号、発議第1号、第2号については、議会初日に審議、採決が済みしております。

---

◎委員長審査報告

○議長（金井とも子君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告をお願いします。  
居鶴総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

3月14日に、総務建設産業委員会に付託されました議案につきまして審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定によりまして御報告を申し上げます。

議案第2号です。青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例についてです。条例制定の経過や効果、法律との関係、自然エネルギーに対する村の方向性や村民への周知等、多岐にわたり質疑があり、村長をはじめ、担当職員から説明がありました。

本条例の制定については、村民や各種団体、地域から条例設置の要望があり、村では他市町村の条例等も踏まえ策定に向けた作業を進めてきました。本条例は、禁止区域以外では、条例に基づき手続を経ることで設置できるものとしており、全ての設置を制限するものではない、審議会においては賛成多数で、審議会として可として答申され、パブリックコメント

でも大多数が賛成であり、これらの結果を尊重するとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第13号です。令和4年度青木村一般会計予算の認定について、総務建設産業委員会付託部分です。

歳入では、固定資産税、住民税、入湯税の今後の状況、地方債の借入れ条件などについて質疑が出されました。

また、歳出では、企業人材派遣制度、送迎バスの運行の状況、税務会計課で撮影する航空写真の活用方法、避難所の空調設備の進捗状況、新規就農者の状況、森林整備の方針、キャンプ場の利用状況などについて多岐にわたり活発な質疑があり、村長をはじめ担当職員から説明がありました。

令和4年度は、第6次青木村長期振興計画のスタートとなる年度で、6つの重点プロジェクトを中心に取組の予算が計上されるとともに、新型コロナウイルス対策の予算が引き続き計上されております。また、タチアカネソバのブランド化、柿ノ木水路の改修など、村の抱える課題に対して、きめ細やかな配慮ある予算となっております。今後も各地区や村民の要望に応える事業の展開を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第15号です。令和4年度青木村別荘事業特別会計予算の認定についてです。転売の状況や管理費の算出根拠などについて質疑がなされ、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第18号 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算の認定についてです。水道施設の現状の状況や今後更新見通し、貸借対照表等資料の企業債の整合性について質疑がなされ、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第19号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算の認定についてです。償還金の今後の見通しや委託業務の選定や内容等の質疑がなされ、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上です。

○議長（金井とも子君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

宮下社会文教委員長。

○社会文教委員長（宮下壽章君） 私のほうからは、3月15日に審議いたしました社会文教委員会について御報告させていただきます。

本委員会に付託の事件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

事件の番号、件名、決定の理由の順で申し上げます。

議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算の認定について、社会文教委員会関係部分について御報告いたします。

住民福祉課関係につきましては、県補助金の児童医療費給付事業補助金の対象年齢拡大に関することや、マイナンバーカードの交付状況と住民票のコンビニ交付システムの内容、人件費対策の予算内容、高齢者ニーズの調査の内容、地域包括支援センター介護予防に関する内容について、ごみの分別と一部変更に伴う収集業務の現状と課題、地域猫活動事業の効果などについて質疑がなされました。

教育委員会関係につきましては、保育園園舎の増築、小学校のアレルギー対策に対する給食の対応やオンライン教材、公民館では大学生グループによる活動の状況、文化会館空調設備設置工事、美術館や五島慶太未来創造館のイベントの計画、沓掛区野生里芋群生地環境整備、村総合体育館LED照明工事などについて質疑がなされました。

この案件につきましての討論では、賛成の立場から、住民福祉課関係では、住民要望が多様化する中、新しく高齢者の保健事業と介護予防の一体化や日常生活圏域ニーズ調査、マイナンバーカードの普及とコンビニ交付システムの構築による住民サービスの向上が図られる予算となっています。教育委員会関係では、保育園から中学校までの給食費無料化やICT支援員、スクールカウンセラーの配置、中学校の専科職員の強化とGIGAスクール構想の充実や教育委員会関係施設の設備の充実に関する予算がなされており、全般にわたり適正に予算編成がなされているとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第14号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算の認定についてでございます。新規事業である生活習慣病重症化予防対策事業、特別交付金の保険者努力支援分、繰越金や国民健康保険税率の在り方等について質疑がなされ、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第16号 令和4年度青木村介護保険特別会計予算の認定についてでございますが、地域密着型介護サービス及び施設介護サービス費の内容、一般介護予防事業費の減額理由、任意事業費の内容について質疑がなされ、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第17号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についての認定でございます。  
討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

以上、社会文教委員会の審査について御報告といたします。

○議長（金井とも子君） 委員長報告が終了しました。

---

#### ◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、質疑を行います。

令和3年度 青木村一般会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第2号 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例についてを議題としますが、本件は、先ほど委員長より報告が済んでいる案件となります。

では、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 立ってということによろしいでしょうか。それとも委員会のときのよ  
うに座ったままの発言でしょうか。

○議長（金井とも子君） 一応、本会議場では立っていただいて。

○5番（坂井 弘君） 立ってでいいですか。分かりました。

それでは、総務建設委員会の報告に対しての質問をいたします。

総務建設委員会での審議過程において提起された未解決のままの疑問点が幾つかあったよ  
うに、私は記憶をするところです。運用の中で、そのことについては解決していくと  
のことで回答があったわけですが、疑問としては残ったままになっておりました。

これらについて総務建設委員会では、どのように判断して採決に至ったのか、とりわけ本  
条例案の第2条2項、太陽光発電事業の定義に関する疑問については、この定義が確定され  
なければ、条例の是非が判断できないものであるというふうに私は考えているところ  
です。

総務建設委員会での議決の際に、確定された定義を示していただきたいと思  
います。

○議長（金井とも子君） 居鶴委員長。

○総務建設産業委員長（居鶴貞美君） ただいまの2点でしたですかね。坂井議員、2点  
でしたか。

〔「1点で」の声あり〕

○総務建設産業委員長（居鶴貞美君） 1点で。すみません。坂井議員、もう1回ちょっと  
お願いしたいんですが。ちょっと今、十分理解していない部分ありましたので、すみ  
ません、ちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） では、繰り返させていただきます。

総務建設委員会での審議過程、私も委員外議員として、その審議を見守ったわけであり  
ますけれども、その際に提起された疑問点が幾つかあったかと存じます。未解決のまま残  
された。運用の中で、そのことは考えていくというふうな村当局の答弁等があり、根本  
的にはそ

の疑問が解決されないまま過ぎたというふうに私は理解するところなのですが、幾つかの  
というように申しましたが、その中でもとりわけ第2条第2項の中に、第2条は定義の部分で  
すが、2項では太陽光発電事業の定義が示されておったかと思えます。それに対する疑問点  
が出され、その定義が確定されなければ、この条例の是非を判断することが難しいというふ  
うに私は思っているところです。

もう少し具体的に申しますと、その事業というのは、売電だけなのかそうでないのかとい  
う中で、売電のみではなく、全ての太陽光発電の行為そのものが事業に当たるとい  
う御答弁であり、さらにそれに対して、では小さな日常的に家庭で行うような、ある  
いは農業の中で行うような、そうしたものも事業の中に含まれるのかどうかというその  
点について明快な形の判断ということがされていなかったように私は思っております。

その部分のことが解決されないままでは、条例の是非が判断できないというふうに思  
うところですので、ぜひそこは明らかにしていただきたいのですが、総務建設委員会  
では、議決の際にそのことについては判断されたものと思えますので、どのよう  
に建設委員会ではそのことの定義を確定して議決したのかお聞きをしたいという  
ことであります。

○議長（金井とも子君） 居鶴委員長。

○総務建設産業委員長（居鶴貞美君） それでは、お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、委員会におきまして、この条例につきまして委員  
の方から質問が出され、それで答弁もいただきまして、それに基づきまして、委員  
の方全員が賛成されたという経緯でございますので、審査結果につきましては、先  
ほども申し上げましたとおり、委員の方の全員の総意ということの結果であり  
ます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 確認をいたしますが、先ほど私が疑問を提起した問題につ  
いては、それについて定義を確定するということとはなされないまま議決された  
ということによろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 居鶴委員長。

○総務建設産業委員長（居鶴貞美君） 私のお答えは、審査の経過、結果につ  
いてのみ、私、委員長としての立場でお答えするということでありま  
すので、ただいま申し上げましたと  
おり、そのとおりで結果が出ましたので、内容についてはお答えできません。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第2号については、条例ができることについては理解し、また緊急度が高いことも理解するところであります。しかし、野立てであれば小さなパネルから条例の対象となり、農業、観光面、また、何より村民の生活に大きく影響を与える可能性があります。明確な基準についての審査が不十分と思われるので、会議規則第46条の規定により、総務建設産業委員会に再付託され、会期内で採決されることを望みます。

○議長（金井とも子君） ただいま、宮入議員から議案第2号については、総務建設産業委員会に再付託することの動議が提出されました。

賛成の方はいらっしゃいますでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井とも子君） この動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

議案第2号を総務建設産業委員会に再付託することの動議を議題として採決を行います。

しかしながら、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

議会運営委員の議員の皆様は、別室のほうで御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前10時06分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案第2号を総務建設産業委員会に再付託することの動議を議題として採決をただいまより行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井とも子君） 3名の賛成ですので、賛成少数です。

したがって、議案第2号を総務建設産業委員会に再付託することの動議は否決されました。

議案第2号 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例について討論に入ります。



反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例についての賛成の立場から申し上げます。

本条例案は、要綱から考えますと5年以上時間をかけてつくられてきたものであり、私自身、議員として初めての一般質問の項目として、太陽光発電設備に関わる条例化について上げていました。

太陽光発電については、脱炭素化が叫ばれている現在において、自然エネルギーということとで売電事業だけでなく、多くの電源として活用されてきています。また、電気はつくりながら使うものとして、蓄電システムを導入する方も増加しています。コロナ禍におけるライフスタイルの変化などから、昨今のキャンプサイトなど、自然環境の中で独立電源、オフグリッド電源といいますけれども、それを太陽光発電を楽しみながら使う方法もあり、使い方は多様化しています。

考えただけでも電気柵などの農業分野、キャンプ場や公園などの観光、そして非常時の電源としての防災面、趣味として、そして屋外の照明などで、いつもの暮らしの中で当たり前のように使われてきている太陽光発電の設備類ですが、本条例案では、多くのものが対象となり得ることから、村民に不安や負担をかけない工夫が必要です。

条例化に際しては、多くの村民がそれぞれの立場で考え、意見が反映されたものと思います。条例による不要なトラブルが起きないように、早急に明確化する対応はしていただきますようお願いいたします。

各世代にとって理解でき、また、時代に合った対応も必要であります。今後、想定される工場建設に伴う大規模な太陽光パネルの設置などについては、屋根設置でも問題となることが多いため、議論していく必要があります。青木村が将来迎えようとする様々な環境の変化に即した形で、これからは寛容性と公平性を保ちながら本条例が運用されることをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論ありますでしょうか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第2号 青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 平成25年度に災害対策基本法が改正され、その中で避難行動要支援者名簿が義務づけられているということで、それに基づいてというふうな、今回の条例案の説明でございました。この名簿はいつまでに作成するということが義務づけられているのかどうか、その点、まず1点お聞きします。

○議長（金井とも子君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） こちらについては、平成25年度法改正に伴い、国が全ての自治体に作成を義務づけたことから、その年度からということになります。青木村につきましても、名簿自体は整備してございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、名簿ができているというお話なので、もう活用できる状況に入っているというこのわけですね。その点については安心をしたところではありますが、この災害対策基本法49条の10に義務づけがされていて、以降9年間経過している中で、本条例がこれまでなかったことがなぜなのかなというふうなことを疑問に思ったところではありますが、作成はされているということで理解をしました。

さて、執行日が交付の日というふうにされておりますけれども、この活用について、今後どのようにお考えか、委員会審議の際にも少しお話を申し上げた部分がありますが、支え合いの会には、支援マップの作成ということはずっと言われてきているわけですが、なかなか

進んでいない実情があるかと思います。

ぜひ、この条例が制定された暁には、それを活用した形でマップづくりが旺盛に進んでいくというふうになってほしいなあと思うわけですが、そういったマップ作成のめどをどのように考えてられているか、その辺りのことを少しお話いただければと思います。

○議長（金井とも子君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） ただいまの御質問ですが、今後の活用と支え合いマップの作成ということでございますが、今回の条例につきましては、今までの状態ですと有事の際、実際に災害が起きたりした場合には、その名簿を活用した活動ができるわけですが、日常的な訓練ですとか、支え合いの中では使えないという状況でした。それをある特定の皆さんには活用できる状態にしていくというのが今回の条例の目的でございます。

ここの資料にもありますけれども、全部を公表するというのではなくて、本人が希望しない場合、届出があった場合には、その部分は割愛して公表するというような手だても必要になりますので、スケジュール的にはこの条例を交付した後、公表するまでに若干の時間をいただいて、拒否者の届出を待つ期間を設けて、その後提供という運びになっていこうかと思えます。

支え合いマップでの活用でございますけれども、こちらについては社協が中心になって、今進めていただいているのが現状でございますが、そういったときの資料としては十分活用できるものであると考えますので、順次、そこは各自治会の皆さんと協力しながら進めていくことになるかと思えます。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに何か質問ありますでしょうか。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） じゃ、お願いいたします。

この名簿がつくれるということは、非常にありがたいことだなというふうに感じております。ただ、ちょっと質問したいわけですが、この名簿ができました、これを関係機関というと、ここにもう列挙してありますように幾つもの関係機関がございます、また、我々身近なところでは、地域支え合いというような団体もあるわけですが、もし有事、避難が出たというときの、まず、第一責任者というような形は誰になるんですか。

○議長（金井とも子君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 有事の際の責任者ということでございますが、この名簿の取扱いについては村が主体にはなりますけれども、各関係機関、一番近いところでいくと、支え合いの会もそうですけれども、各地区の自治会になろうかと思えます。

そちらで保管してもらっている部分について、災害が発生したとかというときには、その名簿を活用して逃げ遅れの確認ですとか、要支援者、どういった手だてをするかというような判断をしていただくようになりますが、村で全部のところを指揮するわけにはいきませんので、実際のところ今までの経過を見ますと、各地区の区長さんなり、消防団なりが主体になっていこうかというふうに考えます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。名簿が今、村にはあると、また、進んでいるところは、地域支え合いなんかでも完成されているところもあるわけですが、私、望むところは、こういった条例ができるに当たって、ぜひ、できるだけ早く、なかなか地域の支え合いの皆さんに頼むぞ、頼むぞというふうになかなか言われても、なかなかその手腕というか、そういったことが難しいなというように思いますので、村としても、ぜひ、アドバイザーといえますか、人をやって、できるだけ早く各地域にこういった名簿をつくとともに、避難誘導なり、一朝有事の際には役立つようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

ここで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

私は、本議案に賛成の立場で討論いたします。

近年、大規模火災では、犠牲者の多くが高齢者や障害者などの災害時要支援者となってい

ます。新潟中越地震では、犠牲者の多くを高齢者が占めており、また、東日本大震災で犠牲となった障害者の割合は、住民全体と比較して約2倍であったとの報道もあります。地域防災上の大きな課題となっています。

こうした教訓を踏まえて、先ほどからあるように、国は平成25年に災害対策基本法を改正するとともに、要支援者の避難行動支援に関する取組指針を示し、災害時に避難支援を要する方の名簿として避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけました。

一方、阪神淡路大震災では、9割以上の方が自分の家族や近隣の力によって救出されたという報告があります。地域の力が大切だということでもあります。

そこで、自力避難が困難な高齢者や障害者等を避難から保護するためには、平常時から支援体制を構築しておく必要があります。そのために災害発生時の避難で特に支援を要する者の名簿、避難行動要支援者名簿の作成を行うことが重要です。その名簿の活用に関して、今回は平常時と災害発生時、それぞれについて避難支援者に情報提供を行うための制度を設けることとした条例であります。

これから支援マニュアル等を作成していただき、地域において要支援者の個別支援計画を社協さんの支え合いマップとともに作成し、日頃から声がけ、見守り活動等、災害時の避難支援体制を整えるために、各地で自主防災組織がつくられ、この名簿を活用されることを要望し、本議案に賛成するものであります。

以上。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第3号 青木村避難行動要支援者名簿に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第4号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第4号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お聞きします。

村の職員の男性職員の育児休業の取得の現状等についてお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 条例等整備はされているわけですが、現時点で取得した者はありません。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 第21条ですが、ここに3つの措置が掲げられております。この3つの措置を講ずる用意はできているのでしょうか。また、具体的にどのような措置が講じられる予定かをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 特に会計年度任用職員につきましては、毎年といたしますか、採用に関しましては、面接等を実施して行っているところでございます。その際に、労働条件通知書等をお渡しする中で、細部にわたって、何と申しますか、労働条件等については御説明をしているところでございます。そんなことにつきまして、また折に触れて、12月には必ず面接をするような機会もございますので、そんなようなことに触れて、きめ細やかに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの説明は、会計年度任用職員自身に対する説明というふうな部分であったかと思いますが、21条は、任命権者としてのすべき行為として、職員全体に対して育児休業の研修というようなことをする必要があるとか、そういったことが盛り込まれているというふうに思ったんですが、そうではないんですか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） そのとおりでございます。一般職と申しますか、職員については、年間に職員研修等の機会が何回か設けられておりますので、そういった中で、また周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 私、あえてこの部分について取り上げたのは、本当に近年になって風通しのよい職場になってきているということを感じていますし、お聞きするところでありますが、こう言うては申し訳ないかもしれないけれども、かつてはそういう状況がなかなか生み出しにくかったというふうなことがあったやにも聞いております。

そうしたことについて配慮されて、職員皆さんが気持ちよく権利を行使できる、いろんなことが言われたい、そういった風通しのよい職場であってほしいという願いから質問させていただきました。そんな職場づくりをしていただいていることは、重々承知をしております

が、これからもよろしくお願ひしたいということを申し上げて質問とします。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） 賛成ですか。

○議長（金井とも子君） 反対。

○6番（松澤正登君） すみません。



○議長（金井とも子君） 反対なしでよろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に賛成をする立場で討論をいたします。

村の消防団の報酬は、昭和38年以来、約半世紀余に及ぶ期間、費用弁償の一部は改正されたものの、報酬額の改正はありませんでした。

消防団は、火災はもちろん、近年多発する大雨や地震といった災害にはなくてはならない存在であります。消防団を取り巻く環境は、昨今ますます厳しい状況です。災害が多発する時代に入り、常備消防だけでは対応しきれない防災や災害支援にも期待がされています。

消防団員は、青木村の防災の担い手として、また、青木村の未来を託す大事な担い手としても大変重要な一人一人であります。今後もよりよい消防団を築いていてもらいたいし、安心・安全な村づくりにも一層の協力を期待するものです。

報酬改正案に当たっては、報酬を見える化とするとともに、活動への理解をより得やすくすることにより団員確保にもつながるものと期待するところであります。

よって、本条例に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第8号 村道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第8号 村道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第9号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第9号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第10号 令和3年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第10号 令和3年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第11号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第11号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第12号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第12号 令和3年度青木村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 引き続き審議を進めますが、議案第13号から議案第19号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件となります。

議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 私は、本予算案に賛成の立場で討論いたします。

一般会計30億8,300万円の歳入歳出について、総務建設産業委員会と社会文教委員会に付託されました議案について審議いたしました。

歳入につきましては、村税はコロナ禍からの持ち直しで、昨年比微増、地方交付税も増額され、コロナ禍からの経済復活とウィズコロナを目指す予算編成となっており、その配慮が伺えます。

総務費では、地方創生臨時交付金事業1億39万円、参議院選挙、県知事選挙費1,480万円、農林水産費では、タチアカネ補助600万円、当郷柿ノ木水路改良に7,000万円、当郷国道北村道改良工事1億1,450万円等、村の抱える課題に対して多岐にわたり適正に計画されています。継続的な対策と新たな事業を促進するための予算編成となっており、評価することができます。

住民福祉課関係で、新しく高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業、次期高齢者福祉計画に向けた日常生活圏域高齢者ニーズ調査への予算が計上されて、これからの高齢化社会に向けての対策に効果が期待できる内容となっております。また、マイナンバーカードの普及とコンビニでも証明書が取れるコンビニ交付システムの構築が図られ、住民サービス向上と窓口業務の軽減が図られていく内容となっております。

教育委員会関係では、保育所、小学校、中学校での給食費無料化に3,400万円が盛り込まれており、コロナ禍における保護者の負担軽減が図られています。また、ICT支援員、スクールカウンセラーの配置、保育所の園舎増築、小学校の下水道設備の工事、中学校では給食補助員、専科の職員の増強、また、GIGAスクール構想の充実等、子供たちの教育環境にも配慮された予算となっております。また、文化会館の空調設備の5,310万円、総合体育

館の照明のLED化に440万円と、公共施設が快適に使いやすく長寿命化も図られています。

以上、現在の地方財政下にあつて最善を尽くし、かつ将来的に希望を与える予算案であることを確信いたし、本予算案に賛成するものであります。

以上。

○議長（金井とも子君） ほかに賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第13号 令和4年度青木村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第14号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第14号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決

されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第15号 令和4年度青木村別荘事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第15号 令和4年度青木村別荘事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第16号 令和4年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。



討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第16号 令和4年度青木村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第17号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第17号 令和4年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可

決されました。

---

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第18号 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第18号 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第19号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第19号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（金井とも子君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回青木村議会定例会を閉会とします。

閉会 午前10時43分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和四年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和四年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録